Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

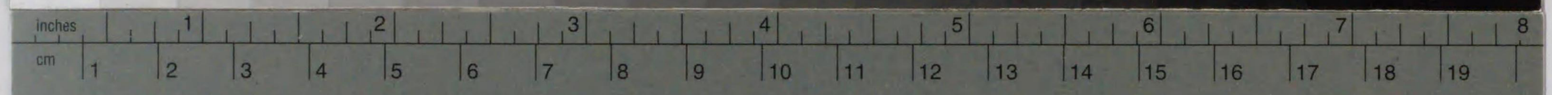

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

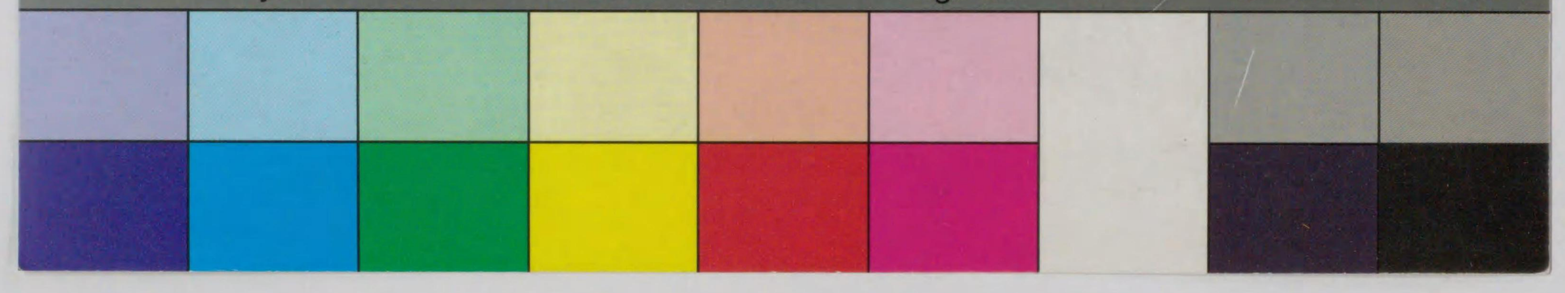

577
577-62
12005015203351

俊頌六部志

宮原直佑編輯

1150

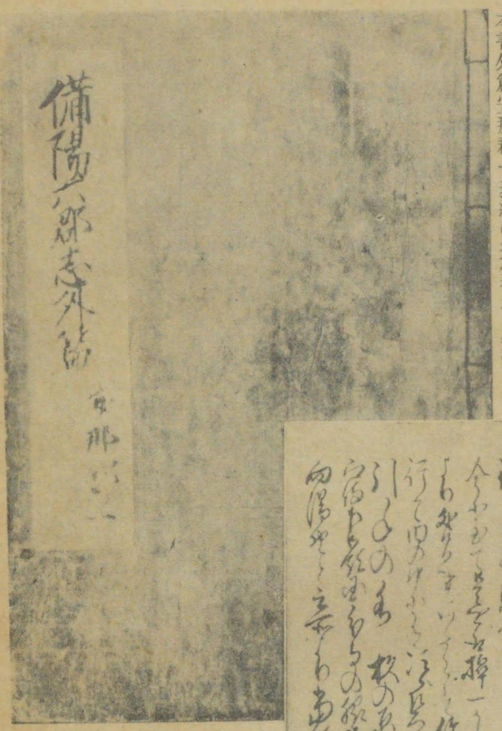

本書外篇安那郡一表紙の巻（著者自筆）

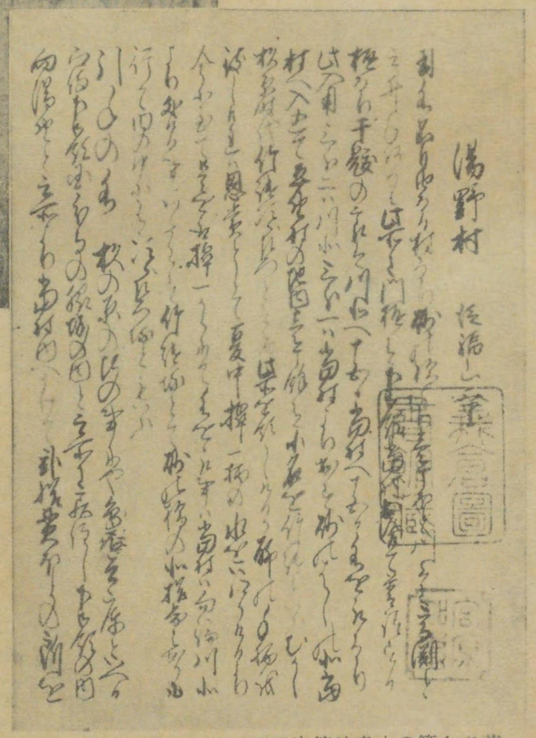

著者自筆の本書外篇安那郡二の内、湯野村の一部

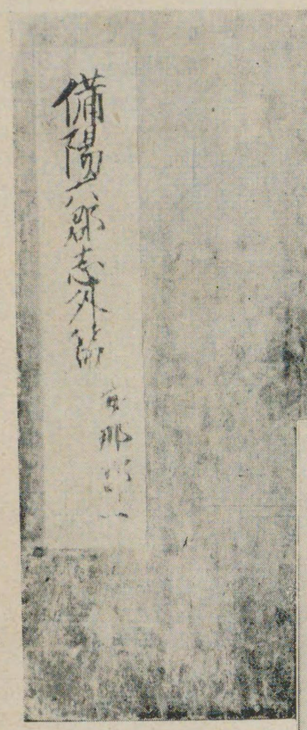

本書外篇安那郡一表紙の簽（著者自筆）

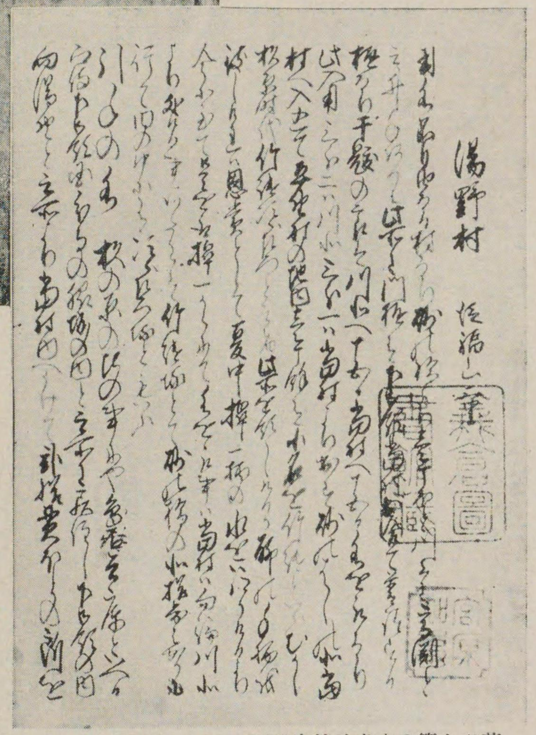

著者自筆の本書外篇安那郡二の内、湯野村の一部

577-62

著者小傳

備後鄉土史會が昭和二年十月二十三日、福山市寺町一心寺に於て、著者の爲に法要を嚴修し、其の英靈に對して本書の發行を報告したる祭詞を左に揭げ、小傳に代ふることゝする。（校訂者）

維時昭和二年十月二十三日、備後鄉土史會々員等捻香膜拜、虔みて故宮原翁の英靈に報告するところあらんとす。

按するに翁、氏は宮原、幼名與九郎、後ち八郎左衛門と改む。諱は直伾、何有と號し、無二直翁伾圓居士と法諡す。元祿十五壬午の年、福山に生れ、安永五丙午の年十月六日を以て歿す、壽七十有五。福山寺町一心寺に葬る。父與五右衛門直重、阿部侯に仕へ、賄役となる。翁二十三歲始めて出仕す。是より先き部屋住十年間、醫伯山上養純に就き外科術を修め診療に從事中、深津郡川口村庄屋文右衛門と交り殊に厚く、因て田畑掛作の檢見を託せられ、竿入歩切等の大要をも會得するに至れり。當時同村に水野家の浪士止月加兵衛と云ふ者あり、其子金十郎不行跡ありて一家窮乏に及び、川口、多治米、其他近村庄屋の書記に雇はれ、僅かに糊口を營めり。而して同家傳來古今の書類等を翁に寄贈す。蓋し翁素と加兵衛の愛子金十郎と同干の因緣ありたるに由る。是れ翁が六郡志を起稿するの材料となりしなり。後ち翁三十一歲卽ち享保十七年壬子の秋、諸國蝗害多く、福山封內亦此の厄を免れず。翁は勘定頭三上某、勘定方木村某、佐々木某と共に沼隈、品治二郡の村落檢見役として出張を命ぜられしに、同僚孰れも其の技に熟せず、剩へ醉飽叱責を恣にするに反し、獨り翁のみ村吏等に厚く、頗る信賴を受けたるを以て、同僚之を嫉み、八郎左衛門は川口村庄屋文右衛門と親み善し、故に檢見の事を下民に漏洩するの虞ありと讒告し、上官稍々之を用ゐたるを見、翁復た檢見の事に與らず。其後ち再起を勤むる者ありしも終に之れに從はず。是より翁二十餘年の久しき、普請奉行、荒物奉行等の卑職を務むるの傍ら、六郡志の編纂を決意し、封內に於る各地方の逸聞、收納等の探求蒐集に勉め、見聞するところ隨て記錄せざるなし。而も勘定所の簿册を謄寫せず、又其の吏僚の援助を假らず、唯だ加兵衛、文右衛門より得たる資料を基礎とし、加ふるに市井巷閭の遺聞を集め、以て諸稅、舟法、社寺、土木、古跡、景勝、鐘銘、巷說、其他の事、悉く之を輯錄して漏すところ無し。刻苦勵精數十年の久しきに亘り、遂に四十餘卷の備陽六郡志を大成す。實に我が備後の鄉土史として、空前の大著と謂ふべし。後年菅茶山、藩命を奉じて福山志料を編纂するに方り、本書を引用するところ甚だ多し、以て其の價値を覩ふに足る。古へ孔子用ゐられずして述作あり、司馬遷罪せられて史記あり、文天祥囚禁せられて正氣歌あり、賴山陽幽閉せられて日本外史あり、翁亦不遇にして六郡志の著あり。古今

其の軌を一にすること斯の如し。嗚呼翁の名當世に顯はれずして却て知己を後世に得。翁逝いて既に一百五十有二年、其の裔孫國雄氏、官に陸軍中將に任せられ、軍門の重職に在るあり、蓋し餘德の效すところなり。一世の名著六郡志は本會の主唱に依り刊行將に近きに在らんとす。是れ卽ち翁の遺業を不朽に傳へ、且つ鄉土の史實を明らかにせんと欲するに因る。茲に之を報告せんが爲め、著者墳塋の所在地一心寺に於て法筵を設け、花果蔬菜、聊か以て靈前に供ふ。物微にして賤からずと雖も、翁が終生事に從ひたる鄉土の史實を研究するの會衆、相參聚して敬拜し、古を語り今を談じ、追遠思慕、謹で其の至情を布く。尙くは英靈髣髴として格り饗けよ。

蒼蒼小學

備陽六郡志の校訂並に發行に就て

一、本書は廣島縣福山中學校——今の廣島縣立福山誠之館中學校——圖書館より義倉圖書館に移管された寫本に依り、一たび筆耕子をして原稿を作成せしめ、更に大正七年九月六日著者直伯翁の裔孫たる宮原國雄氏より義倉圖書館へ寄贈にかゝる、著者の手記原本に據り、校訂者が自から嚴密なる校合を爲したものである。斷つておくが、寫本には文字の誤謬脫漏も少なからず、甚しきは原本二枚を脫したところなどもあつた。尙著者が手記の原本にも誤りと認むべきものあり、まゝ括弧を施して校訂者の卑見を加へておいたところもある、幸に參考に資せられたい。併しながら是れでも萬一校合洩れもあるべく、また印刷に際して校正おち若くは誤植が無いとも限らない、其の邊は偏へに御寬恕を仰ぐものである。

二、六郡とは深津、安那、芦田、品治、沼隈、分郡のことである。卽ち今の深安、蘆品、沼隈、福山の一市三郡に當るのであるがそのうち此の六郡志には、當時の天領——幕府直轄の領分——であつた安那郡內の箱田、西中條、東中條、三谷、矢川、山野芦原の各村、並に粟根村の一部と、中津領——豐前國中津城主奧平家領——卽ち百谷、北山の二箇村は除かれてある。また當時の分郡とは元祿十三年正月十一日出羽國山形の城主松平下總守忠雅が福山十萬石に封せられ、同年秋入城、此時より行政上便宜のため、深津郡のうち野上、多治米、川口、本庄、木之庄、坂田、中津原、岩成(上岩成、下岩成)、森脇の各村と、沼隈郡のうち鄉分、山手、津之鄉、加屋、佐波、神島、草戸、水呑、田尻、後地(原、平)の各村、鞆町及び走島、田島、横島、百島の諸島とを兩郡內より分割して名づけた稱呼である。

三、原本には之れなきも、讀み易きため本書には句讀を施すことゝした。

四、すべて本書は誤りなるべしと思ふものも、つとめて原本のまゝとし訂正を加へず。例せば『沼隅郡』は『沼隈郡』、『日本記』は『日本紀』、『續日本記』は『續日本紀』であり、また『行騰村』は『行縢村』であること明らかなるも、原書のまゝとしたるが如し。

五、文字の缺げたるところも其まゝとし、訂正を加へず。

六、前後重複と認むるところあるも、悉く原文のまゝとして增損しない。

七、原本に於て字體不明にして判然せざるものは原本の文字のまゝとし、如何にも讀み難きものは止なく□印を以て塡充することゝした。

八、各巻目錄の如きも、其の内容の順位と異なるものあり。例之ば、内篇巻之三目錄には、最初に三吉村、深津村、手城村とあるも、内容は之れと異なり、津之下村、能島村、宇山村となれるが如し。しかも其の目錄は之を改めず、原本にある丁數も其まゝに存しておくことゝした。尚其他に於ても目錄の題目と、内容の題目と、大同小異のところあるも、故らに之を改めず、原文のまゝに從ふことゝした。

九、本書外篇以下各所の圖面は、多く原本は著色のものであるが、寫眞版を利用するため、色刷とすることの出來なかつたことを遺憾とする。また寫眞版を除く其他の圖書は原本に基づき、凸版に附したものである。

十、原稿の作成、其他本書の發行につき多大の援助を與へられたる、神野利右衛門氏を始め義倉圖書館關係諸氏、並に福田祿太郎中戸千葉之進、高垣敏男の諸氏、特に本書の校訂につき屢次考證を煩はしたる後藤中氏に對し、深く感謝の意を表するものである。

十一、本書の發行につき、先んじて其の擧を贊成し進んで購求の申込を敢てせられたる大方の各位に對し、深甚なる感謝の微忱を布くものである。

十二、私は本書を校訂して其の發行を擔任するよりか、まだ外に私が出世の本懷たる養兎事業に關し色々の鄙見をものした私の文書を整理せねばならぬのである。しかし、そう考がへながら本書を從來のまゝ寫本として置くことが、衷心から出來なかつた。殊に昭和二年の春、備後鄉土史會の會長、文學博士和田英松氏の歸省にあたり、いたく博士より其の發行を慫慂されたことは一層私の心をそゝることゝなり、終に備後叢書として其の第一に之れを發行する決心をしたのである。以爲らく、是れは著者が幽明界から私をして發行せしめやうとさるゝのであらう。私の著書なり卑見なりは、私が本書を校訂して發行の任に當るが如く、他年一日誰れか私のために、私の今日爲すと同じことを、して下さる方があるであらう、本書の著者は既に靈界に在つて文筆の自由がない。私は不敏ながら、今猶形骸を存して其任に當ることができる。僭越ながら私の行ふところは、即ち著者故人の行ひであると信じ、夜となく晝となく、本書のために微力を傾注した。されども淺學菲才の私、却つて校訂のために著者の眞意を害したこともあらうかとおもふ。隨つて此の事を著者の英靈と、本書を繙かるゝ方々に陳謝するものである。

昭和三年春三月

校訂者　養兎翁　越智宿禰正通

備後叢書　第二巻

備陽六郡志　二　目次

表紙の簽（著者自筆凸版）
著者自筆の本書外篇安那郡二の内、湯野村の一部と本書外篇安那郡一表紙の簽（寫眞版）
著者小傳（昭和二年十月二十三日福山一心寺に於て備後鄉土史會が著者の爲に法要を嚴修し其の靈前に本書の發行を報告したる祭詞を以て之に代ふ）
備陽六郡志の校訂並に發行に就て（校訂者得能正通）
外篇目次（一頁。以下括弧内の數字は本書の頁數であるが頁の字は省略する）
城内士家　目錄（一）。福山城内、本丸（二）、二　丸（五）。外廓士家、城東（六）、城　南（一一）、城　西（一八）、城　北（二三）。
深津郡一　目錄（二四）。三吉村（二五）。深津村（二六）。
手城村（二五）。引野村（三六）。
深津郡二　目錄（三八）。津之下村（三九）。大門村（四〇）。
三箇村新涯圖（四一）。丹州久世渡文珠御影の寫（四二）。
野々濱村（四三）。千田村（四四）。坪生村（四五）。
浦上村（四六）。吉津村（四七）。奈良津村（四八）。
市　村（四九）。能島村（五二）。宇山村（五三）。
吉田村（五三）。
品治郡一　目錄（五五）。坊寺村（五六）。中島村（五六）。
新山村（五七）。助元村（六二）。雨木村（六二）。
蛇園山、岩疊、抱岩、天狗の腰掛松等其附近の圖（六三）。
向永谷村（六五）。大橋村（六六）。今岡村（六七）。
上山守村（六九）。下山守村（七二）。西法城寺村（七三）。
近田村（七七）。
品治郡二　目錄（七九）。江良村（八〇）。倉光村（八〇）。
戸手村（八一）。宮内村（八四）。吉備津宮、櫻山城址、龍ノ口等其附近の圖（八八）。助元村（重複）（九七）。
新市村（九八）。上安井村（九九）。下安井村（九九）。
安那郡一　目錄（一〇一）。上加茂村（一〇二）。下加茂村（一〇二）。
中野村（一〇四）。栗根村（一〇四）。道上村（一〇五）。
德田村（一〇六）。八軒屋村（一〇六）。十九軒屋村（一〇六）。
拾三軒屋村（一〇六）。川南村（一〇七）。川北村（一〇九）。
平野村（一一三）。
安那郡二　目錄（一一七）。湯野村（一一八）。下竹田村（一一八）。
上竹田村（一一〇）。下御領村（一一六）。上御領村（一一三）。
八尋村（一一三）。
芦田郡一　目錄（一二四）。廣谷村（一三五）。町　村（一三七）。
栗柄村（一三九）南宮大明神、古城山、孝靈帝御墓、神宮寺等の圖（一三九）。南宮社隨神圖（一四〇）。高木村（一四三）。
府川村（一四四）。土生村（一四六）。中須村（一四八）。
芦田郡二　目錄（一四九）。府中市（一五〇）。常　村（一五〇）。

相方村（一五一）。福田村（一五二）。父石村（一五四）。
上山村（一五五）。金丸村（一五五）。藤尾村（一五六）。
下有地村（一五七）。上有地村（一六一）。目崎村（一六一）。
沼隈郡一　目錄（一六三）。山波村（一六四）。高須村（一六五）。
嚴島大明神華表の圖（一六五）。西村（一六七）。今津村（一六八）。
長和村（一七一）。浦崎村（一七三）。海老觀音の圖（一七四）。
內常石村（一七五）。外常石村（一七六）。上山南村（一七八）。
中山南村（一七九）。下山南村（一九一）。
沼隈郡二　目錄（一九三）。草深村（一九四）。口無の泊、寄宮八幡
等其附近の圖（一九五）。能登原村（一九七）。
沼隈郡三　目錄（一九九）。地頭分村（二〇一）。藤江村（二〇二）。
藻江村（二〇二）。上山田村（二〇三）。中山田村（二〇四）。
下山田村（二〇五）。松永村（二〇六）。松永の圖（二〇七）。
本鄉村（二〇九）。
沼隈郡四　目錄（二一六）。神　村（二一七）。赤坂村（二一八）。
長者原池、長者腰掛石等其附近の圖（二一九）。早戶村（二二四）。
山北村（二二四）。
分郡一　目錄（二二六）。川口村（二二七）。多治米村（二二七）。
野上村（二二七）。中津原村（二二八）。平松の圖（二二九）。
上岩成村（二二九）。下岩成村（二三〇）。朝鮮渡海之節船印
圖（二三五）。水呑村（二三六）。一乘作刀の圖（二三八）。
蓑　島（二三八）。田尻村（二三九）。田　島（二四〇）。
横　島（二四七）。走　島（二四七）。百　島（二四七）。
原　村（二四八）。平　村（二四八）。狐崎の圖（二四九）。
分郡二　目錄（二五一）。津之鄉村（二五二）。佐波村（二五八）。
神島村（二五八）。草戶村（二五九）。山手村（二六二）。
本庄村（二六五）。木之庄村（二六七）。鄉分村（二六八）。
森脇村（二六九）。藪路村（二七一）。

後得錄目次

深津郡　蔀山之事（二七二）。義昭將軍御沈落之說區々之事（二七二）。
白井家系（二七五）。義昭之御廟所不知事幷備後國四ヶ院
跡事（二七六）。千田村千塚之事（二七七）。大門村上坊文珠
之事（二七八）。三吉村三八と云事（二七八）。蔀山和歌三首
事（二七八）。大門村上之坊文珠の脇士謬を傳る事（二七九）。
深津村長尾寺鐘銘（二八〇）。掛谷氏の事（二八〇）。蔀山稻
荷勸請記（二八一）。潛幸行宮之跡の事（二八二）。市村宿の夷の
事（二八二）。市村海藏庵の事（二八三）。市村天神の事（二八四）。
品治郡　宮內村吉備津宮（二八五）。同寶物、同太刀の圖（二八五）。
同碁盤（二八六）。宮內片精進の事（二八六）。正仁房社職被
取上事（二八六）。古城山の名定ならさる事（二八七）。足利
直冬宮下野入道と宮內合戰之事（二八七）。戶手村祇園畧
緣起幷早苗松の圖（二八九）。三會院の事（二九〇）。
安那郡一　（安政二乙卯年には既に闕本であつた、今に得る
ことが出來ぬ）。
安那郡二　神邊城の續（二九三）。
安那郡三　神邊城の續（二九四）。藤井皓玄、大江田隼人神邊の
城を乘取し事（二九五）。杉原彥太郎感狀寫四通（二九五）。
川北村藥師堂之事水野家老へ披露狀（二九五）。
芦田郡　上有地彌兵衛悴子孝行之段達書（二九五）。有地村孝子
傳（二九四）。臼井の水淺井の水の事（二九五）。父尾龍王傳
記（二九六）。布（府）川村石の鳥井付私語の橋碑辯（二九七）。
石の鳥井の圖（二九八）。本山村八尾の城（二九八）。山王（二九八）。
岩屋寺觀音井火の池大蛇の事（二九八）。

備陽六郡志目次　畢

備陽六郡志外篇城内士家目録

（校訂者曰ふ、原本には此の目録は無いが著者手記の表紙題目に「備陽六郡志外篇城内士家」とあるのに基づき便宜之を作る）

福山城内

本丸

二丸

城東

城南

城西

城北

外廓士家

備陽六郡志

福山城内

本丸

一、天守　高土臺ゟ上拾三間壹尺六寸五分、土臺ゟ下貳間三尺三寸

初重、　九間ニ八間　百四拾四疊敷　壹丈九尺三寸、土臺ゟ二重目敷板の上塲迄、内五尺貳寸三分床下、但土臺下塲ゟ板敷上塲迄梁行四間三尺六寸五分、桁行五間三尺壹寸、柱中墨ゟ中墨迄也、但四間ニ五間也。四方へ貳間の庇有、南方ニハ三間ニ八間之付庇有、南東之角ニ三間ニ五間之付矢倉有。天守土臺、南北六丈四尺東西五丈八尺。

二重、　八間ニ七間　外塲八間四尺、七間四尺　百拾貳疊敷　壹丈三尺七寸四分、土臺下ゟ敷板上塲迄。四方へ壹間半之庇有　破風八ツ　半戸拾六本　窓拾六半　戸七ツ

三重、七間ニ六間　外塲七間半、六間半　八拾四疊敷

壹丈七尺三寸、土臺下ゟ敷板上塲迄。四方へ壹間之庇有　破風四ツ　本戸四拾貳本　窓拾壹　半戸八ツ　押入七ツ。

四重、六間ニ五間　外塲六間四尺八寸、五間五尺三寸　六拾疊敷　窓拾六　半戸六ツ　本戸四拾本外ニ壹間戸貳枚　間半押入戸。

五重、五間ニ四間　外塲五間半、四間半　四拾疊敷　壹丈八寸六分、敷板上塲ゟ桁下迄。　外地廻上壹丈壹尺壹寸、桁下ゟ棟木上塲迄。

四方ニ巾三尺之縁高欄付　半戸貳拾ゟ　壹間戸四ツ　本戸八本　御調臺之障子八枚。

御調臺に幣壹本、祈禱札壹枚有。左之通書付有。

奉修　殿内安全　寛永七年　於嚴島彌山行之
即　護聞持法第一座息災延命祈所
武運長久　三月吉日　圓福寺快音敬白

桐箱有、左之通書付有。

御守護　寶永八辛卯歳　是ハ榮昌院殿
五月吉日　法華經を被納しとなり。

天守棟札

慶賀億万歳　于時元和戌八年　敬　於山城國京ホ藤原朝臣正次福井藤兵衛
奉造立當城御天主　請取　施主　於山城國京ホ藤原朝臣吉次渡邊長右衛門
阿像儀公長　八月吉祥日　白　於平安城京ホ重時朝臣信正宇野今者泉和屋又右衛門ト云
於平安城京ホ重家泉和屋九郎兵衛

者也

天守入口鉄の開戸門（クワンヌキ）なり、窓の敷居不殘銅をはり、破風其外谷合の所銅瓦也。北之方外土臺際より五重の軒下迄、鉄にて包。

宗休公中國漂泊の節、御調郡上下村鉄屋兵三郎と云者の宅に至り給ひて、夥敷鉄かな、くれなんやと有ければ、安き事なり、參らせ候はん、何にし給ふそと問。某、城を築なは天守の北之方をは鉄にて可包と仰ければ、兵三郎戯れて、鉄をはいかほとも參らすへし、先大名に成給へと笑ひけるか、當城を築玉ひて天守成就しけるよしをきゝて、不被仰越さきに、早速鉄を差越けるとそ。

一、御屋形　勝成公御一代本丸に被成御座、勝俊公御代二丸に御屋形を御建御移り、夫より松平忠雅公、當　御代迄、二代（丸か）に被成御座候。忠雅公御參勤之節ハ、御本丸ゟ御發駕被成、御歸城之節も先御本丸へ御入、それより二丸之御屋形へ御移被成候由。

虎之間　御玄關なり、敷臺の上に牡丹ニ獅子の彫物有、尤極彩色なり、九間半拾間半。

内玄關　四間ニ五間　御玄關より書院へ取付の溜を仙人の間と云。

書院　八間、拾壹間　皇帝の間と云。

御殿　八間、八間半　箱棟に葵の御紋付、御殿の内惣張付墨繪の山水、合天井秋野の七種、いつれも狩野永德筆なり。是は伏見より御拜領なり。

御居間　六間、拾貳間　大津之景を描。

右之御間惣張付、障子の腰、杉戸、唐紙、不殘極彩色なり。

料理間　五間、拾貳間

御臺所　七間、拾貳間　勝成公、相撲を好せられ、此所の庭にて御覽被成候由。高サ壹間壹間半四方ほどの高欄付たる箋（棧か）敷有。

奥御居間　七間拾壹間　同御臺所　四間八間　御居（ヲスヘ）長局　享保十五戌年崩、江戸へ被遣。

下臺所　六間九間　戌年ゟ以前ニ被崩。

御風呂屋　伏見ゟ御拜領、鉄門番所之上に有。

一、鐘撞堂　鐘差渡貳尺五寸高サ四尺五寸龍頭マテ　太皷差渡三尺長サ三尺五寸

一、櫓

三階櫓　伏見ゟ御拜領、筋鐵門之前に有。城付武具入。

火灯櫓　右同斷　時之鐘之後に有。

月見櫓　右同斷　東方御殿之後に有。

右いつれも戸柱なとに松の丸と書付有。

櫛形櫓　神邊ゟ來　樫木番所之前に有。弓鉄炮其外武具入

神邊一番櫓　右同斷　右番所之後、西南之角に有。寺社方帳面入。

同二番　同三番　同四番　右何れも西之方ニ有。

人質櫓　神邊ゟ來　乾之方に有。

荒布櫓　右同斷　坤之方に有。

鹿角菜櫓　右同斷　東坂御門之上に有。

玉櫓　右同斷　天守之後、東之角に有。
鹽櫓　右同斷　天守之後、西之角に有。
亭櫓　東之方ニ有。
天守付櫓
右之外渡り櫓有、繪圖にて可考。（繪圖は本書にない）

一、門
鉄門　此門之上、武具入　東方武者走へ出小門升形之内ニ有
西坂口門　埋門有、西方武者走へ出ル忍口なり。
筋鉄門　東方帶曲論へ出、小門有。
棗門
馬出門　チヤコノ門ヒ云。
藏口門
東坂口門
下臺門
臺所門

一、清水
西坂口門之内壹ヶ所
東坂口門之外壹ヶ所
地藏之清水　此清水之側に六地藏有。常興寺繁榮之節よりの地藏也。

一、井
鉄門升形之内ニ壹ヶ所
御臺所脇ニ壹ヶ所

一、番所
筋鉄門之内壹ヶ所
坂上
鉄門
馬出門之外、藪之内壹ヶ所有之、御長柄之者壹人ツヽ、番相勤候所、近年相止。

一、渡櫓三百八拾間　多門一軒分伏見ゟ御拜領。

一、天守之後帶曲輪、藏口門之外、御城米藏有、五千石と云。水野家の御代より壹万石御預米有、五千石を濱の藏に入、五千石ハ此藏に被入置、仍而五千石共御城米共云。然處近來御用米と可唱由被仰渡、正龔公御代對州府中へ貳千百石長州赤間か關江七千貳百石、御廻米被仰付、其以後御預米無之故、廻塲役所等も朽倒れ、御藏も大破に及候に付、三間拾間の藏貳ヶ所、三間ニ貳拾五間之藏壹ヶ所、寛延三年之春被崩。三間ニ拾間の藏三ヶ所、三間貳拾五間の藏一ヶ所相殘。

一、上之坪
北南七拾壹間、石垣之敷共、町ニ而壹丁拾壹間。
西東四拾三間、石垣之敷共、町ニ而半丁拾三間。

一、帶曲輪
北南百貳拾六間、石垣之敷共、町ニ而貳丁六間。
西東百拾間、石垣之敷共、町ニ而壹丁半廿間。

一、本丸
惣廻塀之間四百五拾間、町ニ而七丁半。或四百九十間、町ニ而七丁九間ヒ。
惣廻堀之間四百九拾間、町ニ而七丁九間。或四百五拾間、町ニ而七丁半

一、虎口五ヶ所

一、三階櫓に有之候、城付之武具。

一、足輕具足（陣笠共、胴黑塗丸澤瀉陣笠裏永樂之紋付）百五拾領　網代笈五拾ニ入。

一、鉄炮百挺（小道具共但五匁筒）　玉箱拾荷　火繩箱拾荷

一、弓百挺（鞢共）　空穗百腰　但黑塗、澤瀉之紋付。

一、火矢貳挺（五百目筒壹挺貳百目筒壹挺）　何れも澤瀉之紋付

笈其外共ニ左之通書付有之。

元祿三申年五月　井上番右衛門
櫛田忠太夫

二丸

一、上厩、北之隅に有。此内ゟ小丸山清水門へ出ル。

一、門
北門
東門
大手門　自伏見御拜領。
西門

一、御用屋敷　北門之内に有。松平総州公之御代、山田權之進居住す、仍而權之進屋敷と云。正龔公御代、國富伊織を被指置、伊織御暇被下候以後、御部屋女中を被指置。

一、新馬塲　正龔公御代出來。

一、御屋形　先々御代ゟ御上屋敷と申候所　正龔公御代御屋形と唱可申由被　仰渡。

一、内藤角右衛門屋敷　東門之内ニ有。

一、勘定所　大手門之内、鉄門之向に有。水野御代、三村右近忠雅公御代、奥平吉兵衛。當　御代内藤平馬居。水門有。神邊之城大手之門也。

一、下馬　貳間ニ拾間　外繫　二騎立　鉄門橋之向に有。

一、餝射垜　大手門之内西之方に有。

一、下宮三郎右衛門屋敷　大手門之内。

眞杉采女元屋敷
一、下宮金三郎　三郎右衛門西隣　寶暦五亥冬御修覆、金三郎拜領。

一、采女元屋敷西方南隅に空地有。水野家の御代竹本三郎右衛門。総州公の御代、山田十郎兵衛。正邦公の御代、榮昌院殿被成御座候。（榮昌院殿ハ正邦公御妹君三浦作右衛門室）榮昌（院）殿御逝去以後被取崩空地になる。

眞杉清馬元屋敷
一、内藤又五郎　采女元屋敷西隣　寛延午春、書院臺所被取崩

一、御手廻御六尺部屋　清馬元屋敷北隣西門之内　水野家御代澁紙藏也。

一、佐原作右衛門屋敷　西門之内、坂口門之下。　宗休公御隱

居所。宗休公御逝去以後、水野玄番代々住居。松平総州公之御代、山田主水住居。

一、橋
鉄門之橋　祇寶珠付欄干。
大手之橋　右同斷。
東門之橋　平高欄。
西門之橋　右同斷。

一、鉄門西脇篤竹藪幷松拾三本有。此所を往古より福山と云といへり。樫木の番所の下、石垣の下隅の所に細長き松三本有。宗休公朝鮮より松の實を取寄、植被置候所、寛延の比三本共ニ被伐。

一、搦手西北の山を小丸山といふ、鎭守の稲荷有。天神山と小丸山の間、城中へかゝる水道なり。此所ゟ堀の脇迄、河柳を被植置、是城取の古實有之由。水野公の御代、小船にて御遊覽の所なりしとぞ。茶やの跡、雁木など殘有之。正甯公御代、御茶屋を被建、寛延の比被崩。

一、櫓
御屋形東方ニ壹ヶ所。
内藤角右衛門屋敷ニ壹ヶ所。
勘定所之内壹ヶ所。

一、惣廻塀之間八百八拾間　百八拾間程、自伏見御拜領。

一、惣廻横矢之折還九百間。

一、海道八丁

京羽二重の後編、織留の二に、豊臣秀吉公聚樂の城を秀次公に譲りたまひて後、佐久間河内守、瀧川豊前守、佐藤駿河守、水野象之助、石尾貞右衛門等に命して伏見山に城を築せ給ふ。慶長五年此城潰て其後再修補もなかりし。天守ハ今、備後福山城中に有所是なりと云々。織留のしかと聢と（何れかのしかと徳か）詮議を遂すして書たると見へたり。宗休公伏見より御拜領ハ御殿壹ヶ所、御風呂屋壹ヶ所櫓三ヶ所、多門壹間分、追手門塀百八拾間程、此等なり。天守の長七尺三寸周廻あり、下の重角木檜などに末口貳尺五寸、長三間貳尺、備後國福山御天守御用木、いつみやなと〻書付有。しかれは天守ふしみより御拜領ニ而無之、宗休公建玉ひたる事明白なり。

外廓士家

城東

東門の橋築切　當城の始、此築切無之、獵船は東門の橋の下を通りて直に上魚屋町に至り魚を揚、せりて商けるか、勝成公其繁敷を嫌ひ給ひて、此所を築切なば獵船の通行もなく堀に水を溜るにも宜かるへしと、不達　公聽而、築切しむ。此事既に　台聞におよび、湟中に水を溜、要害を搆る事、穩便の儀にハ不可有と、勝成公を急、江府へ召けれとも、全趣意もなき事ゆへ、御答もなかりしと也。

三反八畝貳歩　永藏　納米藏なり。
御使者屋敷　永藏の隣幷米屋町両所に長屋門有。水野家の御代より

築切北側

正邦公御所替の後まて郡方の會所にて、他所ゟ使者到來之節、御饗應の屋敷なりけるか、京都より深江屋庄兵衛と云者を被召呼、両替幷ニ郡中の銀納、町方諸運上其外一切銀納の掛屋に被仰付置けるか、庄兵衛ハ病氣にて京都に隱居シ、友常と号し、手代加兵衛御用を相務、是茂元文元己七月廿六日相果、手代庄藏を養子とし、庄兵衛とあらため、不相變勤けるか、驕甚敷放埒成故にや、御銀紛失し、延享二年十二月廿二日家財欠所にて庄兵衛幷手代八郎兵衛、入牢被仰付、翌年七月十一日庄兵衛を初、家僕ともに拾人囚になり、京都へ被遣、庄兵衛ハ船中にて死し、八郎兵衛は京都にて成敗せられ、庄兵衛妻子は京都の一家共へ被下、其以後明屋敷になる。

郡會所　永藏の後に有　正邦公御代、勘定所なりけるか、町場へ近きゆへ、二丸内藤平馬屋敷を勘定所に被　仰付。

東堀側

一、貳反貳畝拾八歩　町奉行役屋鋪
一、壹反七畝貳拾四歩　岡田伊右衛門
一、壹反貳畝拾七歩　中山十左衛門

一、壹反六畝貳拾五歩　森嶋伊丹
一、壹反壹畝三歩　大平彌一兵衛
三浦仁右衛門町奉行之節、元文四年未十二月十二日燒失、長屋門計殘。森嶋伊丹添屋敷也。

北門之前

一、三反五畝三歩　鳥山濱右衛門
大野宇右衛門
空地

此三ヶ所を吉助屋敷と云。松平総州公の本〻役若林吉助居宅なり。吉助私欲之儀ニ付閉門被仰付置候處、自火にて居宅燒失し、吉助遠嶋被仰付候由。

同所之北

一、貳反貳拾壹歩　市川宜右衛門
明和四年ゟ
一、壹反七畝拾八歩　大嶋四郎兵衛
寛延三午歳本家取崩、長屋計殘、御道具方之内ニ成有之候處、寶暦八年寅四月川田杢へ被下。

一、九畝貳拾六歩　御道具方藏
一、壹反六畝拾三歩　川崎太左衛門

天神下堀側

一、五反貳畝七歩　三好武右衛門
（原本「中山七左衛門」と記し其上に白紙を貼つてある）
一、五反貳拾七歩　江坂彌六郎
一、五反貳畝拾三歩

御厩町北側（ガワ）

一、七反貳畝拾八歩　御厩
一、貳反六畝貳拾九歩　中澤要助
一、貳反四畝　大野恒次郎
一、四反五畝三歩　喜多村小右衛門
　　渡邊榮藏
一、三反貳畝貳拾三歩　此貳屋敷町屋と成。
　壹反九畝拾五歩

御厩町南側

一、壹反三畝貳拾三歩　佐藏久藏
一、壹反五畝貳拾七歩　大野茂助
一、壹反三畝拾貳歩　濱田爲右衛門
一、四畝九歩　瀨川丹治
一、八畝四歩　山名代助
一、三反五畝貳拾九歩　菅野道賢

自是東町　通町裏通西側

一、七畝拾六歩　玉垣彦太郎
一、四畝貳拾七歩　宮野七右衛門
一、八畝壹歩　野村佐平太
一、四畝九歩　井神與一右衛門
一、八畝四歩　沖與次兵衛
一、八畝貳拾七歩　高嶋良助
一、四畝拾九歩　波多野紋右衛門

一、九畝拾九歩　今井六藏
一、壹反五畝貳歩　井口源次
一、壹反三畝三歩　後藤平八
一、五畝拾九歩　稻葉貞六
一、四畝拾歩　（原本に「大山德右衛門」と記し其上に白紙を貼つてある）

通町裏通東側

一、壹反五畝拾六歩　河村意得
一、五畝　高橋平太右衛門
一、四畝拾三歩　寶暦六子年ゟ空地
一、八畝拾八歩　吉田左源太
一、壹反三畝貳拾六歩　横山紋左衛門

一、三反七畝七歩　御春屋
　御細工所
　御味噌方
　御中間部屋
　御中間頭五人居宅

一、八畝貳拾八歩　波多野紋右衛門
一、八畝拾三歩　橋本與兵衛
一、壹反貳拾壹歩　菅谷丹右衛門
一、五畝拾歩　齋藤順藏
一、九畝貳拾九歩　前田德兵衛
一、七畝拾七歩　濱野彌四右衛門

大黒町横町北側

一、壹反壹畝拾五歩　毛呂圓藏

一、九畝壹歩　中嶋治兵衛
一、八畝拾壹歩　西内幸左衛門
一、三反三畝五歩　三川町西側之角　上田儀左衛門
　秋庭權左衛門
　川崎段五兵衛

三吉用水北側

一、壹反四畝拾九歩　輕部庄助
一、八畝拾三歩　村井源太兵衛
一、七畝拾貳歩　小森半藏
一、五畝五歩　西内民右衛門
一、八畝拾九歩　龜川武助
一、壹反四畝四歩　衣川源藏
一、三反七畝九歩　喜多村市左衛門
一、壹反四畝九歩　岡本雷扑
一、八畝貳歩　川邊常左衛門

三吉用水南側

一、壹反六畝拾七歩　中嶋助之丞
一、壹反四畝拾六歩　馬塲宇兵衛
一、七畝貳拾貳歩　西内要助
一、八畝壹歩　中山雪齋
一、六畝拾歩　鈴木平六
一、九畝壹歩　三上兵助

弘宗寺前

一、壹反六畝拾七歩　平野銀藏
一、壹反四畝拾六歩　枝銀右衛門
一、七畝貳拾貳歩　守矢初左衛門
一、八畝壹歩　（角）倉又六
一、六畝拾歩　堀内丈助
一、九畝壹歩　三浦文次右衛門組

三吉用水之末ゟ寂圓寺脇迄

一、壹丁壹反四畝拾六歩

三川町東側

一、壹反貳拾四歩　此貳屋敷割込ニ成　荒木忠右衛門屋敷ハ秋庭五郎兵衛、上田儀左衛門并空地三反三畝五歩之内也。
一、三畝拾九歩
一、壹反八畝貳拾貳歩

弘宗寺の前、西の隅、藪の中に水車の跡有。正邦公の御代、京都近江屋佐兵衛と云者、水車を致けるか、吉津橋の障となるゆへ、天神の後、用水樋の脇を相願、仕掛甚宜しかりけれとも、本庄村の田畑へ水溢るゝ故、程なく相止。

一、貳反拾壹歩　石田軍之進
一、四畝貳拾七歩　木造十内
一、壹反四畝拾七歩　小川辨藏
一、六畝貳拾九歩　若林兵右衛門

弘宗寺南脇、鉄炮塚有。　正襲公御代、玉垣彦市預にて御側向之面々、此所にて鉄炮稽古被　仰付けるか、寛延之比被取崩。享保之比此所之南側に川崎六右衛門、坂本喜曾右衛門と云者の居宅有けるか、當時空地なり。

三川町東側

一、七畝貳拾六歩　相原幾右衛門
一、九畝三歩　稻垣專右衛門
一、六畝六歩　倉田仁右衛門
一、五畝八歩　石塚與惣治
一、三畝五歩　佐伯壽藤太
　石塚久野右衛門

寂圓寺貫木東側

此貫木夜中無通行、先々御代ゟ三吉村支配ニ而番人差置候處、享保之比、鄉組高松金兵衛と云者を被指置、其後御中間を番人ニ被指置。

一、壹反壹畝拾七歩　空地

同南側

一、壹反壹畝　津川亮山
一、七畝三歩　飯沼與左衛門

寂圓寺前

一、七畝七歩　落合久平
一、六畝七歩　田中谷右衛門

光善寺前

一、六畝貳拾歩　岡田彦八

洞林寺前

一、壹反五畝三歩　石川重右衛門

洞林寺前北側

一、五畝拾八歩　井神丹齋
一、五畝三歩　荒木喜野右衛門

中町西側

一、五畝貳拾貳歩　空地
一、壹反五畝拾六歩　岡本安八
　岩崎順左衛門
一、貳反壹畝貳拾貳歩　宮原八郎左衛門（校訂者曰ふ是れが本書著者の屋敷である）
一、貳反壹畝拾八歩　秋庭和仲次
一、四畝貳拾七歩　堀内辰左衛門
一、壹反貳拾壹歩　吉見津内
一、貳反七畝貳拾八歩　樋口彦右衛門
　吉金小惣治
　高嶋喜四郎

須田五郎右衛門住居、元文三年午七月七日燒失。

一、七畝七歩　河村茂兵衛

屋數之内に怪石有、祟をなす故、深津川へ捨けれ共其夜此所へもどりける。夫故社を建て祭之。

一、七畝九歩　熊田林藏
一、七畝九歩　小林藤藏

中町西側

一、壹反壹畝拾歩　高田要右衛門
一、九畝拾三歩　山室專治

一、九畝拾九歩　河中彌三郎
一、九畝九歩　日村紋次
一、九畝貳拾五歩　掛川兵藏
一、七畝貳拾貳歩　林與市左衛門
一、六畝壹歩　渡邊李八
一、七畝壹歩　池田要平次
一、九畝　井神久兵衛
一、七畝五歩　綱川佐次兵衛

大念寺前

一、八畝四歩　南　寶暦八卯十一月ゟ常願寺被下。

一、七畝壹歩　北　松尾隆左衛門

大念寺裏門前

一、四畝貳拾九歩　空地
一、五畝三歩　空地
一、六畝五歩　寶暦六子年ゟ空地

寺町通笠岡街道

一、五反七畝貳拾歩　知久吉右衛門組
一、（原本に反別記入がない）　比名宗左衛門
一、五反八畝貳拾六歩　石黑彌五右衛門組
一、六反貳拾九歩　天野小四郎組
　内壹反貳畝拾貳歩　年貢地有
一、壹畝貳拾八歩　右同斷

御舩手

一、壹反貳畝拾三歩　明屋敷
一、七畝　佐藤孫右衛門
一、七畝四歩　明屋敷
一、七畝拾三歩　今川加一右衛門
一、七畝五歩　御小人小屋
一、七畝五歩　甲田加藤治
一、九畝拾七歩　（原本に「高橋彌七右衛門跡」と記し其上に白紙を貼ってある）
一、壹反貳拾壹歩　三好安野右衛門
一、壹反七畝貳拾歩　本〃支配
　此内表通壹間通、三好安野右衛門へ被下。

一、壹畝貳拾六歩　的場
一、三反貳拾六歩　船奉行屋敷
一、五畝拾五歩　御船道具藏之分
一、七反貳畝拾貳歩　御水主小屋
一、壹丁七反六畝八歩　右同斷
一、壹反四畝拾七歩　御船作事場之分

城南

大手橋向　三反八畝貳拾七歩　堀兵左衛門

水野家の御代、河村新八屋敷也。玄關の破風、長屋の丸瓦等に丸の内に龜甲を付たり。天草一乱の節、新八か馬、陣中にて死す。哀惜甚敷、責而皮を以て臥具にせんとて、自ら皮を剝て蒲

團にす。歸陣之節國中の穢多とも新八か門内に群參し、割刀を捧て曰、公、陣中にて馬の皮を自ら剝給へりと、然者以往屠兒の族たり、今より割刀を獻し、公を以て屠兒の長と可仰と。新八欣然而宣哉、汝等某を以て長とする事。以來命に背事なかれと、割刀を受納し、今日より廿人つゝ可勤番と云付けれは、日々門内に勤番しけるか、初のほとこそ有けれ、後は新八も妨嫌し思案して、屠兒を召ていひけるハ、明日ゟ假山を可築、勤番の外四五拾輩を卒(率か)し來るへしと命す。偖泉水を掘せ假山を築、日々遠方より大石樹木を持運せ、後は百四五十人程つゝ召寄せ、數月にして漸々成就しけるか、好所甚宜しからす、又新に可築と、忽堀崩し新に築しむ。如此する事數年に及ひ、剩湯食を不與、少も勞するものあれは打擲し責遣ひけるほとに、屠兒等甚勞れ悲、願くハ割刀を返し給へ甚謬れりと。新八首を振て云、汝等何そ某を腔子とするや、いま造る所甚惡し、又新に可築、割刀を戻す事有へからす、永、汝らか長たるへしと。屠兒等悔歎て曰、往時の非を免したまへ、累年公務に隙なく、世營息りて老幼凍餓の苦に及侍り、慈愍を仰奉ると、垂涙して詫けれは、漸に割刀を返しけるとかや。其比大石を持はこふものあれは、新八殿の三八かといひし。當國ノ俗語ニ穢怪木奇石を多ヲ三八と云集め裝(壯か)麗なる庭なりけるか、世々移り換りて今は跡もなし。可惜々々。

築切南側

一、三反七畝拾貳歩　青木一寸

一、壹丁貳反九畝貳拾五歩　御普請方
一、貳反四畝貳拾三歩　御普請本方
一、木藏　水野の御代、諸士知行百石に壹人つゝ役之者と名付普請中間を差出し、此所にて毎朝場所割をしける所なり、今に至りて老人なとハ割場といふ。　新藏　納米藏也
一、木置場六畝廿六歩　宗休公、從三州被召連たる紺屋を此所に被差置たる所なり。當時油屋八左衛門預なり。　寶曆八年自分普請　成田元貞

宮小路東側

一、壹反三歩　町田久兵衛

南堀側

一、三反七畝五歩　近藤五郎助
一、五反五畝　三浦平十郎
此兩屋敷、正邦公御所替之砌空地なり。正襲公御家督以後高久庄右衛門、青木勘右衛門、自江戸引越ニ付被建。
一、壹反貳畝貳拾四歩　阿部首令
一、九畝拾五歩
一、壹反貳拾五歩　（原本に「堀文五郎」と記し其上に白紙を貼つてある）
一、壹反拾歩　新井岩尾
一、壹反九畝四歩、添屋敷
一、四反五畝貳拾九歩、添屋敷　新井賴母
一、四反九畝貳拾九歩　明和四年二月廿四日火事以後空地
一、壹反貳畝貳拾壹歩

一、壹反壹畝貳歩　右同斷
一、壹反壹畝貳拾八歩　本間庄藏

龍淵寺前通南側

一、（反別記入なし）　（原本に「空地」と記し其上に白紙を貼つてある）
正襲公御代、佐原與平太、鑓稽古場之跡也。　石坂兩藏
一、壹反拾七歩　新長屋
一、四反七歩　原田四郎兵衛屋敷被仰付、寛延二年三月新長屋被建。　小高彌市左衛門
一、貳反壹畝五歩
一、貳反九畝拾五歩、壹反貳畝貳拾四歩、添屋敷　柴崎茂左衛門
一、六畝七歩、預屋敷
此間の横道、明和四年二月廿四日火事以後塞。
一、壹反九畝貳拾九歩　川崎孫三郎
一、壹反五畝三歩　府川源助
一、壹反九畝四歩　小野清右衛門
一、壹反七畝貳拾貳歩　御徒長屋

龍淵寺前南横町

一、七畝拾五歩　（原本に「戸川勝助」と記し其上に白紙を貼つてある）　磯嶋優助
一、壹反四畝三歩

龍淵寺通北側

一、壹反五畝貳拾歩　井上八左衛門
一、壹反四畝六歩　明和四年二月廿四日火事以後空地

新馬塲東側

一、壹反貳畝貳拾八歩
一、壹反九畝五歩　明和四年二月廿四日火事以後空地
勝岑公御逝去以後、京極縫殿高豊公御預之節、新町より出火にて、此邊追手南堀側迄燒失し、享保八九年比迄此所も空地成けるか、野上小姓長屋も被崩、新馬塲御徒長屋も類燒而、御歸城之節御供立歸、在番之面々、被指置所無之に付、五拾間長屋、御徒長屋共被建。然共いつとなく金跡小兒、後家、或ハ不如意にて自分宅修覆難成面々を被差置けるゆへ、又々御供之面々居所無之、原田四郎兵衛跡屋敷を新に長屋を被建。

五拾長屋前通南側（五拾の下に間。を脫するか）　明和四年二月廿四日火事以後空地

一、貳反八畝拾七歩　的場
一、貳反八畝拾五歩　新馬場
一、八反壹畝貳拾九歩
松平總州公の御代出來、正襲公二丸に馬場を被成置候後、此馬場をは本馬場と云。
一、（原本に反別がない）　佐原作右衛門下屋敷

御普請木屋前通

一、壹反八畝　江間沖右衛門
一、壹反壹畝　戸川勝助
一、壹反四畝六歩　馬場藤右衛門

新馬塲東側

一、壹反八畝　福田四郎右衛門

一、貳反四畝貳拾三歩　山岡衛士
一、壹反三畝貳拾四歩　佐々木與次右衛門
一、壹反三畝拾八歩　齋田彦助
一、三反壹畝貳歩　松本郡右衛門
一、壹反五畝貳拾壹歩　（原本に最初「渡部源兵衛」と記し其上に貼紙にて「甲田儀兵衛」と改め更に其上に白紙が貼つてある）

同東側横町

一、壹反四畝貳拾壹歩　奥山音右衛門
一、壹反貳畝拾六歩　岡村茂右衛門
一、九畝貳拾九歩　川越淺治
此所御徒士長屋有之、享保七年寅十二月廿六日類燒、其以後居屋敷ニ被仰付。

新馬塲西側

一、貳反八畝七歩　伊藤五兵衛
一、貳反六畝拾貳歩　矢嶋佐四郎

通安寺前通北側

一、壹反壹畝拾歩　井口彌兵衛
一、壹反八畝貳拾八歩　木村惣右衛門
一、壹反七畝拾壹歩　佐分利文五右衛門
一、（原本に反別がない）　田上友治

通安寺前通南側

一、七畝七歩　永田銀右衛門
一、三反貳畝六歩　佐原作右衛門與力
一、壹反貳畝　柘植周藏
一、壹反六畝八歩　今川安八
一、（原本に反別がない）　宮寺幸右衛門
一、壹丁四反壹歩　下宮逸平治
一、五反五畝六歩　明和四年二月廿四日之火事以後空地
東　藤枝喜惣次
南　甲田市左衛門

妙蓮寺裏通東側

一、壹反七畝拾八歩　大室安左衛門
一、五畝貳拾九歩　遠藤元右衛門

妙蓮寺裏通西側

一、壹反五畝　平川勘左衛門
一、壹反五畝貳拾六歩　梅田文右衛門
一、壹反壹畝拾六歩　松田得七
一、八畝　新井半助

同所横小路

一、七畝貳拾八歩　樋口彦兵衛
一、七畝貳拾六歩　廣江伴藏
一、五畝七歩　遠藤甚右衛門
一、壹反拾歩　内五畝五歩　大室安兵衛添地
四畝拾八歩　（原本に「伊澤平左衛門」跡とし其上に貼紙で「岡田幸平次」とし更に其上に白紙を貼つてある）

貳拾七歩　（原本「永田銀右衛門屋敷へ入」と記し其上に紙を貼つてある）

妙蓮寺北隣

一、壹反壹畝七歩　明和四年二月廿四日火事以後空地

妙蓮寺前石橋筋北側

一、貳反六畝　右同斷

同南側

一、四反貳畝拾四歩　明和四年二月廿四日火事以後空地
一、三反壹畝貳拾九歩　近藤吟右衛門
一、三反六畝三歩　倉井源次
一、壹反貳拾歩　吉田三郎兵衛

新馬塲裏通西側

一、貳反四畝六歩　高野十左衛門
一、三反三畝拾六歩　坂與六

同東側

一、貳反三歩　大橋杢右衛門
一、貳反四畝貳拾四歩　田村彌内

泉龍寺前

一、壹反五畝拾四歩　川崎市右衛門
一、壹反六畝拾四歩　安藤十郎左衛門

尾道街道

一、四反九畝三歩　内貳畝三歩　年貢地　永峯九右衛門組
一、五反三畝貳歩　同人組
一、四反九畝三歩　内貳畝三歩　年貢地（原本に「磯競組」と記し其上に白紙が貼つてある）
一、五反三畝貳歩　同人組（同人組とは磯の組か永峯の組か不明である）
一、五反三畝四歩　柴崎茂左衛門組
一、（原本反別がない）　西宮八幡御旅所

尾道街道南側

一、五反壹畝貳拾九歩　高野半内
一、五反三畝貳拾貳歩　吉田端守
一、四反四畝拾歩　伊藤佐次右衛門
一、壹反三畝貳歩　小津見戸右衛門
一、壹反六畝貳拾壹歩　本間勝藏
一、壹反七畝七歩　大瀬新左衛門
一、壹反六畝貳拾六歩　角尾又左衛門

尾道街道北側

一、貳反三畝八歩　渡邊忠右衛門
此所以前御小姓長屋有。　齋藤甚左衛門
一、貳反三畝貳拾歩　土持平藏
矢塲地、御小姓長屋之内、割合にて入。
一、貳反七畝貳拾四歩　磯助之丞

地葺

道三町北裏通、山田口、津留之内也。當城開基之節天守之地葺を仕たる所也と。又地卑（ヒクキ）所故地卑（ヒク）共地引

共。

一、壹反七歩　御旗組　安藤吉之進
一、貳反九畝拾七歩　内七畝七歩　年貢地　御旗組
一、三反八畝拾六歩　大塚專左衛門
　上邊定七
　福田四郎右衛門預地
一、三反三畝拾五歩　佐々田喜藤治
一、三反五畝貳歩　佐々木九郎治
一、八畝貳拾壹歩、添屋敷　近藤十郎右衛門
　壹反四畝七歩
一、三反貳畝壹歩　座間十郎左衛門
一、貳反壹畝拾壹歩　清水團治
一、三反四畝拾六歩　小川五郎右衛門

後道三

一、六反八畝八歩　伊藤五兵衛組
一、六畝拾七歩　御長柄者小頭貳人
一、五反八畝貳歩　佐原作右衛門同心

道三光照寺沖

一、（原本反別がない）　荒川半左衛門
一、（同前）　吉金小惣次
一、（同前）　高松傳藏
一、（同前）　藤枝喜惣次
一、六反七畝貳拾壹歩　内三畝　年貢地　下宮金三郎組

中道三

一、貳反八畝壹歩　御旗組　安藤吉之進
一、貳反九畝拾七歩　内七畝七歩　年貢地　御旗組
一、五反貳畝拾四歩　大塚專左衛門
一、三反貳畝貳歩　上邊定七
　福田四郎右衛門預地

御下屋敷表御門前西側

一、貳反七畝貳拾九歩　山本久米左衛門
一、五反貳畝拾四歩　三迫次郎五郎
一、四反貳畝貳歩　新屋長

同東側

一、貳反貳拾六歩　阿部内匠下屋敷　（原本最初に「地福院跡」と記し其上に貼紙で此の阿部内匠頭下屋敷と記してある）
　地福院ハ松平忠雅公隨逐之山伏也。
一、貳反貳畝拾貳歩　大瀬左内
一、御下屋敷　御茶屋共云。
　御殿之分者享保七年寅十二月廿六日燒失。御馬見所、惣御長屋、御鷹部屋、鳩部屋、御馬屋、御料理場、兩御門、辨天堂、天神社計相殘。其以後御茶屋を被建。
　御下屋敷御長屋住居　松本丹藏
　　今井駒之助
　　小嶋八郎兵衛

御下屋敷裏門前

一、壹反九畝九歩　三木初右衛門
一、壹反九畝拾歩　新井市郎兵衛

宮小路裏東側

一、七反九畝貳拾壹歩　内藤角右衛門下屋敷

神嶋町筑（突か）當ゟ新井一郎兵衛向側迄

一、壹反三畝九歩　川越要吉

一、壹反　楠間德四郎
一、壹反八歩　磯野惣左衛門
一、貳反三畝　鈴木林平
一、壹反六歩　佐手嘉助
一、壹反四歩　太田甚八
一、壹反壹畝拾五歩　武永淺左衛門
一、貳反七畝拾歩

大工町南側

一、壹反　清水吉郎右衛門
一、壹反　（原本「早間林右衛門」と記し其上に白紙が貼つてある）　櫻井利哲
一、壹反　（原本「大島兵藏」と記し其上に白紙が貼つてある）
一、壹反　（原本「喜多村安兵衛」と記し其上に白紙が貼つてある）
一、壹反　（原本最初に「關九郎治」と記し其上に貼紙で「島田忠右衛門」と記し又其上を白紙で貼つてある）

安樂寺前西側

一、七畝七歩　加藤寄右衛門
一、壹反貳畝拾貳歩　空地
一、八畝貳拾四歩　内貳拾壹歩　年貢地　空地
一、七畝拾歩　空地

同南側

一、八畝三歩　安樂寺預地
一、七畝九歩　池田龍右衛門
一、壹反貳拾四歩　舟橋瀨左衛門

福德町西側

一、壹反八歩　山手宗八
一、壹反壹畝六歩　（原本「齋藤松之助」と記し其上に白紙を貼つてある）
一、壹反三畝　上田仁右衛門

同石橋東側

一、四畝拾歩　惡人改之者
一、三畝　御長柄之者小頭
一、六畝　加治場跡空地
一、壹反三畝貳拾六歩　加治場奥　杉原彌惣右衛門

妙法寺沖

一、八畝貳拾三歩　寺地兵藏
一、壹反壹畝貳歩　木村茂左衛門
一、五反六畝拾歩　座間十郎左衛門組
一、五反四畝貳拾歩　奥村梅千四郎組
四反貳畝拾三歩
一、五反貳畝貳拾六歩　下宮理左衛門
　奥村梅千四郎組預
一、（原本に反別がない）　惡人改之者
一、六畝七歩　市川勘野右衛門

永雲寺小路

一、四反六畝三歩　此内百姓地有　宮寺式右衛門組
一、貳反五畝貳拾三歩　高橋奥右衛門
一、壹反五畝貳拾歩　舟橋瀨左衛門

一、壹反貳畝拾壹歩　（原本「中居彫右衛門」と記し其上を白紙で貼つてある）

同北側

一、八畝拾三歩　（原本「本持深右衛門」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、九畝拾八歩　（原本「添田德右衛門」と記し其上に貼紙で「渡邊榮藏」と記し又其上を白紙で貼つてある）
一、九畝拾八歩　（原本「山名代助」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反壹畝拾六歩　（原本「濱野小市右衛門」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、四畝貳拾八歩　空地

春賀小路

先々御代、平川春賀と云もの丶屋敷有之故、斯云。

一、壹反貳畝拾貳歩　西井斧右衛門
一、壹反貳畝拾九歩　（原本「堺叡藏」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、七畝七歩　（原本に最初「村井源次兵衛」と記し其上に貼紙で「熊田文内」と記し又其上に貼紙で「熊田安左衛門」と記し更に其上を白紙で貼つてある）渡邊源次兵衛
一、七畝拾壹歩　下村武平次
一、八畝貳拾貳歩　空地
一、六畝壹歩

平川春賀屋敷地なり。水野勝貞公の御代、荻野新右衛門者頭と云者、眞鍋嶋より僕を抱けるか、妻をは春賀か長屋に差置、男子を儲け、七八歳の時、下魚屋町、東條屋吉兵衛といへるもの丶僕となしぬ、當國尾道に灰屋宗久とて有德成賈人有。此童か形貌端正なるゆへ、東條屋方より乞請て連歸りけるか、才智人に勝れ、剩、音曲に器用なりけれハ、甚寵愛し侍り。其比京都ゟ嚴嶋へ下りける猿樂、かれか生付、節拍子尋常のものにあらさりけれハ、京都へ連登りけるか、成長の後、間部越前守詮房公と申ハ、此僕童か事なり。此空地の東北の角、三尺四方程、作物を不植、糞灰を不施所有。詮房公の御胎衣を藏ける所なりとそ。糞灰をまきたるものハ必祟りて家を絕し、或は不計に災難に逢、實に凡人にあらさる事現然たり。

一、七畝貳拾三歩　寶曆七丑年ゟ護國大明神社地と成
一、七畝拾三歩　東宮御旅所
一、壹反七畝貳拾四歩　寶曆七丑年ゟ護國大明神社地ニ成
一、五反貳拾歩　御材木藏　大山德右衛門

城西

松山後

西北の隅、藪の中に城下へかゝる水道の樋あり。此所則近江屋佐兵衛水車の跡なり。延享五年辰閏十月より水道番、中安孫八居住す。

一、貳反五畝三歩　大林甚九郎

同横町

一、壹反四畝拾七歩　空地

一、三反壹畝廿五歩　三浦勘解由

門外巾三尺の堀に石橋をかけたり。先々御代、有安相馬屋敷なり。相馬聊の儀有之、橋を刎、門を閉て蟄居す、此段上聞に達しけれは、橋を引、要介（害か）を固る志、甚殊勝なりと笑せ給ひて早速相馬を被召出、御機嫌宜しかりしとも也。

大歳神の社有。相馬、嶋原陣に着したる甲を奉納し有之兜、鍪、吹返ニ三巴ノ紋有。

小丸山後通堀側

一、壹反貳畝五歩　松山傳次郎
一、壹反貳拾七歩　村上彦三郎
一、壹反壹畝貳拾九歩　鈴木鉄次郎
一、壹反貳畝貳拾八歩　空地
一、八畝五歩　添屋敷
一、（壹反五畝三歩）　井上孫兵衛

同後町東側

一、九畝拾歩　（原本「吉岡林之進」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反四畝拾歩　（原本「大林佐左衛門」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反四畝貳拾壹歩　（原本「高野榮壽」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反貳畝貳拾貳歩　（原本「齋木伯庵」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、九畝　空地
一、七畝三歩　山名長左衛門

一、六畝拾三歩　空地

同西側

一、壹反六畝三歩　增田文次郎（原本「中村庄兵衛」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反七畝拾三歩　山本砥並
一、壹反壹畝八歩　大和治兵衛
一、六畝拾壹歩　楢崎丈助
一、九畝拾貳歩　空地

袋町

一、貳反四畝拾三歩　天海坂右衛門
一、貳反四畝五歩　宮田半之丞
貳反拾六歩
一、壹反貳畝拾壹歩　内藤小左衛門
一、貳反七畝貳拾四歩　笠倉權平
一、壹反七畝拾五歩　廣田七兵衛
一、壹反貳拾歩　一色久右衛門
一、壹反三歩　空地
一、壹反壹畝七歩　嶋村猶右衛門

定福寺門前

一、貳反貳畝貳拾歩　菊池左平太
一、壹反九畝拾八歩　高橋仁兵衛
一、壹反九畝拾五歩　定福寺預屋敷

定福寺脇ゟ大和孫平次脇迄北側

一、貳反六畝貳拾貳歩　高山運平

一、壹反貳拾四歩　輕部唯右衛門
一、壹反五畝貳拾壹歩　齋木專助
一、壹反九畝拾五歩　空地
一、七畝貳拾六歩　（原本「櫻井利晉跡」と記し其上を白紙で貼つてある）

同南側

一、（原本に反別がない）　佐原利助
一、（同前）　鶴岡三左衛門
一、（同前）　鶴岡六之進
一、九畝拾壹歩　石谷瀬兵衛

錦町

一、壹反七畝拾三歩　藤井久彌
一、三反五畝貳拾三歩　中山佐三郎
一、貳反壹畝七歩　小川忠五郎
一、壹反七畝貳拾七歩　（原本に「安藤大藏屋敷」と記し其上を白紙で貼つてある）
壹反七畝八歩
一、四反三畝貳歩　大橋源三兵衛
一、壹反貳畝八歩　空地

能滿寺前南側

一、壹反七畝拾六歩　差籠
佐原作右衛門與力
一、壹反六畝八歩　佐分利源内

能滿寺前北側

一、貳反六畝拾壹歩　田中兵藏
壹反六畝拾五歩

一、壹反壹畝五歩

裏町西側

一、貳反三畝貳拾七歩　廣田與平次
一、貳反九畝拾貳歩　加藤權藏
一、壹反七畝七歩　天野小四郎
一、壹反六畝壹歩
一、壹反四畝貳拾貳歩　宇津野清記
一、壹反貳畝拾壹歩　（原本「赤尾彌三左衛門」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反六畝八歩　（原本「明石孫之進」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反七畝四歩　宮寺式右衛門
一、壹反七畝貳歩　空地
一、壹反八畝拾七歩　淺川彦五郎
奥へ入
一、貳反貳畝貳拾貳歩　小川幸八郎
一、壹反九畝拾八歩　眞野才治
一、壹反五畝拾歩　內藤安次郎
一、壹反七畝貳拾六歩　知久吉右衛門
一、壹反七畝壹歩　藤井喜六
一、壹反拾七歩　小幡友右衛門
一、壹反貳畝貳拾貳歩　深町彌右衛門

同東側

一、（原本に反別がない）　空地
一、（同前）　伊藤大助

一、（同前）　富張里右衛門
一、壹反拾九歩　空地明和五（四か）年二月廿四日火事火元
一、壹反七畝拾九歩　空地
一、貳反貳畝八歩之內　磯野武平次
永峯九右衛門添屋敷之內へ入
一、（原本に反別がない）　齋藤澤之丞
一、壹反四畝拾八歩　嶋田廣助
一、壹反壹畝三歩　（原本「山岡瀾次右衛門」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反七畝拾歩　（原本最初に「島田半右衛門」と記し其上に貼紙をなし「石谷新之丞」と記し更に其上を白紙で貼つてある）
一、壹反貳拾八歩　佐藤永助
佐原作右衛門與力
一、九畝貳拾八歩　早水小善次
一、壹反拾七歩　石川岡之助
一、（原本に反別がない）　三浦清左衛門
一、壹反壹畝　小野定五郎
一、貳反五畝九歩　吉村彦六

中町西側

一、（原本に反別がない）　近藤猪左衛門
一、（同前）　小倉多宮
一、壹反八畝貳拾壹歩　鈴木順說
一、壹反貳畝拾七歩　永峯九右衛門
外ニ貳反貳畝八歩、磯野武平次方へ入合
一、壹反拾八歩　鶴岡六之進

一、壹反壹畝九歩　加藤傳兵衛
一、壹反六畝八歩　藤江七郎助
一、壹反六畝拾貳歩　眞杉爲治
一、（原本に反別がない）　宮田半之丞
一、壹反壹畝六歩　正木九郎右衛門
一、壹反壹畝八歩　小曾戸又右衛門
一、（原本に反別がない）　（原本「須田彌五郎」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反七畝貳拾貳歩　山岡衛士
一、壹反貳畝貳拾貳歩　中山與五兵衛
一、壹反貳畝貳拾壹歩　竹嶋郡司

同東側

一、壹反貳拾七歩　空地
一、壹反拾七歩　松村嘉左衛門
一、壹反拾壹歩　刑部小也
一、（原本に反別がない）　日野彌左衛門
一、壹反拾歩　不破孫太郎
一、壹反拾八歩　奥村梅千四郎
寶暦七丑七月廿六日大風ニ而吹倒空地
一、壹反拾九歩　牧村順平
一、九畝貳歩　空地
一、九畝貳拾八歩　吉田彌五左衛門
一、壹反五歩　（原本「後藤新八」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反貳拾三歩

一、壹反貳拾六歩　東横町　吉川勝馬
一、壹反壹畝拾壹歩　正木與右衛門
一、壹反五歩　三ヶ四ヶ助
一、壹反六畝拾五歩　（原本「川田李添屋敷」と記し其上を白紙で貼つてある）
一、壹反貳拾七歩　（原本「川田李」と記し其上を白紙で貼つてある）

西堀側

一、壹反壹畝拾三歩　鈴木玄仙
一、九畝貳歩　羽田加治馬
一、（壹反拾七歩　高久權左衛門添屋敷
一、壹反壹畝貳歩）　槍稽古場
一、貳反六畝拾歩　三浦文次右衛門
一、壹反壹畝貳拾八歩　磯競
一、壹反三畝貳拾九歩　小倉彌内
一、壹反三畝拾壹歩　（原本最初に「川崎新兵衛」と記し其上に貼紙で「川崎孫三郎」と記し更に其上を白紙で貼つてある）
一、壹反壹畝貳拾八歩　内藤次郎兵衛
一、壹反五畝五歩　（原本最初に「細井金治」と記し其上に貼紙で「石田太兵衛」と記し更に其上を白紙で貼つてある）

長者町

一、（原本に反別がない）　坂本琵助
一、壹丁五畝廿八歩　郷同心組
外拾壹歩、野上地有　御城番組
一、九反貳畝拾歩

一、五畝拾歩　濱野彌四右衛門跡空地

同東脇

一、四畝拾歩　松山傳左衛門組
一、（原本に反別がない）　森嶋伊丹組

大佛川北側

一、三反九畝九歩　松山傳左衛門組

奈良津街道

一、四反貳畝九歩　岡田伊右衛門組
一、壹反三畝
一、三反六畝貳拾七歩　森嶋伊丹組
一、壹畝拾壹歩　長正寺前　悪人改、高取與平次
一、六畝五歩　長正寺預地
一、七畝拾九歩　吉津町宿老預地
一、貳拾三歩　榎木峠口、津留
一、貳拾三歩　神邊街道、津留

右之外自分宅

一、米屋町居宅　明和四年二月廿四日火事以後　後藤與左衛門
一、同町居宅　右同斷　中居杉右衛門
一、野上村居宅　寺地幸助
一、同村居宅　岡田定兵衛

一、三反九畝七歩　三浦平十郎下屋敷
一、拾壹歩　津留番所

城北

黑門　左右の柱、地幅より三尺ほど上、穿て有之。先々御代、木の庄士を車にて取たる車の眞木の當りたる跡なり。地幅の石にも輪の跡有。番所の前、南ハ松山ゟ續て藪垣なり。此内に城下へかゝる水道有。北は藪土手にて、其外本庄より深津への川筋なり。城外の間道なるゆへ、夜中は通りなし。昔ハ旅人を不通所なり。

古吉津庚申堂前貫木北側

一、壹反貳拾五歩　五嶋市郎右衛門
一、壹反壹畝貳拾八歩　吉田佐野右衛門
一、貳畝九歩　悪人改之者
一、壹畝拾七歩　悪人改之者

同南側

一、五畝拾四歩　矢部加兵衛跡空地

唐犬町

先々御代、犬引ノ居宅ありて唐犬なとも有けるゆへ斯名付る。

一、壹反貳畝拾歩　杉瀬又治
一、九畝五歩　雪齋

胎藏寺西脇

備陽六郡志『外篇』

（原本には「外篇」の二字はないが著者手記の表紙題目に依りこれを加ふ）

深津郡之一『目錄』

（校訂者曰ふ、原本には此の「目錄」の二字は無いが加へておく）

三吉村　一丁
深津村　三丁
手城村　十九
引野村　廿

備陽六郡志

深津郡

三吉村

穢多村有。穢多頭關助黑助先祖ハ水野勝成公、三河より被召連たる御家來成よし、いかなる故有て穢多にハ被仰付侍るにや。當國の語に、穢多を三八と云。彼等か先祖を三八といひけるにや。泉明寺といふ高田派の門徒寺有、當村は勿論近國の穢多、大かた當寺の檀那なり。

寺一ケ所　淨土眞宗　光明寺　以前ハ西門跡派なりけるか、寛保の比、東門跡派になり侍る。鐘有、銘曰。

備後ノ國福山海雲山光明寺鐘ノ銘

寺ハ乃肇ニ於文正年間一係ニ于龍谷支下一、同國大門郎城主藤間氏光重之子、光明敎円者之所ニ乎闢一也、二世敎順、三世覺円、四世覺全、五世覺珍、六世敎珍、七世敎情、八世敎運、九世感靈、十世法輪、十一世慶岸、十二世現住某、播州赤穗ノ之生、得ニ法於永應寺一、來補ニ虛席一、然ノ自愁乙當山未ルレ置ニ洪鐘一、年久、而首爲レ之唱ニ遠近一相傳從和者多、於レ是銅材集、淨貲積、鑄而筮レ之、銘曰。

光明ノ舊跡專修ノ靈場　玉犀揮レ發花鯨助レ揚　音ハ覺ニ長夢一　響動ニ魔鄉一　一聞テ徹レ性　頓ニ入ニ眞常一

延享戊辰四年九月　　十二世順譽謹誌

治工　手城　渡部幸右衛門信

光明寺、信行寺ともに當村の内に有といへども、城下三拾貳ケ寺の内なるゆへ、村の支配地にあらず。洞林寺の庵地、光明寺の隣に有。其間に足輕屋敷壹軒有、此所に水野家の時、門有けるか、松平總州公の御代、光明寺西の境に門を被居、用水溝より東は三吉村の分とハなりぬ。水野家繁榮の時、光明寺より藥師の松原迄、町家をつゝけらるへきとの事にて、地割まて仰付られけるか何となく遲延し、程なく勝種公、松之丞君逝去し給ふ故、此事止侍り。

三河町口、津留給米、村より出しけるか、享保中、青山金兵衛といふものを常番に被指置、其後中間を番人に被指置故。給米不出。津留と櫻馬場の間に野上村の地有。

櫻馬場　水野家の時の馬場にて、馬見所ハ正德の初迄有けるか、いつとなく崩れ、櫻の並木も享保の末迄少々有けるか、伐尽して並木の松計殘れり。此地午分ハ弘宗寺の境内なるよし、天倪和尚被申達、惣畝八反九歩之内四反四歩余、弘宗寺へ御戻し、四反四歩ハ御揚屋持になりて當村の支配地にて無之。

一、當村は野上、吉津、深津三ケ村の三つ頭付合の所なり。野上村よりハ松か端の濱を隔、深津村ゟハ三枚橋の川を隔、吉津村ゟは穢多か後の川をへたて、三ケ村共に跨て支配六ケ敷故、右三ケ村の三つ頭を壹村とし、三吉村と被名付けるとなり。氷野之御代にハ村役人なとも城下の町場より勤けるか、總州公の御時より庄屋、組頭なと村内にて被　仰付。三ケ村付合の所なる故、用水溝を限て南西ハ野上の地なるゆへ、西宮八幡を生土とし、北西は吉津長大明神を生土とするなり。東の深津の地の分にハ民家なし。

深津村

當村近邊、元和、寛永の比迄者海にて、なら津、吉津、德田、道上の邊迄、船の往來有て、蛙岩御座床の崎(岨)に船を乘かけ、後に有多く破損しけるとそ。藥師寺の邊も西濱とて遠干潟なりしとそ。

當村に石井六郎兵衛といへる農夫八十六歳にて延享の末に身まかり侍り。若年ゟ日々の事を筆記し、又古來の事をきゝつたへける事をは記置ける由聞及て、借受寫記ス。

木之端新田、寛永十八年成就す。此時迄蛙岩壹丁四方程有之候處、段々打碎、纔三間四方程殘有之。

正保四甲申之秋、宗休公汐崎へ御越御遊覽被成、此所を新涯に被仰付候處に、土手を如何樣に築候而も忽に切レ候付、既に相止可申由被仰出。此時の庄屋藤井庄五郎、宗休公へ申上候は、當濱邊に汐崎大明神と申て纔の社御座候、本地は不動にて御座候、是へ御祈願を可被籠哉と申候へハ、御參詣被遊御祈誓有けれハ、則土手堅り新涯成就仕、社御建立ニ而、神田五反御寄附被成、別當當村光明院へ御墨付被下置候。

一、水野樣御代、寛文十一年辛亥六月、神谷九郎兵衛殿、豊田九郎左衛門殿に被仰付、御撿地被成畝高、深津、沼田、木端三ケ所にて百五拾丁五反六畝九歩、石高二千八百拾六石四斗七升之所、元祿十一戊寅年水野松之丞樣御近去被遊、備前岡山之御城主松平伊豫守樣江福山領御撿地被仰付、池田勘負殿、津田左源太殿御越、元祿十二己卯年七月十一日御極被成候、畝高貳百壹丁壹反九畝拾貳歩、石高貳千四百貳拾七石壹斗六升余、斯之通御竿詰り候付、五拾丁六反三畝三歩、六百拾石六斗九升貳合御打出被成候。

一、松之丞樣御逝去以後宗倉與兵衛樣、曲淵市郎兵衛樣御越被成、御両殿樣御支配之節、元祿十二年卯三月、從王子山之下、手城加嶋迄の土手左右へ引坪、田畠に可仕由、津田左源太殿被仰候間撿地を請、畝高御付被下候樣にと相願ひ候得者、御両殿樣御聞濟被遊、早々人足を掛、引坪可申由被仰付候。然處、私其節も組頭にて罷在、此義且而承引不仕、早速市村庄屋紋兵衛、引野庄屋傳右衛門、吉田庄屋庄兵衛と談合仕、此義者御請仕事不罷成候段、連判にて相願候趣は、此土手無御座候而ハ大風にて手城村汐土手切レ候へ者、深津、市村、引野、吉田致方無御座候。去寅八月十七日之夜、手城汐土手切候節、此土手御座候計にて四ケ村共に御年貢無恙上納仕候間、やはり被指置候樣にと御願申上、漸御聞濟之上御指置被遊候。元祿十五年午十一月十五日松下總守樣御代官櫻井藤左衛門殿仰候ハ、此土手へ萩、柳植可申との御事に御座候得共、當村牛馬飼場、稻干場無御座候間、御免被下候樣にと申達相止申候。

王子山　毛利大藏太輔元康の古城地なり。藥師寺の別禁(墅か)にて地藏堂有。

王子大權現別當藥師寺　毛利元康勸請して鎭主とせらる。水野公の時、撿地奉行豊田九郎左衛門、神谷九郎兵衛両人に被仰付、王子山の下をも竿を入ンとしける時に、神主庄九郎といふもの罷出、此所は王子の遊び給ふ所にて侍るまゝ御除可被下と混向願けれ共、きゝ入ざりけれハ、是非なく社に至りて色々願ひ侍れとも叶不申、此以後ハ公義の地にて候間、今迄之通に踏散したまふなと訴へけれハ、側の穴より王子の文字を負たる老狐弱ひ出て、撿地奉行の顔をまもり居けれハ、両人訴訟の趣尤に侍る、竿ハ入間敷そと云けれハ快然として、もとの穴へ入けるとそ。元祿備前撿地の節も夢の告有て藥師寺并王子山迄除地に成侍る。除地畝高別書に有。

出崎八幡　古八幡の此所にありしとそ　同壹社綱木に有、

東西両社なり、此宮の下を藏之崎と云。元康の時代、納米藏の跡なり。　同壹社岡

徃古元康の城下なりしゆへ、其時の言葉殘れり。　明見と同社也

汐崎大明神　眞躰不動明王　同壹社八幡峠、古八幡の此所にありしとそ

小社九ケ所　荒神壹社加治屋谷　同壹社西町の入口　同壹社八幡峠、古八幡の此所にありしとそ　同壹社岡

長尾寺の後なり、壹尺四方ほとなる小社なり。長尾寺の住僧有永法印、晩涼に被出けるに、蔀山の下より一身八頭にして長壹丈計なる蛇夾りて件の祠倉(ホコラ)の内へ入けるとそ。　岩下、永雲寺の庵地に有　同壹社つなき藪の内に有　夷壹社町内に有　以上九ケ所なり。

三嶋大明神（サウドウ）　蔀山の北東の續、つなきの後少（小か）き山を三嶋といふ。義昭將軍をいはひたるなり。中國太平記に將軍義輝公、永祿八年五月十九日松永三好かために亡給ひて後、北山鹿苑院、南都一條院ハ將軍の御舍弟也、急可誅とて鹿薗院をは賺し出して奉殺ぬ、一條院此事をきゝ玉ひて潛に南都を落給ひて還俗有、源義昭と申けり。去共源武衛の土肥の杉山を遁出、諸國をまとひあるきし苦み身に來て、何れへかゆかましなと案し煩ひ給けり。同十年八月、近江國へ行て佐々木義賢入道承禎を賴て居たまへとも、嫡子義弼無禮を尽しけれハ、夫より若狹國へ立越、武田義統か居城矢嶋へ入たまふ。武田崇敬而赤誠を顯しけれとも、小身の侍なれハ行末可憑にしもあらす、又越前へ行て朝倉義景に依けり。義昭公の妹聟といひ鄭重にもてなすへきとおもひしに、さのみ領掌の體もなかりければ、一色、畠山、大舘等評議而、信長をたのみ見ンとて永岡兵部太輔藤孝を使節として巨細に云入けれハ、信長許容有、則淺井長政御供にて岐阜へ入參らせ、同十一年京都へ御供して再度公方になし奉覽とす。三好長慶、同義繼、岩成主稅助十河一存（ソガウカツマサ）、京都へ出迎ひ爭衡すといへとも一戰に打負引退。十月十八日征夷將軍に被任。其後將軍家行跡惡敷、政道不正、又信長も天下を呑ンとする志なれハ、將軍家を慢り古來の式法も蔽れけれハ、心を變而信長を恨み潛に甲州の信玄へ心を被通、上野中務を使節として可有上洛と狀し被合。信長此事をきゝて、夫となく數ヶ條の諫言を被入。第一武具用意、浪人多く被召置條、無其謂となり。事已に募けれハ、天正元年七月五日、信長岐阜を打立、六日にハ京中を放火し、室町殿の搆を稻麻竹園（葦か）にかこみけり。義昭無勢といひ百倍の敵に叶かたく、優（宥か）恕を乞給へハ、則生捕て河內へ遣しけるか、其後泉州境の寺に籠居給ひけれとも、一所扶助の沙汰もなけれハ供の人々も自の飢を扶むため諸方へ行別、後には微乏の御有樣、見目も哀なり。徒然のあまりに預りの奉行人に斷りて海邊へ出給ひけるか、顏色憔悴し形容枯槁して彼屈原か澤畔に吟ひける粧なり。爰に仁木右京亮、播州へ行て醫師となり仁木了任といふ。重代の主君忘かたくて折々ハ參りて訪奉り、懷舊の泪を催しけり。此君詩文連哥に長し手跡も勝れ、常に白氏文集山谷を讀て閑居の情を被慰ける。斯て年月重り、信長も明知日向守に被戮、秀吉公の世となり易りけり。或時秀吉征夷將軍の任をのそみ、義昭公へつかいを以て被申けるは、征夷使の宣下は御邊の家に數代請任しらる、某につたへられよかしと有。義昭公のいはく、尊氏將軍より已に十四代なり、斷絕の時に至るといへとも後代のあさけりもあれは、たとへ首をは刎ハはねよ、征夷使の許容叶ましとなり。累世將門の嫡流實にやさしとほむる人も有、亦賢慮の不足と云ひとも有けり。天正十五年のころとかや、連歌師法橋紹巴、年來したしみ近つきけれハ、折々使を參らせけり。秀吉公連哥をすき王ひて常に紹巴を召けれハ、ある時御氣色をうかゝひ、公方の御事あはれに取成申けれは、秀吉公宣ひけるハ、此公方のこと、いたはしくおもひ、一ヶ國をもあたへてんと、征夷使の事など云送けるに、案のほかなる返答、我にそむきたる人なれハ又いか成逆心をか、くはたて、國家のわさわひともならんとおもへは、すてをきたり。困窮飢饉におよひたまふとハ夢にも不知、されハとて心のまゝにもしかたし。當時天下無双の大名は毛利輝元なり。此人めせとてまいられけれハ、秀吉公宣ふは、義昭の事、御邊へ預ヶ度そや、中國へ同道せられよかしと有けれハ、輝元則御請被申、備後國深津に御所を經營し、五千石の所領付參せらて移し、番所所々に置て、いたわり給ひけり。秀吉公よりも近習に召仕れける美女一人まいらせられ、田舍にて徒然におはす覽とて、上使立けれハ、輝元よりも此君詩文か好なれハとて、中國の儒者、禪僧、連歌師をたつねもとめて御伽をつとめさせらる。旭旰安樂に被暮けり。爰にて御子出生有、後僧になりて圓滿院門跡とて京都におはすと云々。此邊を歷覽するに、王子山より蔀山迄の山續計、往昔の所にて木端、沼田、深津、沼田ともに宗休公以來の新涯地なり。しかれハ蔀山の西、古松數十株生し所、御所と見へたり。當國の中、所々に三嶋大明神といへるハ、義昭の靈を祭れるなり。

瘡神　丁生に有。いつの比にや小子乃於（ヲコノヲ）といへる女、瘡を煩ひ、此所の榎の下に捨らる。末期に誓て曰、我不計して此病をうけ斯親族に被捨、飢死に臨（ノゾ）り。以來小瘡を患る人あらは我靈に祈るべし、平愈せは團子を可備。若貧にして設ならさるものハ土の團子をそなへよといひて死しぬ。其驗あらたなりけれハ小社を立て、かさ神と崇侍る。

寺四ヶ所

眞言宗　王子山、福正院、藥師寺

文錄（祿）のころ此邊は渺々たる海なりけるか、海中に光物有、所をさためす。西入といへる法師、小船に乘て夜々覘けるに、此光り物次第に近より蛙岩まて來る。西入則舟を漕よせみれは藥師の尊像なり、急き取揚置けるに靈驗著し。牧童樵夫なと此像の口を押へて朝三暮四の事を試るに、餅飯焚炊の音をなして示したまひしとかや。毛利元康此所を領し王子山に城を築居住し、此尊像の奇特を感し、一字を造建し被安之。寬文年中、水野家御建立有て寺とハ成侍り。夫迄は誠の草堂なりしとかや。

鐘銘曰

備後ノ國深津郡西濱藥師寺ノ鐘知識文

夫（レ）滄海者鱗甲所レ潜、泰岳者翔蹄所レ集、則知（チヌ）智池者坌塵所レ洽、靈鐘者苦類所レ息、然（ハ）則洪鐘吒王之望釼兼亦蘇二灰河之難獄一故。　經曰。一打鐘聲、當願衆生、脫二三界苦一、得二見菩提一。

寬文九年己酉二月　現住法印權大僧都祐遍

予か朋友流光（笹屋喜右衛門）と云もの、芭蕉翁か石塔を立置、例月俳諧の會をせんと催しけれとも、流光程なく死して其事止侍り。

元祿七甲戌暦　壯時　伊賀仕官松尾甚七

俳諧中興芭蕉翁　佳城

十月十二日申剋　露命四十有余

此翁沒後、不レ觀二其志行一者一、只崇二其業德一而思レ貽二其令名於遠大一、敬而祠二某州某鄕一、而有二雪墳一、有二蟬墳一、有二千句墳一、有二蓑墳一、有二尾花墳一、又有二夢墳一、於戲翁之遺風偉哉、今壬寅冬十月、予偶詣二于粟津義仲寺一、而恭上二俳諧之一句一、追感躊躇於是一、袖二來於翁墳上之苔數根一、于レ夙于レ夜、罄二心喪之祠一、誠有時、儆惕周還、聊當レ出レ戶而髣髴有下見二其閑雅之容一、又聽中其嘆息之聲上、嗒嗟翁、々無レ貌又有レ貌、趨而如レ退又如レ進、正立相二錯兩手一、以爲今又親請レ業矣、吁恍兮惚兮、恍而渾無レ爲焉、越占二茲地一、培二溉其苔一、而謹招乙修二於一簣一魂甲、是故予亦傚二學邯鄲之步一、而仍名二苔墳一者也。

呼芭蕉翁　大興二俳風一　四民歸レ德　萬世賞レ功　唐崎松秀　古池蛙衆　淸貧廉直
淡泊明聰　自レ南自レ北　從レ西從レ東　無二思不一レ服　莫二學不一レ通　枯野夢尽　伊賀山崇
羨流光子　修レ墳志洪

讃州丸龜女井上氏感通碑之

門人杉風と云もの、深川の庵の詠にもと芭蕉一株を培たり。雨中吟はせを、野分してたらひに雨をきく夜哉、と、からひたる姿を佗られしより、堪閑の友ちかく忍ひて芭蕉翁〳〵自然の名なるべし。彌增に門葉三千餘人におよひ、德化して正風の師と仰き奉る也。されハ此翁の外、俳諧知る人なし、きくものなし、衆人みな醉り。

はせを植て塚には雨をきく夜かな

淨土宗　攝取山　京都智恩院末寺　普益院　專故寺

開山　順譽上人、專故和尙

無緣常念佛の寺なり。當時火屋の所は以前斬罪場にて、今本尊のおはします須彌壇の下ハ千人壺といひて死罪のものゝ骸、倒れもの、乞食なとの死しけるを捨る所なり。斬罪場千人壺ともに榎木峠へ替られて後、專故和尙、庵を結て念佛を行せられけるか、專故和尙遷化のゝち、延寶、天和の比、口稱坊と云もの隔屋念佛を修行し、福山洞林寺世湛譽上人を中興開山とす。其比水野勝種公の御實母、月窓院殿。御祖母、淸春院。洞林寺の檀那にておはしけるゆへ、勝種公の御聞に達し、程なく寺となりぬ。其以前ハ專故庵といひける故、寶永、正德の比迄も深津の庵といひけるなり。

什物　三尊阿字の曼陀羅　中將姫自ら髮毛を以て三尊の阿字を結ひ、五色の糸にて蓮華其外年号月日迄縫玉ひし曼多羅なり。近比地の糸、蠹はかしたる所に、自ら畫たまひたる像かすかにあらはれ玉へり。細筆淸直(此字不明)なる事、凡筆の及所に非す。細字阿彌陀の辨天　御代官山木與三左衛門景明、阿彌陀經一部を以て辨天幷拾六童子共に被圖畫、微細なる事絕妙なり。

鐘銘

備後州深津郡深津里專故寺者、山号二攝取一、院号名二普益一、蓋淨業之道場、郡人皆來、茶毘痊龕之地也、爰蜜(密か)乘之沙門甫心者、嘗發二一誓一曰、我遍歷二覽日本六十餘州一、每レ到二名山靈區一、置二妙經一部一、頃年遊レ方遂成二其志一、將レ就二寺修慶讃之佛事一、謂曰、鐘者所以敬昕曛、宜敎令特便鍾者幽冥困苦之徒、聞而啓發祛罪資福扳苦受德也、然而寺未レ有レ鐘、此豈非二法器之闕典一乎、請相是事、住持航譽上人允レ之、乃走告二郡之檀越一、精意所レ感、施者自至、鐘亦成、乞二銘於攝之法泉寺阿然一、爲二之銘一曰。

鳴鐘功滋　殊扳二幽悲一　送二終於期一　或痊二死屍一　或亦茶毘　魂氣何之　善生二德池一
惡繫二黑縲一　冥斷無レ私　劇苦訴レ誰　新鐘樓垂　是寺攸レ宜　矧彌陀慈　本誓効寄
佛名執持　華鯨響時　解二此百□一　遂彼無爲　猶二病遭一レ醫　美膳蠲レ飢　請讀二銘辭一
勿二蓋狐疑一

享保二秋八月十五日

洛陽法泉寺阿然敬白
山主航譽乘阿上人
冶工三條釜座　和田信濃大椽藤原國次

頓入禪定門宥範阿闍梨といへる石塔有。水野勝貞公の時、老醫世名不知有て御傍女中の針醫なり。或時女中急症にて氣絕しけれハ、勝貞公の御聞に入る間もあらさりけれは、局へかけ入りけるを見給ひて、此者不義有て斯忍ふそと憤玉ひて、件の老醫を討て可參由近習の侍に被仰付。此侍不便におもひけれとも、君命默止しかたく、醫者の宅へ行、案內しけるに、浴室に居けるか、先程の積氣又發しけるにやと明衣を着なから出けるを、上意なりと聲をかけ、扳打に首を打落す。女房首を取揚、天に仰。我夫此刑に逢事何

故と云事を不知。天物知る事あらハ此恨を報しめよといひて首の切口を吸て血を含、日輪に吹懸、啼泣しける有樣、身の毛もよだちけるとかや、即刻女房娘追立らる、目もあてられぬ躰也。男子ハなくて娘壹人計也しとかや。宥範は一宮の別當成しか、百姓の婦と蜜(密か)會すると無實の罪にて被禁獄。水火の拷問に逢けれ共、元來無實なれハ白狀せす。其段を達しけれは、是非白狀させよとて種々に呵責しけれ共、無實にてゆへハ免させ玉へといふより外の事なし、日々に責重り殊之外に勞れたる由訴へけれは、然らハ今迄の責を止て穢多の口より宥範か口へ水を吐込せよとの事にて宥範を仰に引はりけれハ、宥範眼を見出し、我既に戒業を持て秘蜜(密か)を傳法し高祖大師の行相を修し、阿闍利共なりたるものを、無實の罪にて禁獄せられ、穢多の手にさいなまれ、剩、人非人の口より眞言大乘を誦する清淨の口へ水を吐込るゝ事の淺ましさよ、是奉行役人の所爲にも有まし、大守よりの命なるべし。いかなる呵責をいとはす、無實なれは何もいふ事なし。見よ〳〵大守三代ハ過ましと大に叫ひ、其後ハ何もいはす、終、責殺さる。夫ゟ此両人の亡靈樣々の天怪をなしけれハ、當寺に石塔を立、追福を修せられしか共凶事止事なく、勝岑公天世し玉ひて落去にハ及しなり。今以水野の御名跡へ祟をなすにや、切々法事を修せらる。

眞言宗　遍照山　無量寺　光明院

開山時代共ニ不知

正保以前は九尺貳間の庵室なり。此所新涯なりて汐崎明神の別當に被仰付、宗休公御建立被成ける也。汐崎の祭禮九月廿八日なり神輿を門内に舁いれ魚味を備ふ。仍之此日寺内の奴僕、魚鳥を喰する事を免す。

當寺中興五世喜光法印(始名快山)當國岩成村の產也。杉原の末葉にて杉原播摩守盛重の守本尊の千手觀音を持來し安置す。

眞言宗　寶龍山　普賢院　長尾寺

開基時代共ニ不知

毛利家の家臣長尾隼人建立之寺なりといひ傳。慶長の比退轉して水野家以來再興しける故審ならす。

岩山觀音　實ハ原山といふ、嶺石奇々峙立る故に岩山といふ。麓の民家を岩下と号す。岩窟上下二つ有。石逕斜にして枯(樹か)木欝々たり。

隱遁者庸徹と云者庵を結て一如庵と名付、賢忠寺(三字程缺)和尚を開基とし岩窟に觀音を安し閣上朱紺を彩り象鼻龍頭を拳せ、莊嚴美を盡り。遠く四州の地を望て夜灯を點し、海路の冥闇を照し、梵鐘を擊て村里の長夢を覺し、晝誦夜禪の靈場にして又欝散遊戲の佳境なり、庸徹沒而後段々衰廢し、一如庵も住人なく狐狸の棲となり。觀音閣も甍破れて霧不斷の香を燒、蝙蝠ならてハ窟中に出入するものもなく、撞樓倒れて釣鐘谷に轉ひ、常灯長く消て石燈籠空敷立り。享保中に賢忠寺(二字缺)玉峯和尚、如是衰廢せる事を歎て、件の岩窟上にハ藥師を安し、下にハ辨天を安而、別に觀音堂一宇を建、昔時一如庵の十か一を遺され侍る。

釣鐘　正德之比迄有けるか割てなし。

原山觀音堂小鐘銘幷序

備之後州福山下魚棚善男子善女人、其事愈實、其志愈深、所以奉原山觀世音幷設齋結講、於每月十八日詣一如庵主庸徹已年久矣、今茲壬申之春、一善男子問庵主、承聞觀音大士由音聞以證眞圓通、而隨喜現應適時御物扳苦與樂、然則音聞以事最雄者歟各喜捨資財、欲鑄小梵鐘以掛于大士堂前也、庵主曰善哉問之、實如汝所言、然奚翅觀音大士特以音聲證眞實圓通、直是幽明含識悉聞鐘聲登第一義天、願疾寄附於小鐘、善男子作禮喜甚矣、善必不孤、樂助之者亦多、已而小鐘成矣、庵主來需銘於余、不克峻拒、爲之銘曰。

冶工倀出　般々妙音　彌綸苦趣　濟扳幽沈　山河大地　走獸飛禽　醒長夜睡　發菩提心　群魔退散　千佛降臨
家々門戸　諸難不侵　福猶川至　歲豐樂深

一如庵主　庸　徹
平尾興平次正則鐫文字
賢忠鯨覺海誌

元祿五季歲次壬申大呂佛成道日

常夜燈　觀音堂の前に有。正德の比迄勸進して燃しけるか、其以後燃す人もなくて燈籠空敷立り。

銘　有

俊峰宗清居士者、居備之後州深津郡沼田新開狐崎、俗名曰細見七郎右衛門直滿也、延寶九年酉二月念二日無病而現病、奄然棄世矣、其妹竹屋悟節信女、命石工彫剋一如庵常灯籠之臺盤柱石、以追修亡兄宗清居士冥福。

天和三癸亥冬十一月廿二日　竹屋悟節信女　立之
一如庵主道高庸徹書

細見七郎右衛門ハ水野家の居物切なりけるか、晩年におよひて千人切の供養を遂、祿を辞して市村狐崎といふ所に居住し、常產乏からす、八旬餘にて死す。其長六尺計にして鬼髭左右にわかれ、腮のひけ座すれは帶をすき、拂子を提たることくなりしとそ。

石佛子安の地藏
享保三戊戌之春、定於地藏菩薩廿四所、敎諸人順禮、當山其一數也、依茲新彫子安地藏尊容、安于小堂、即示地藏十願之二、以現隨緣應機、願見者俱生歸投感矣。

化主　立譽　正全

一如庵　以前ハ當時の觀音堂の所に有けるか、玉峯和尙今の地へ引下し再建せらる。

半鐘銘

備之後州福府之東、深津郡岩山者、如意輪大士垂應之靈地也、元祿壬申歲、一如庵主庸徹禪人者、嘗募化於道緣之信男信女等、而鑄梵鐘一口、以掛于圓通堂前焉、無何偶破裂、不能報晨昏者殆二十有餘霜也、今茲壬辰季秋日、現庵主願入沙彌、受收舊時之破銅、轉大爲小、而遂萃以遐邇見聞、無不隨喜也、終鐘成而銘請于山野、迺爲之、銘曰。

境接南海　福城鎭東　節彼岩壑　聳補陀宮　起感垂跡　無機現當　希願如意　靈德不空　再煉炉韝　重範鳴鐘
清韵嗣響　里人披聾　侵曉吼月　和松吟風　聲々說法　聞々円通

享保九年辛酉季秋吉辰

護國山賢忠禪寺現住　鏡大顚誌

長樂庵　往古長樂寺といへる寺有けるか、いつの比にや斷絶したる廢跡なり。福山永雲寺封山和尙、此庵を建置かる。正德、享保の比、玄立首座といへる人住居す、此僧甚滑稽なるゆへ僧散に來るもの日々不絶。鍵屋甚兵衛といふもの達广の木像を賜る、近衛基熙公の作也とそ。艮の社有、岩下の生土とす。

此邊の惣名を原山と云。一如庵、觀音堂、神農廟の所を岩山といひ、長樂庵より民家迄を岩下といふ。

蔀山　義照(昭)將軍の營跡ハ西の方山頭平なる所也。夫より東の方、古松數拾本有。稻荷の社有、山伏理智院支配也。往古此所に大なる槇あり、欽明帝の御衣の袖かゝりたる木なりけるとかや、いつのころ迄有けるやらん知たる人なし。

原山の東、綱木のむかふに荒神と明見一所に有。此明見ハ崇德帝勸請したまひけるとなり。

化主　立譽　正全　(此の「化主立譽正全」の六字は愆か)

神農堂　一間、一間　瓦葺　外の額　躋壽(篆書)

內の額　神農廟　いつれも伊藤梅宇手跡也。

水野公の臣醫坂田玄山といふもの一字を建立し神農の畫像を安しけるか、勝岑公逝去の後破壞して堂守の山伏も餓死しける故、其廢跡を知る人もなきほとの事なりける所に、福山の町醫馬屋原玄益、享保廿一辰歲、神農の像を彫刻し御領分中の醫師五拾人と相計て再建し侍り。此時醫師其外詩文の述作を集て伊藤重藏序を書て報德誌卷と号したる一册有。某も左之一件を書し侍り。

馬屋原子謙子再營炎帝廟頌幷序

混沌既闢、兩儀已判、而萬物化生、三才斯立矣、葛天氏之民巢居穴處、茹毛飮血、伏犧氏御世記天文、察地利畫卦爻、始占巫定數方矣、迨神農氏、出營屋宇、爲四民之利、嘗百草知滋味、辨良毒救夭殤、而使衆庶躋于壽域、而黃岐爲問答、作素靈醫家者流原之矣、嗚呼炎帝之德大哉、民生無貴無賤可仰可崇、況乎握於藥匕之士乎、備陽深津郡市村邑原山、去府城一里許、後負巉岩前抱曠原、松巖空曲擬仙掌、石徑九折攀羊腸、松風颯々似奏曲、水聲淙々如彈琴、遐臨四州渺茫、邇見堤頭行人、騷客欲賦而難入詩、妙手欲描而不能揮筆、何等之勝景過乎于茲、水野侯醫官坂田一飛子、卜此地營炎帝氏廟、置尊像備犧設禪祀、年舊事往堂宇萎蕭矣、今歲享保丙辰春、一飛子之族孫馬屋原子謙子、再創新刻炎帝像安之、府下業醫之徒、擇日修禮奠供蘋蘩、子謙子、興廢繼絕之功非可賞乎、嗚呼子謙子濟世之心、通神會奧、廻生之功日就月將焉、不肖不愧陋劣、裁一詞以頌之云爾。頌曰。

彫刻神容　爰安廟中　金井是赫　仙相太隆　補葺是營　已勤成功　嗚呼宜哉　再興故蹤　壯麗琢甍　祭祀神享
衆士聚會　旨酒斯清　源流澄々　近前膝行　玄風冉々　遠傳令名

宮原直伜謹稿

蔀山稻荷　勝岑公逝去之後、御代官山木與惣左衛門發端にて、山伏大常院に勸請させられ、則大常院持也。大常院より四代目理知院代迄少(小か)き祠倉にて侍り。安永三年の春、理知院勸進して(四字許缺字)瓦葺の神殿を建。同年四月朔日遷宮し、祭日四月初卯と極侍る。

大常院　龍觀法印　清長院
理知院　理知院　理知院(何うして理知院が重ねて記してあるのか不明、或は二代襲名か)

手城村

深津村六郎兵衛筆記に
當村者新涯地にて寛文六年丙午五月八日に新涯に御取懸り、同十月朔日汐止(シヲトメ)成就仕、延寛元年癸丑初而御撿地有之、畝高百貳拾六丁九反貳畝三歩、石高八百八拾八石四斗四升七合ニ御極。同五年丁巳百三拾六丁五反八畝六歩、九百五拾六石七升四合に御極

同八年庚申迄貳つ成に被仰付。天和元年辛酉百三拾六丁七反壹畝歩、千百八拾五石九升之所、備前撿地、元祿十二年巳卯六月十日に初り七月七日御仕廻、百七拾四丁三反三畝拾六歩、千五百六拾三石貳斗五升貳合に御極被成候。

一、當村御番所、貞享四年丁卯出來、青山庄兵衛と云者を被指置候。

古城壹ヶ所　石樋の山なり。城主滋野何某。時代不相知。

天神　同所に有。福山通安寺、元祿年中燒失之時此所へ飛給ふ故、祠倉を建。

當村の生土（ウフスナ）、引野村天道大明神なり。

荒神壹社　東の山に有、相生の松有。

四つ堂壹ヶ所　中道に有。福山大念寺の持なり。

右引野天道大明神は引野村沖浦に在て引野村氏子ハ纔にて、手城一か村は不殘氏子なり。花表磯邊に有。正德の比此濱邊にて荼毘しけれハ、其煙鳥居にかゝりけれハ、忽、石の鳥居折侍り。

引野村

神地八ヶ所　明見　池尻に有　稻荷醫王寺の鎭守　神明醫王寺の前　荒神貳社神嶋山沼田　荒神醫王寺

生土天神

生土天道大明神

當社の脇に塚の崩れたる有。福山三吉、信行寺本尊の彌陀、此塚より堀出しけるとなり。

城山貳ヶ所　矢先山城主、鹽飽大力之助

櫛山城主諸房　諸房、師房、又室房と書て字慥かならす。いつの比の人にや時代不相知。則諸房殿と云社有、九月朔日より二日、每歲是を祭る。以前は天神の境內に此社有けるか、近き比より民家の山上に移し侍る。

寺壹ヶ所　眞言宗　東覺山　慈光院　醫王寺

草戸明王院の末寺なり。

東覺山醫王蜜（密か以下同じ）寺鐘銘幷序

醫王蜜主周惠阿闍梨、來謂予曰、吾寺初在今寺境之西半里、村人呼稱寺迫（テラサコ）、是其趾也、未審其何世而何人之所剏（ト云コヲ）也、所安本尊醫王善逝、此是行基菩薩手親（ツカラ）所彫刻（スル）云、眞容可敬矣、相傳當貶有十箇子院而屬焉、規製博敞壯觀明麗、亡奈何造物無常、陵谷有數悉皆烏有、寺傍田畦村落之地、猶往々以子院之舊名呼之、則是知所傳或不誣也、中葉有法印弘宥者（ト云）、切嘆靈壤之廢圮、深志遠慮遂改卜攸於今地、更興堂宇、顧弘宥者切于三寶不爲不多、然僧院庫門全不復似中古昔所傳、況無梵鐘之報曉夕、最爲可恨、茲偏與諸檀謀、諸檀歡喜捐貲勠力不日功成、乞銘詞余躍然興曰、不亦善乎々々々々、惟夫鯨鐘之於法器也、莫先于此、而莫善于時、宜哉是船若之表相集之要寶、至其苦獄中息鑊湯、吒王既脫釼輪者、眞亦非所謂苦海舟撥乎、闍梨之逮群類而利後生、褒賞之且不暇、況請言勤其上、幸哉何復辭銘、因銘。

求願斯植　□緣緇白　□籥功遂　華鐘新獲　韻徹大千　律侵兩奕　降魔三杵

破夢旦夕　明則利生　幽則扳厄　醫王喜熙　無量巨益

寛保壬戌九月

現住　阿闍梨周惠

中道山現住　大阿梨（闍）梨三剛謹記

冶工　渡邊幸右衛門信

堂拾六ヶ所　池尻觀音　明觀寺觀音　阿彌陀寺あみた　原地藏　日和峠同　辻同　新屋同　山上同　石坪あみた　高屋谷地藏

庵壹ヶ所　神嶋に有。岩竹山普門庵と云。福山賢忠寺四代學海和尙の開基なり。

池　高や谷池　室房池　天道池　谷地池　とう〳〵池

備陽六郡志『外篇』

（原本には此所に外篇の二字はないが著者手記の表紙題目に依り之を加へる）

深津郡之二『目錄』

（校訂者曰ふ、原本には此の目錄の二字は無いが加へておく）

津下村　一丁
大門村　五丁
野之濱村　九丁
千田村　十一
坪生村　十三
浦上村　十四
吉津村　十六
奈良津村　十六
市村　十九
能島村　廿五
宇山村　廿七
吉田村　廿八

津之下村

神社三ヶ所

生土　春日大明神　社五尺四面　御拜迄壹丈　瓦葺　舞殿貳間、五間半　萱葺

石之鳥居　元文元年九月八日建之　祭禮九月十五日

龜山に有。鳥居濱邊に有。當村牛か頸より野之濱村鶴山のさき迄、立干といふことをして漁獵をする入海なり。新涯を築ハ早速になるへき所なりとて昨日成（明日成か）と云。

艮大明神　笠岡街道の南西の山に有小社なり。往古はよほどの社なりけるか、麓の田の中に少（小か）き塚に榎を植たるもの二つ有、近き比一つは崩し侍る、是古の鳥居の跡也と。

荒神

辻堂三ヶ所

寺三ヶ所

淨土新（眞か）宗　海雲山　光圓寺　本願寺末寺なり。

大門の城主藤間光重の子光明教圓開基の地なり。大門村海雲寺と云寺有て、是又教圓の開基なりけるか、福山の城就（成か）就之後三吉村へ引、光明寺と号する事前に記せり。當寺往古は紫雲山と云けるよし、光明寺、光圓寺ともに海雲寺より分れたる故に海雲山と号するなり。

新鐘銘

備之後州深津郡津之下之邑、海雲山光圓寺者、大谷之末流而專修念佛之金田也矣、擊二法鼓一既有レ年、故佛像法具悉成就、唯金童一器缺如焉、累代傷二嘆之一、先住律師辨靈發二起之一、雖レ然不レ能レ成レ之、現住灌靈、勸二遠近之道俗一、而鱗炭屢錬、鳳鐘速成、乞二銘ヲ於予一、厚望不レ能二固辭一、漫二拂硯塵一揮二腐毫一云爾。

銘曰。（文中「金童」は金鐘か）

海雲之上　光円之城　梅花匂淡　紅葉色明　双龍授レ玉　洪鐘發レ聲　三道忽轉　三德速成　無レ心猿噪　有レ時魔驚　惡鬼退去　聖衆來迎　國家安穩　天下太平

寶曆元辛未年臘月上浣朔日　　篤玄記之

海雲山清淨院光圓寺十一世　寶林閣下　沙門　灌靈成

冶工　同郡手城村　渡邊幸右衛門信

淨土眞宗　月照山　專光寺

同　雲光山　淨泉寺

開基法山惠空大德、寶永四年寂すと有、然ハ元祿の比よりの寺と見へたり。

水野公の御代、寛文六年伊知地文太夫奉行にて三ヶ村新涯を築せらる。

高五拾八石四斗　大門村分

高百貳拾九石七斗九升七合　津下村分

高百三拾九石六斗壹升七合　野々濱村分

〆三百貳拾七石八斗壹升四合

大門村

辻堂六ヶ所　宮之峠（タワ）　阿みた　濱の堂　地藏　躍堂　地藏　幕山　藥師　虛空藏

海雲寺　地藏　津之下光圓寺の支配。

古此所に淨土新（眞か）宗の寺有、福山の城成就之後、三吉村に移し、海雲山光明寺と号す。

古城貳ヶ所　城山　岡　志广守景勝

明知山　藤井皓玄

神社拾ヶ所　生土　八幡

大門村、能島村、津下村三ヶ村の生土也。

三嶋（サウトウ）大明神　祭禮九月二日　天神貳社　まく山　權現　荒神　眞明寺の上、まく山、ひじや　野宮

寺貳ヶ所

眞言宗　別所山上ノ坊　草戸明王院の末寺なり。境内に古墳有、高田河内守則義か墓なり、則義は備中芦濱の城主、天正の比の事にや落城して當院に來り自殺す、法名端立院一到淨印大居士と号す。一人の女子あり、景圖を懷中して鞆の方へ落行けるか、草戸にて野武士に被捕、妻となりて子を設け、高田、何かしと云、其子孫相續て草戸村の庄屋にて助四郎迄五代也。

小畠助七

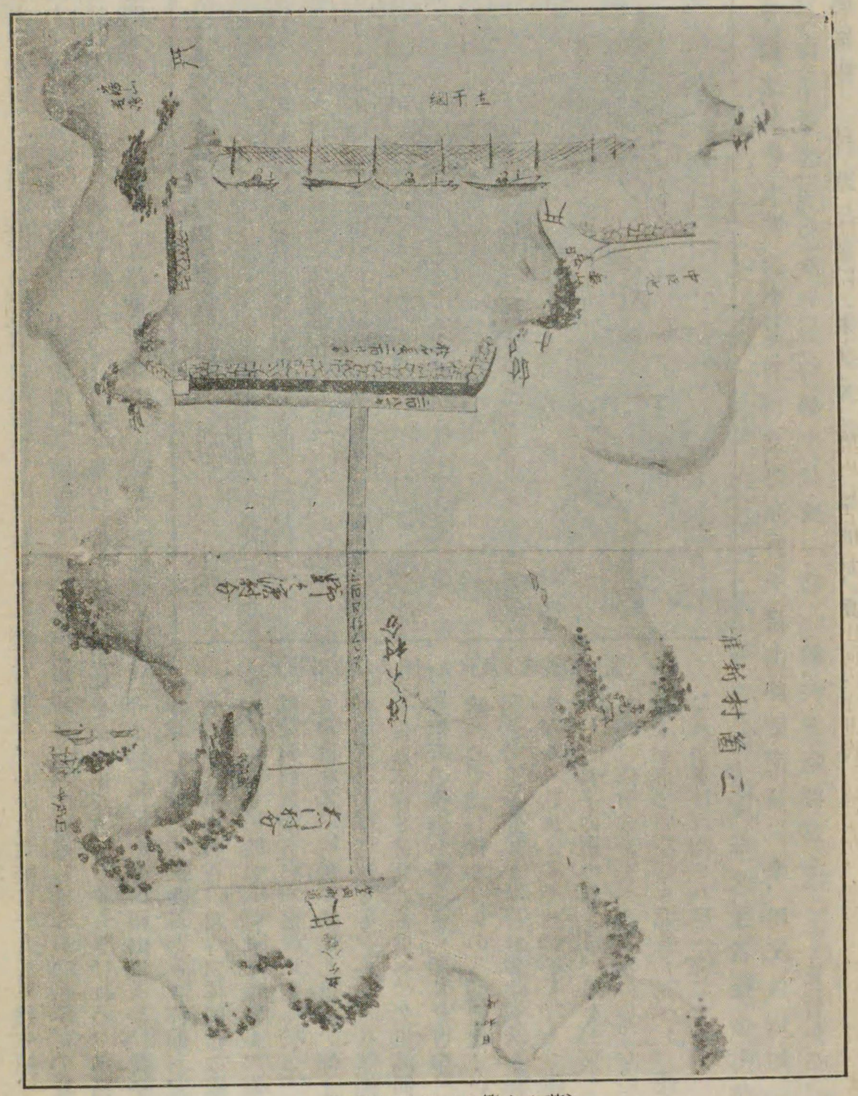

（著者自筆の三箇村新涯圖）

といふものゝ墓あり。秀吉公朝鮮征伐の時、當國の住人掛谷太郎右衛門といふもの、加藤清政（正か）の手に属して朝鮮に至り、一統の後にも久敷滯留して殘族をたつねけるか、或時和軍二十餘輩遙の山間

へ行ける所に大なる洞有、其洞の中より賊徒十七人はしり出、しきりに矢玉を飛す、しかれ共終に一人も不残生捕、本陣へ歸り首を可刎に相決す。中にも若年のものあり、太郎右衛門不便におもひて一命を乞請、召連て歸國しけるか、船中にて身を投んとすること數度なりけれハ、舟ばたに縛付て歸りぬ。ほとなく和の風俗を見習ひ古郷をおもふこともうすらきけれハ、小畠助七とあらため、太郎右衛門家僕となしけるか、老後當邑に住し八十餘にて死しけるとそ。今小畑(畠)氏のもの福山にあり、此子孫なりと。

（著者自筆の丹州久世渡文珠御影の寫）

本尊ハ不動にて又文珠あり。住僧曰、此文珠ハ丹州久世渡、京都黒谷、當寺三体同作の靈佛にて侍り、左右の脇士ハ春日八幡にて侍るか、春日ハ紛失し八幡は當村眞明寺に有之、取返し侍る。弓矢を持玉へるなれとも、弓矢ハ紛失し侍る、何とそ春日の像を刻せ度おもひ侍れとも、いかなる躰相にてましますやらん不存と被語けるゆへ、久世渡同作にて候者我ら摺板の御影を持候まゝ參らせ可申、此通に彫刻し給へとて遣し侍る。かの八幡の像といへるは獅子の綱を引玉へるなり、むかし此文珠も獅子に乘たまへるなるへけれとも今ハ獅子もなくて蓮臺に座したまへハ、獅子の綱のなき故、弓を引張て居給ふなるへしと、住僧のおもへるもおかし。左の(上揭の御影)脇士春日といひしも推量と見へし、此御影のことくなれハ春日八幡とハ見へ侍らす。

原夫文珠大士者、過去七佛ノ道師、號稱二龍種尊如來一、竺乾支那扶桑其利溥哉、丹州路天橋山神靈開粗以來、四民依怙如二一日一、無二禱不レ應、而今印二造尊容一、周ク布二沙界一、廣ク濟二群生一、伏冀一瞻一禮、共遊二薩婆若海一。　贊(贊か)曰。

方便風颺　智惠花薫　皈依頂禮　福何ッ可レ量

金毛背上端然坐　覺母威光全□彰

寛文六年丙午九月念五日

住持沙門　古堂　謹題

眞言宗　大悲山　眞明寺　草戸明王院末寺也。

池貳拾五ヶ所　蓮池　小坂池　池平小池　南池　羽堀池　海雲寺池　坂本池　蜂坂池　繁昌池　菖蒲池　森か辻池　虚空藏池　小坂小池　伊與地池

野々濱村

古城壹ヶ所　城主　鹽飽大力之助　藤井太郎左衛門光重

寺貳ヶ所

眞言宗　照明寺　圓寂寺　草戸明王院の末寺なり、以前ハ長福寺といひけるか、享保の比、長福樣御名に差合故、圓寂寺とあらたむ。

五ヶの眞言といひて大門村上之坊、野々濱村長福寺、引野村醫王寺、大門村眞明寺、津之下村長源寺、いつれも大師開基の地なり、しかれ共緣起等もなけれハ以前の事不相知。

顯(法か)花宗　顯道山　蓮瑞寺　往古觀音堂にて眞言地なりけるか、山田の城主渡邊出雲守の末葉のもの當村に住し、永乘院日正を開基として建立し所のアヤを顯道と云、故に直に山号とし、出雲守の法名靈巖院殿蓮瑞日盛と号する故、蓮瑞寺と名付侍り、京都本法寺の末寺なり。近き比迄、渡邊氏の者當村の庄屋にて寺檀共に繁榮しけるが、身上衰微しけるゆへ、廢寺とハなりぬ。境内に吉壽明神といへるあり、正禦公の御側女中に狐託(ツキ)て惱(ナヤマ)しけるを、金地院と云ル僧加持し、件の狐をおとし、此所に小祠を建て勸請し侍るなり。

神社七ヶ所

生土　加茂大明神　釜　祭九月十九日

無神主、鎰預　市左衛門

禰宜　佐保山筑前

社僧　上之坊

釜大明神といふものもありて神名慥ならす。』　蓮瑞寺と續たる山に有、往古は大社なりしにや壹町程ふもとに鳥井田と云所有、此所に鳥井ありしとそ。前殿に隨神の像四軀有、甚朽盡し侍り。

生土　嚴嶋大明神　本社壹間四面　拝殿五間
祭八月十七日　濱床有　武間

石燈籠二筒、元祿九年、惣郡中ゟ寄す。

鶴山に有、元祿五年の夏干魃にて當社へ禱けるに、雨乞成就しける故、水野公の代官高橋儀右衛門發端にて貳拾九ヶ村より再建しける由、棟札有之。

津下村　大門村　野々濱村　手城村　深津村　引野村　市村　奈良津村　宇山村　能島村　大下村　用江村　茂平村　廣濱村
魚尾村　生濱村　深津沼田　引野沼田　野々濱沼田　冨岡村　笠岡村　馬飼村　北木島　眞鍋島　神島内外　六島　以上貳拾六ヶ村

前殿に哥仙有、水野公の士、伊知地文太夫寄進なり。

八幡　荒神貳社　嚴嶋　石川　七面　石川に有

明知大明神　又明路共　大門城主藤井皓玄を祭ると云。

辻堂　林　實本　辻の堂　東善坊　佛の峠　さいのもと

池拾ヶ所　鍛治屋池　甲口池貳ヶ所　林の下　塘貳ヶ所　かぢやさこ　坂之池　奥迫　さかり

神主　甚佐保山筑助
禰宜　前
社僧　圓寂寺

千田村

大沼田有て水つかへ植付なりかたく侍りけるを、正徳のころ普請奉行河中彌右衛門、工夫を以て沼尻より大河の内へ千三百間の水越小土手を築ける故、大河よりの砂はまりをふせきて植付なる様にはなり侍れとも、往還土手の樋より外に水の除場なき故、今以て中程の沼田は植付せさる年多し。

神社

生土　八幡

神宮寺の上に有、往古は大社なりぬ(けか)るよし、神宮寺ハ社僧にて有けるにや。

神主　市村　土治兵衛
禰宜　土屋丹後
社僧　福山　觀音寺

岩大明神　木社壹間　拝殿九尺壹間半、御拝迄

横尾町屋の後、北の山に有、以前小キ宮なりけるか、寛保元年右之通建立し侍る。祭九月十五日なり。

荒神七社　峠　天神　長池ニ有

菜神　長池に有　艮大明神　十二神三社

長池の邊に塚多くある故、千塚といふ。此塚といふもの所々に有之、新涯所にハなし。大石を疊揚たる石屈(窟か)也。其内の廣もの(ママ)は莚(筵か)貳拾席或は五六席をも可敷、夫より狭ものハ漸二三席程なるも有、太古の穴居野所なとゝいへる棲なるへし。里民のいへるは、むかし火の雨降たる節の栖なり、北の方よりふりけるゆへ、何れも皆南向なりといへり。當村にかきらす所々に有物、各々南の方にむかへり。武烈天皇の馭宇火の雨ふると古史に有よし、是ハ誠の火の雨にハ不可有、武烈帝の苛政を火の雨にたとへたるなるへし。

寺壹ヶ所

眞言宗　八幡山　阿彌陀院　神宮寺　昔は天台宗なりけるか、天正の比燒失し。（原本以下なし）

神主　治兵衛
禰宜　土屋丹後
社僧　神宮寺

八幡

右　同　斷

三嶋大明神

禰宜　神主　右同斷
社僧　觀音寺

諏訪大明神

右　同　斷

大歳

右　同　斷

妙見

右　同　斷

古城壹ヶ所　城主　平賀安藝守

坪生村

一、神社拾六ヶ所

生土　神森（カンノモリ）大明神　社貳間、貳間半。　拜殿貳間、六間。　隨神門壹間、貳間。
龍王　神森社地有　天神　感應寺　嚴嶋　坪生、浦上両村支配　艮　峠　八幡□社　しんちう　別所　佛傳寺　權現　水無瀬
荒神五社　池平　別所　江戸野　きつい原　にい　疫神　にい　十二神　なかう
一、堂拾五ヶ所
阿彌陀堂五ヶ所　蓮法寺　感應寺　市場　かみ山　との坂　地藏堂四ヶ所　宮前　にい　きつい原　八ツ面　藥師貳ヶ所　こんのう　江戸野　大日　別所
觀音　持光寺　庚申　四本堂
一、寺貳ヶ所
眞言宗　水無瀬山　大德院　西樂寺　笠岡遍照寺の末寺なり。
同　如意山　菩提寺　正覺院　右同斷
古城壹ヶ所　新山　坪生兵部　神原釆女正

浦上村

一、神社三拾四ヶ所
生土　八幡　社三面（間か）四面
坪生、浦上両生土　嚴島　社五尺
荒神九社　山神　王子　七社權現　野々平　十二神拾七社
艮　明見
一、寺壹ヶ所　淨土宗　清水山　御笠院　光福寺
知恩院末寺なり、開山光譽秀天大德。往古北の山限（際か）に有、今寺跡といふ所有。慶長の比山潰て本尊什物は勿論、人壹人ものこらす埋れて山院寺号はかり殘れり。寛文の比、秀天大德再建して寺とハなれり。山号、院号由緒可有事なれとも、口碑にさへ傳らす。
備後國深津郡清水山光福寺鐘銘　（文中□は原本切拔の儘記入ないものである）
夫法性平等無レ有二高下一矣、然ルニ當寺無レ鐘、故予數年爲願望至發處、時而備中七嶋村本□壽□、爲二願主一催二隔夜一積二工塵一、而卷鑄梵鐘均成、抑釼輪勿轉二龍頭成鐘事、佛力巍々金言讃二□德一罽膩吒王、由レ是雖二釼輪苦一矣、寔二音聲一中以レ鐘爲レ先、是末代佛法弘通之宜哉、諸行無常ノ聲近響二大池辨天春日山一、有識滅二百八煩惱塵埃一、寂滅爲樂音聲遠ク響二十方一觸耳覺二睡万民妄想一、得涅槃常樂妙果、國土山川里海最大寶如レ之、願主助成隔夜勸進衆十方檀施諸志聖靈施主自他六親眷屬二世安樂幷響驚生類後生何有レ疑云々。　頌曰。
浦上高地新鑄レ鐘　夙夕法音通二遠近一　是生滅生滅々響　驚識心忽破二妄想一
洪韻不レ絕尊鎭ノ前　領國主武運長久　一□施善得二果報一　里村民家繁榮所
享保十五庚戌年暮十五日　當寺四世　直蓮社□譽　謹誌
同郡手城村住人　渡邊甚右衛門信　造之

吉津村

一、神社五ヶ所
生土　艮大明神　水野勝種公御息四人迄夭世し玉ふ故、第五の御男子をは當社の御子として秋津虎千代君と名付らる、秋津艮大明神と申せはなり。此時社檀（壇）、舞殿、隨神門、鳥井、神輿藏ともに御造營あり。此時渡邊素平といひて天下に名を發したる能書有、其門弟倉田與市といふもの素平に不劣能書なりけれハ、則かれに被仰付、鳥井の額をかゝせらる。神社の額は平人のかゝさるものなりと心有人はいひけるか、與市乱心而自害しけるこそ不思議なる。虎千代君も、ほとなく早世し給ひける也。三栢を當社の紋とす、中國太平記に、秋津宮内、秋津孫四郎なといふもの有。三栢を旗の紋に付たると有。然れハ秋津氏の人、當社を勸請しけるにや。九月九日祭禮有。
社　拜殿　舞殿　隨神門　神輿藏　花表
（原本間數など記入なし）
神主　野嶋吉太夫
禰宜　中嶋肥後守
社僧　觀音寺
野島吉太夫屋敷三畝拾五歩ハ吉津村の内除地なり。禰宜は吉津町の分に屋敷有。

新宮大明神　九月廿五日祭禮有、享保の比迄少(小か)き祠倉なりけるか、靈驗奇瑞多き故に本社、前殿等造建し侍る。元文の比、祭禮の節、民家の童部、社頭に集りて遊ひ狂ひけるか、豊酒を備ける瓶子を打飜し其上溺しける時、白衣の老人忽然として顯れ出、神酒を醼したるは童の事なれハ左も有なん、溺をしける事ハいかにと、件の童を涯(崖か)下へ蹴落し忽に見へす、彼童は趁跛になりぬ。又例歲祭に湯立をし侍るか、毎度艮の釜を借侍り。或時湯釜の下を焚者少の忌有ける故にや、火を焚付るとひとしく忽釜損して火を打消しけるか、彼火を焚付るもの家内不殘死失けるとなり。此外不思議枚擧する事あたはす。

禰宜　須山石見守

社（何の記入もない）

荒神三ヶ所　艮社地壹ヶ所　長念庵壹ヶ所　胡町壹ヶ所

両社八幡、除地貳町八反壹畝貳拾五歩　内壹丁三反六畝五歩　木之庄村の内

實相寺、胎藏寺、妙政寺、龍興寺、村内に有といへとも城下三拾□(一字缺)ケ寺の内にて村の支配地にあらす。

辻堂壹ヶ所　榎木峠に有、水野家の御代、米屋町岩田屋甚右衛門と云者輙へ行けるか、夜中に水呑村にて光明かゝやきけれハ是常の火の光りに非とて尋行てみれハ、清水の脇に石佛の地藏、光明赫奕としておはしけれハ、則持し歸りて此所に一宇を建、安持す。胎藏寺の支配也。

庵壹ヶ所　同所に有。元祿の比、即譽念久と云者建之、專故寺の支配なり。

阿彌陀堂壹ヶ所　長念庵に有、往古龍興寺此所に有、今の地に移して後、其跡に庵を建て長念庵と云、庵斷絶して四ツ堂となり、庵号ハアサとなり侍る。今謬てチヤウチンナと云、龍興寺の支配なり。

奈良津村

神社貳ヶ所

生土　艮大明神

艮之社地有荒神　社三尺四面

宮守居宅壹ヶ所市、村醫王寺の支配也。

禰宜　市村　小畑和泉守
社僧　同村　醫王寺
神主　百姓之内一年替ニ務

右　同斷

觀音堂壹ヶ所　貳間四面

淡路廢帝、此所に潛幸有て岩屋山佛傳寺といへる天台地を御建立有、尼子の比斷絶しけるとなり。今も土中に礎石殘り有之、佛傳寺の寺号アサとなれり。又廢帝勸請し給ひし妙見、是又市村の内に有之。

榎木峠　礫場、壹反四畝　除地

火屋

千人壷、火屋の上に有、寛文三年丙午、飢饉にて吉津龍興寺の前(大河と深津用水溝との間)也、昔ハ平地也に小屋を掛、大釜を七つ居、施行を行せらるゝ此時の死骸を捨けるより行倒者を捨并斬罪の場となりける也。

清水

神邊往還、西の山際に有、水野の御代御茶の水也。

市村

神社三拾四ヶ所

生土　八幡　社三間四面　舞殿二間六間　隨神門壹間三間

祭禮八月廿五日

北野　天神　社壹間四面　祭禮八月四日

龍王　社九尺貳間　祭禮六月十三日

當社先々御代ゟ御普請被成下候處、享保十八丑十月ゟ村普請になる。

荒神四社　鍋蓋　奥かいち　艮大明神　海藏庵　松ばさ權現　岩田井
吹返　醫王寺　九月九日　祭禮九月八日

草戸(ソウト)八幡　社八尺四面　加茂大明神壹尺四面

山王　上　祭禮四月初申

神主　當村　善三郎
禰宜　同　土屋丹後守
社僧　同　醫王寺

右　同斷

禰宜　社僧　右同斷

巖嶋　廣尾　同　九月十六日

十二神四社　觀音堂　上下貳社　金神貳社　横田　上下貳社　祭禮十一月十一日　稻荷三社　長坂　永屋　犬神貳社　稗田

道通　よこ田　妙見貳社　二五　石井　下山王　明神　苔端　地神　稗田　當病神　觀音下　欅現　王子原

榮神貳社　藏王　艮社なし

四ツ堂九ケ所　二五地藏堂　かや阿彌陀堂　二五觀音堂　つなき地藏堂　御門藥師堂　谷山觀音堂　山伏はな地藏堂

鴨地藏堂　坂本地藏堂

寺貳ケ所

淨土眞宗　海岳山　眞光寺　山南村寶光寺の末寺なり。

眞言宗　阿彌陀山　醫王寺

高祖大師開基の寺なりと、本尊は行基の作の藥師にて、又同作丈六大佛の阿彌陀有、故に山号とするか。往古は龍寶山といひしとなり。案するに、此あみたハ寺より西ノ方ニあみたか峯といふ所有、此所に在たるなるへし。土肥次郎實平か下知狀、尊氏の御敎書とてあり。此外緣起もなし。

下　深津郡執行職之事

右彼惣講師執行職寄附彼峯郡庄内領主僧徒庄官庄代等宜承知勿違失依執達如件

建保三年七月　　地頭代　實平（花押）

尊氏の御敎書

（花押）

定補

阿彌陀峯事

右依下宗（崇か）德天皇居爲祈願所兮高除畢國郡領主可承知云々

弘安三年七月日

住僧曰、尊氏將軍九州下向の時、當寺へ祈願を取籠、御敎書を被成下候と申傳侍ると、右両通の比年（コロヲヒ）を考るに、人皇八十二代後鳥羽院文治二年、賴朝諸國に地頭を置、備後國へハ梶原景時、土肥實平を被指越、國政を掌らしめらるゝと、蜷園の記にも書たれハ實平か下知狀ハ左も可有、尤文治二年丙午より八十四代順德院御宇、建保三年丁亥迄ハ三十年にあたれり、尊氏の御敎書といふこといふかし、尊氏ハ後二條院嘉元三年乙巳に出生し給ひて、九十代後宇多院弘安三年庚辰ゟは廿五年後なり、弘安之比は鎌倉北條執權の時分なれハ、惟康將軍の御敎書といはゝ可ならんか。

什物　目引大師　弘法大師自筆　八祖像　觀賢僧正筆自畵自讃極彩色　眞向地藏　唐筆、座像、極彩色

目引大師ハ空海自筆の像にて、讃州いや谷誕生寺の什物なり。いにしへ右之像を禁裏へ被召、少も不違樣に七幅書せられ、持參の僧を被召、如此同樣の像有、見覺たるを持歸るへしと有けれハ、僧甚迷惑しける所に、此畵像三度目を引たまふゆへ、是にておはしましいとて取歸たる誕生寺の靈寶にて御座候處、中興誕生寺の住僧、當寺へ隱居し持來られ、當寺の靈寶と成侍ると。此事まことしからす、叡覽に入奉りたるほとの重寶を、何そ輒（タヤスク）、他の寶とハなすへきや。或人曰、備前岡山の城下、三野の法加院にも目引大師といへる有、其傳る所是と同し、大師自畵の像は何れも目を引たまふにや呵々。

鐘有、無銘。

阿彌陀か峯　當寺の西の方、龍王山の麓、夏月淸雲といふ石塔有、此所を阿みたか嶺と云。淸雲か位牌の記曰。

備後國於深津郡市村古地西池寄附水田一反三畝廿二歩於同鄕醫王寺而每淸雲信女之月忌欲下設靈饌一且ッ補墳碑破壞而莫中斷絕上也諸願ク寺門代々憐元巷等哀慕不レ寧微志神明佛陀亦保佑俾レ無後艱謹告來今爲。

寶永巳丑孟春十三日　　祭主　豊田六郎太夫元巷

哀子　同　彦　六元雅

池拾六ケ所

柴中池　水溜四畝、松くり樋、鉢ノ子五つ　つゝほ池　水溜貳反貳畝拾貳歩、八子三つ　奥市池　水溜貳反八畝廿四歩、松くり樋、八子七つ　坂本池　水溜貳反七畝六歩、八子八つ　ハキタ、三つ西ニ有　金原池　水溜四反八畝拾歩、八子三つ　綱木砂留　水溜壹反　三畝廿貳歩　艮池　水溜五畝拾八歩、樋なし　宇山尻池　水溜貳反九畝、くり樋、八子五つ　さこ池　水溜三反六セ、くり樋、八子七つ

尻無池　水溜貳畝貳拾四歩、くり樋、八子三つ　念佛池　水溜五畝廿六歩、樋なし　長池　水溜七丁貳反八畝、伏樋拾間、樽六つ、八子八つ　半田池　水溜貳丁四反　東坂上池　水溜壹畝　（校訂者曰ふ、題目には池拾六ケ所とあるが其細目には拾五ケ所のみである）　東坂下池　水溜壹畝

鍋蓋　笠岡街道の北に少(小か)き藪有、其内に荒神の社有。此邊寛文の比迄大沼なりけるか、如何なる大水にても此藪計、汁鍋なとの蓋のことく浮上りて水のつく事なかりけるゆへに斯名付しとなり。

藏王山　山上に石壘有、城主不知。東の尾上に光岩あり、曉にかゝやきて鏡のことく光る故、斯名付。天狗の腰掛松といふ有。

谷山觀音堂　當時石地藏、　九尺四面御拜有。水野家の窄人廣江彌惣右衛門（二字程缺字）と云もの建之。勝岑公逝去の後、當所に住居し福祐に暮しけるか、いつとなく衰微して延享元年四月十五日死、觀音堂の後に石塔有。

釋　雪軒元意居士　廣江彌惣右衛門貞興

經塚　藏王山の東の三昧原なり、大師一石一字の經を納給ひし所なりと、一反面程石を積上て有之、いつれも大なる石にもあらす其石をふむに崩るゝ事なし、其下を覩見るに、ふかき穴なり、是を千人壺といひて行倒ものなとの死骸を投込所なり。惣而此所に死骸を捨置に、鳶、烏、犬、狼なと啄事なし。骸骨夥敷有。

海藏庵　福山永雲寺の支配也。

長池といひて大なる池有、此池孝靈天皇の御宇よりありし故、カウレイ池といふを、あやまりて、ガウル池、又ゴウロ池といふ。此池の北之方を築地の内と云、是孝靈帝の皇居のあとなるべし、皇居の跡ならてハ築地とハいふまし。

能島村

神社三ヶ所

生土　春日大明神　社壹間　四面　前殿五間　貳間

祭禮八月十六日

荒神貳社　市荒神　春日の社地ニ一社有

堂五ヶ所　阿彌陀堂　心鏡寺の前　地藏堂　茶堂　（阿彌陀堂以下の十四字缺か）

觀音堂　心鏡寺又心鏡庵共云　本尊十一面觀音

神主　當村　與六
禰宜　市村　土屋丹後守
社僧　大門村　上之坊

近きころ退轉したる寺跡にて石塔共多し、福山大念寺の開山大譽上人ハ神邊の産、俗姓別所氏也、此寺にて受戒し師迹を續て七世の住持となり、そのゝち神邊萬念寺に移住し、福山の城成就の後、萬念寺を福山東寺町に引て建立し（五六字缺字となつて居る）寂す、寛文之比の石塔有、しかれハ延寶、天和の比にも退轉したるなるべし。堂の內に子安の觀音、其外蠹朽したる木像三十躰ほと有、いつれも佛工の刻たるものとハ見へす、殊之外ふつゝかなり。佛前に古き鰐口有、備後國深津郡能嶋村觀音寺午六月と記せり。是ヲ以見れハ往昔觀音寺といひたるか、其故ハ此堂を心教寺とも心鏡寺とも心教庵共いふ、退轉の後、心鏡といへる發心者なとの住しけるより、斯名付たるならんか。觀音寺といへる寺跡ホノケ當村の中無之、本村支配なりけれ共大念寺八世常世の時、徃古の由緒を詮議し大念寺の支配となりたり。

阿彌陀堂　心鏡寺の前に有　地藏堂　茶堂　藥師堂　東光寺　觀音堂　大かけ

古城貳ヶ所　城主不知

壹ヶ所　沖の城　田の中に城跡の形、纔有。

壹ヶ所　山に有。

宇山村

神社貳社

生土　八幡　貳間　四面　舞殿貳間　五間　隨神門壹間　三間

荒神　八幡の前に有

神主　八泉　平
禰宜　市村　和
社僧　深津　光明院

吉田村

神社貳社

生土　嚴嶋大明神　社壹丈三尺　壹丈貳尺　舞殿貳間　五間　石鳥居　寛保中ニ立

祭禮九月十三日

神主　引野　鹽工三十郎
禰宜　市村　土屋丹後守

荒神壹社　嚴嶋境內ニ有

堂三ケ所

觀音堂　鴻巢　石佛なり。以前此所に庵有て安置しけるか、享保の比崩れて觀音堂といふもなかりける所に、寶暦四年の秋、觀音を尋出し、よき堂を建待る。

地藏堂　中山の四堂なり

同壹ケ所　街道に有、二間四面　彼岸堂と云。

社僧　引野　醫王寺

備陽六郡志『外篇』

（原本には此所に外篇の二字はないが著者手記の表紙題目に依り之を加へる）

品治郡之一『目錄』

（校訂者曰ふ、此の目錄の二字は原本には無いが加へておく）

近田村　一丁
中嶋村　二丁
新山村　四丁
助元村　十四
雨木村　十六
向永谷村　廿一
大橋村　廿三
今岡村　廿五
上山守村　廿八
下山守村　卅一
西法城寺村　卅四
近田村　卅九

備陽六郡志

品治郡

坊寺村

貞享の頃まで法師むらと云けるか、いつの比よりか坊寺村と書直し侍る。

荒神壹社　すや　九尺　武間　古坊寺に有

朝倉大明神　すや右同　同所に有
祭九月朔日

太歳三社　内貳社、社なし

善太夫、寶暦の初病死し、其已後極たる禰宜なし。

藥師堂壹ケ所　寒河内土手際に有、村支配にて、いつれの寺の預りといふ事もなし。神邊萬念寺を請して四拾八夜なと執行したる事あれとも、宗旨も極らす。

辻堂　同所に有。

禰宜　善太夫
禰宜　右同人
禰宜　右同人

宮原直伜

中嶋村

寺壹ケ所

眞言宗　驛山　馬宿山共　馬驛山共　最勝院　最明寺

開基時代共不知

當寺は往昔近田村に有て、いつの比にや大池上手樋の脇、山上に引。最明寺時賴寓居し給ひし所なりと云。度々炎上しける故、傳記等もなく、口碑に傳たる計也。この所水もなく其上高き所にて何事も不自由なるゆへ、延享四丁卯年、法印如實、今の地へ引下建立せられけるか、無程同祿して古き書類、位牌、佛具等迄燒失す。右山上の寺跡に古き墓共有之、昔の本堂の前に梵字を彫たる供養の卒都婆壹本、貞享年中に立たる有、是に並て如此の石塔有。

高六尺
巾二尺五寸

光明遍照　十方世界
南無阿彌陀佛　順阿彌陀佛
念佛衆生　攝取不捨
延文二年七月十七日

時宗の石塔と見へたり、是を以て考るに延文は崇光院の御宇の年号なり、弘長以前より此所に寺有て最明寺止宿し給ひしなるへし此所以を以て最明寺と改号したるならん。時宗の寺断絶に及て眞言地になりたる歟、又は時宗の寺の廢跡有て最明寺といへる眞言寺を此所へ移したるにてかあらん、傳記ハ勿論古き位牌さへ燒失したるなれハ、眞言寺に成て後、歷代の住持さへ詳ならす。阿闍梨弘芳の墓有之事知たる人なし。

承應三年に寂す、弘芳以來眞言地になりたるか、其以前之事知たる人なし。

土居といふ所有、岡崎四郎義實か孫、中嶋三郎延實、此所に一城をかまへ居住し、其末裔に至て中嶋善左衛門延行といふもの、慶長の比まで鄉士となりて有けるか、斷絶しけるとなり。

新山村

寺貳ケ所

眞言宗　妙雲山　大護院　福盛寺

鐘銘

備後福山ノ管内品治郡新山有レ寺、名二福盛一、山号二妙雲一、大同年間所二創造一、嘗(當か)時寺領二百五十貫一、有二十二子院一而隷二輪奐之一矣、甲二于闔國一也、物換星移就二圮敗一、無下檀越以檀波羅蜜應レ募者、頽弊不二此一徃住、弘宥駐レ錫知寺務殆二十年、所修葺繕治之志、投苦食啖日減、衣盂垣墀石壘既破、舊貫修廢擧墜、知事之職畧了、然而鬼鐘主耶、其吼不レ大不レ達二山外一乎(平か)、素憂レ之欲二改鑄一而無下捨貨投米以施二其費一者上、彼蒼不レ假年、享保辛亥歳二月十六日、淹然示寂、非二可レ痛之甚一乎、現主剛壽自誓曰、吾心匪レ席豈可レ券耶、將簡二練赤金一、令二好鬼氏新鑄一、幸有二一檀主門田正緒者一、投二白金一助二成之一、今年癸丑終遺乎、嗚呼繕レ志述レ事之功偉矣、不レ可二打レ掌稱レ善哉乎、頃來謂レ余曰、鬼鐘已成、主師之夙志償矣、冀系レ銘以示レ後、余曰、君向二謂銘詞一、已属南山聚藤、一鐘何贅二銘、請而不止、因系以銘

曰。

如來說法　本是一音　八万四千　各解異聞　其功其德　早晚一擊　響動山川　群類殊聽　幽明□圓　十方聖衆
不至而延　耶村耶鄉　頓驚昏眠　湯籌劍林　忽脫倒縣　曉誦夜禪　午齋早饘　以考以擊　貪癡既蠲　示打嘗長
使苦有間　制聞必起　令人轉頑　鐘爲用兮　功大利閎　一歷耳根　其益難評　一聞既爾　況鑄且鳴　是其功德
莫此爲盛　斯妙音聲　生于因緣　非生非滅　如幻如烟　中道之韵　無徃不偏　上薰蒼穹　下徹黃泉　乃至修羅
鬼畜人天　法界亦救　取捨都怠　雲行雨施　永劫無疆

享保十八年癸丑冬十月

現住　阿闍梨　剛壽
施主　門田傳内正緒
願主　權四郎　文六
平十郎　助三郎
沙門　瑞宜　仁山書

當寺ハ天正二年雷火にて炎上しける故、徃古よりの記錄、緣起等もなし。相傳る處、人皇五十一代平城天皇二年、大福新山湧出す。太古此邊ハ大海にて本尊千手觀音、石船に乘てあかり玉ひけるとなり、其石船現に今、大池の西の山上に有。大同元年、日大上人開基云々。此事いふかし。大同元年ハ平城天皇御即位の年なり、山湧出しけるは大同より以前の事にや、觀音ハ山の湧出せさる前に出現し玉ひておはしけるにや、さたかならす。石船の籠に寺跡と云所有、最初開基の所は此所なりとそ。天文、永祿の比迄ハ大地にて塔中十二坊有けるか、松本坊計纔に殘りて其餘はホノケに傳るのみなり。古來の傳記、書類も燒失して福嶋正則ノ時代の除地坪付壹通計有之、元祿撿地の節差出しけれ共取上なく空敷反古になり侍ると住侶の物語なりし。

備後品治郡上岩成村打渡坪付事

合　持留

受樂　田貳畝　米壹斗貳升
中坊　田一反六畝　米壹石九斗貳升
受樂　屋敷三畝　代貳百拾文

冶工　攝州大坂住　大谷相摸大掾藤原正次

物次郎
與四郎
物次郎

同所　畠二反一畝　代壹貫四百七拾文
前大坊　四所合　畠三畝　代百五拾文
新山　寺職五畝
同所まへ　田一反五畝十歩　米壹石八斗四升
中うね　屋敷三畝　代三百十文
同所　畠二反　代壹貫文
松本坊　寺職五畝
金藏坊　寺職四畝　代貳百八十文
平のまへ　田九畝　米壹石貳斗
寺下　田壹畝　米九升
大坊本道のまへ　田一反貳畝　米一石四斗
同所　畠一反三畝　代六百五拾三文
おかや　田貳畝　米一斗八升
三光坊　屋敷三畝　代貳百拾文
おかの前　畠七畝十歩　代三百七十文
三光坊　畠二反二畝　代七百三十文
見かわ　田一反廿歩　米一石一斗七升
谷かいち　かうしノ木二本　屋敷貳畝　代八十文
同所　畠七畝　代三百五拾文
同所　畠六畝廿歩　米五斗七升
丸山　田一反　米四斗
谷坪内　田五畝　米五斗五升
以上　田數八反廿歩

同人
與四郎
大坊
前大坊
惣右衛門
同人
松本坊
金藏坊
四郎五郎
金藏坊
源四郎
同人
彌市郎
太兵衛
彌一郎
太兵衛
同人
五郎兵衛
同人
同人
新山　安養坊
助左衛門

米　八石壹升
畠　壹丁一反三畝十歩
代　六貫百文　目錢共
屋敷七ヶ所
代一貫十文　目錢共
幷而十五石一斗升（升の上缺字あるか）代方共
慶長五年
二月廿二日

慶長より遙後まで、神邊より新市迄の間を岩成村といふ、新山ハ仁王堂より福盛寺の山迄をいひしか、神邊より新市迄の間を貳拾ケ村に分ち、當寺の近邊高三百三拾石餘を新山村とし侍るなり。二王堂ハ寺ゟ十四五丁ほど隔て中嶋村境の田の中に有、二王朽損し、享保の初、再興しける時、二王の背に左之通書付有。

新山住僧敎名等事

一淵房　蓮達一　瀧鏡一　道門房　一一房　持成房　一一房　增水房　蓮敎房　道聖房　勸行房　大法房　一達房　若一一
敎勸房　東樂房　一一房　理聖房　次郎房　上坐房　一一一　地藏房　千力房　常帝房　一一一　大聖房　力一房　增住房
一一一　一一一　金明房　金銅房
自十月八日始之

羽仁
美濃守（花押）
三輪
加賀守（花押）
藏田
東市介（花押）
兼重
和泉守（花押）
新山寺大坊

寛元三年歳次乙巳十二月十五日

助元村

神社拾七社

荒神六社　助元　けんじが峠　中嶋
下たるみ　寺の上　枇杷の木

妙見　妙見谷　太歳四社　枇杷のき　かうや　たるい
中嶋荒神一所に一社有

一宮　笹木　山神弐社　家の上　十二神　わき

祇園　正有　明神　新藏

拾七社の神主除地の内に有之、禰宜ハいつれも本郷村兒玉大和守なり。太歳四社の内、かう屋の太歳の社當時無之。

地藏堂三ヶ所　舟木　下たるみ　寺のうへ

觀音堂壹ヶ所　新藏　新山福盛寺の支配

藥師堂壹ヶ所　けんじか峠

四ツ堂四ヶ所　かうやあみた堂　正有地藏堂　かと同

寺壹ヶ所

禪宗　重樂山　信光寺

中興開山、活山存龍和尚大禪師

本堂三間半五間　額　賢忠寺玉峯和尚の筆なり。

信光靈塲（原本草書）

形像作　大佛子僧昌快

相傳る所、往古は臨濟宗なりといへとも、開基時代共ニしれす。神邊の城主杉原宮内少輔忠興の妾ハ山名豐清の娘なりけるか、弘治三年の春、忠興臨命の時、いまた三十歳にもおよハされとも髮を切、剃刀にて小鼻を裁割、貞順を夫に示し、忠興卒後、藝州奴田佛通寺にて受戒し古寺に眞修して在けると、陰德太平記に有、則其古寺といへるは當寺の事なりと。又村老の說に、忠興七十餘にて病死せらる、其妾一壽の前ハ漸廿一二にて有けるか、忠興卒後、以之外放埒なりけるゆへ、忠興の名跡盛重大に怒て神邊の城を

追出す、一壽身を寄る方なく、所々に漂泊し、つらさの餘り御領の法道寺を賴み祈願なとしけるとなり。

神邊にうせうせしめゐはゝ御領むらの内晩分そういなく候

天正十年五月　　うしの歳　一　しゆ

此消息法道寺に有之、某(著者の自稱)も見侍りしなり、混向佗言しけれとも盛重承引なき故、尼になりて雨木勢山の城主宮常陸守ハ杉原の一族なりける故、たよりて來りけれハ是非なく扶持し置けるか、佛通寺に參し一向入禪門、入定の心錯乱せす、海水可生須彌可傾とも此禪尼秉心堅貞なりけれハ、常陸守甚尊信して當寺の住僧を追出し、此尼を住せしむ。一壽尼終に五つを精練して不出院の比丘尼となれり。夫より暫の間尼寺にて有しとなり。

雨木村

神社貳拾五社

八大龍王　蛇薗山に有　　禰宜 本郷村 兒玉大和守

長の尾大明神　明見貳社　天神壹社　荒神貳拾壹社　長の尾　八ッ面　十二神貳社　大歳貳社　山神三社　黄幡貳社

藥師堂壹ケ所　ごい

地藏堂三ケ所

寺壹ケ所

淨土眞宗　月水山　正覺寺

以前ハ長福寺といひけれとも、將軍吉宗公の御代、長福君に差逢ゆへ正覺寺とあらため侍り。

安井村へ越侍る街道に、大石の上に平なる石を重て石塔の如きものあり、所の者とも古の石塔にてあらんと計いひて、語傳る說もなかりけるか、元文の末、當郡何れの宮の社職か京都吉田へ候しけれは、備後國貳拾壹社の内、品治郡岩疊の神社といふ有、知たるやと御尋有、夫より當郡の内を詮議しけれは當村に岩疊といへるアサ有て則此石有、往古は社なとも有たるなるへし、いつの比に退轉しけるやらん、知たるものなし。

岩疊の四五間脇に犬の足跡、赤子の足跡といふ石有、圖ニ于茲。

（校訂者曰、岩疊の四五間脇とあるも、校訂者が昭和二年十一月廿三日岩疊神社に參拜した時の實見では、約貳拾間も離れた路傍の田の畔に此の犬の足跡、赤子の足跡といふ痕跡のある大きい石があつた、其の間隔に相違あることを附記しておく）

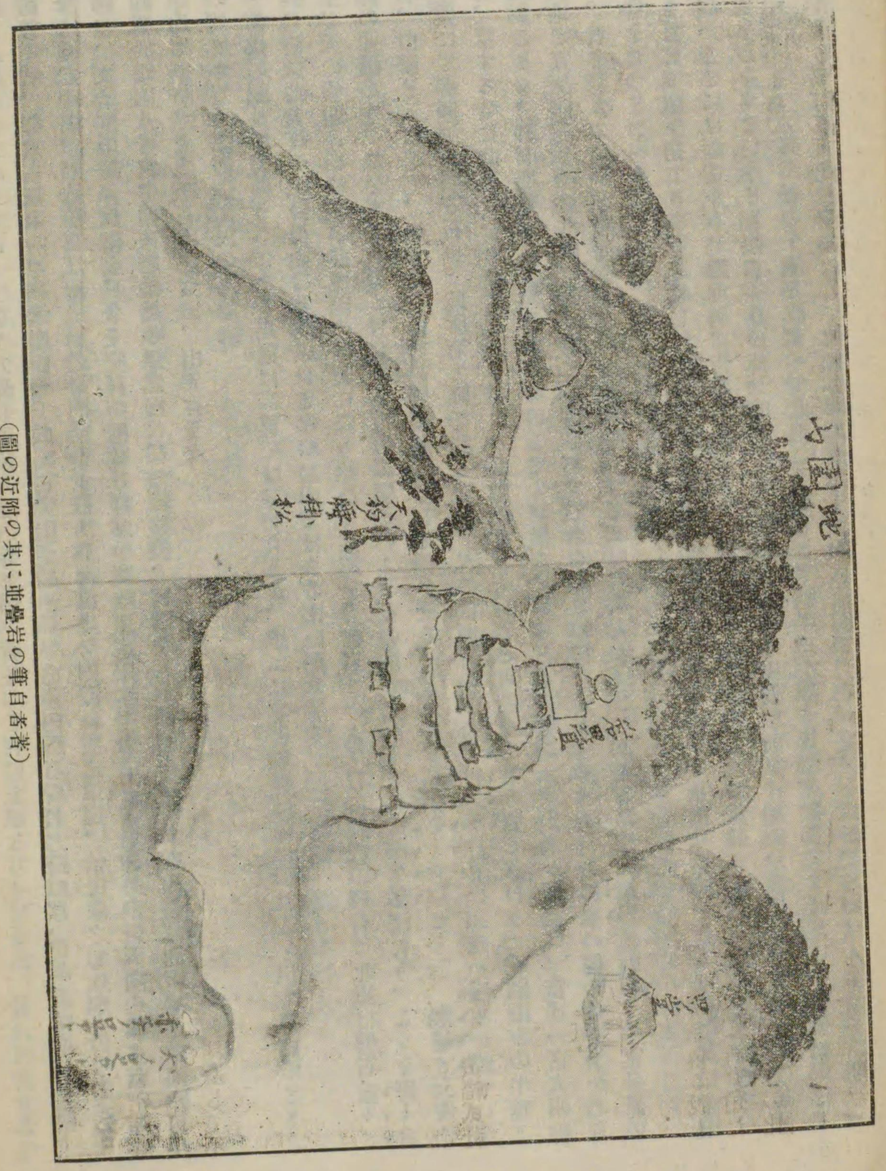

（圖の近附の其に地藏岩の筆自者著）

蛇園山高篭龍王之記

備後州服部蛇園山高篭龍王者、從太古無事時、在鎭座于粤、此峯也突出于品治郡、而葦田神石安名之跨四郡、伊與讃岐南溟呈眼下、雲伯北岳擔肩背、左擧吉備之中山、右抱藝石江河、加之奇樹怪石景粧山形河流地勢朝霞暮雲之鬱鬱、恰民家之似炊烟、仍号謂高篭、誠神龍棡宮厘外之靈跡也、文治年中鎌倉武衛公、令土肥實平梶原景時掌中國政道、而使始知此山靈地、建一宇祭天龍八部、至于今謂八大龍王也、其麓亦勘請於鶴岡八幡宮、如在之禮奠雖無怠慢、代替時移後、宮常陸入道領服部之時、處々擾乱而戰場之成阡陌、兵士爲要害、穿岩伐樹、均峯塞路、去龍王石室之寶殿、山巽存于今

高篭の哥　朝夕の煙とも見め雲霞賑ふ民の高篭山

（校訂者曰ふ、前揭の記及ひ哥のうちにある高篭は高靇ではなからうか、思ふに草書の靈は篭に似たるを以て傳寫のとき之を誤りつたへ、終には夫れが此の記となり此の哥となつたのではあるまいか）

古老の民談に、此龍王、天の磐船に乘給ひ、此蛇園の半腹に降り給ひ、其所を今船岩といふ。石に舳艫の形有。北嶽は磐石重々として上下すへて五丁餘の通樋あり、是を大樋の嶽と号し、又竜の馬場といふ。その澗底を直下すれは溪水潺湲たり、こゝを野々倉川と云。向に猿か城有、白瀧と云所あり、長廿丈、両方の岩頭參差として額を交るかことし、又のそくら川とも云、獺越と云所あり獺岩ともいふ石有、爰にて水獺魚を祭る石也。此所惣て障子湍といふ。又三間有餘の澗有、青木か垰といふ或ハ淺水か澗といふ此邊にのとう岩と云有、雫する時に此石にむかひて諄詞を揚れハ必雨ふる、祝詞岩と可謂をのとう岩と謬れり。蛇園山東の半腹より麓は千仞の巖石削成かことく、石面横竪にして其危事累卵のことく、樵夫といへとも目を覆ふ。山老か俚語に、當國一宮大明神爰を通り給ふ時、浮雲地と宣ひ休らひ給ひし處、神子原といふなとゝてあらぬ事に符合せり、神通遊行の神慮に何の危き事かあらむ、誠難眞用妄説なり。曾ておもふに、彼鎌倉よりの両士此地巡見するの時ならんか。また南方の路邊に抱岩と云有、一宮參詣の輩、此岩を抱て心中に誓をたつといへり。

動なき石よりかたき誓として願ひ初てき事ハ忘れし』　雨乞のとき諄詞岩に雲興て、かせ東南に雨脚を送る、仍て其邑を雨木と名付る事、宜なる哉。ここには蟠竜水有、蹲虎有、皆風雨をいのるに故有所なり。龍吟すれハ雲興り虎嘯ハ風生するの謂乎、奇妙の神所なり。里民是をしらすといへとも徃古よりの傳語的然たり。寛永年中、水野勝成府君、神谷治部に命して堤を築。其池や五郷を枕にして祐元、雨木、本郷、新山　其溪谷の千流万波すへて此池に宗朝して旱魃の愁を除て其澤を數郡にすすくこと凡幾村里そ、是亦蛇園山の雨滴にあらすして何乎。此池潔白にして波に不淨の塵なく、水に清明の月有、寔是を鏡か池といはん事爲不當耶。

池邊の岸上に一圍形の孤山有、其頂に弁財天を勸請して小社を建。星月皎潔として風波なき夜、斗牛の影、水底に輝き、竜燈北嶺に挽か如し、奇なりと可謂。此池の鯉鮒は雨を得て漲流に躍て直に蟠龍水に登る、村童採之ともいとはすして、悉、蛇園の谷口をさして行。是上に蟠龍水あるか故なり、小鮮龍尾に附て天上すといふ事、誠に宜なり。或問、神龍ハ水にかくる、何そ高山の絶頂に龍王を祭るや。答ふ、夫神力不測の所にハ何そ陰陽上下の差別有んや、天龍水を生すれハ地祇火を以て過不及なきの理を示す、下に有かとすれハ上天の雲となり雨となる、前に有かとすれハ後より風起りて陰陽須臾に綯る縄のことし、日月星辰の運行、時を不違而種子をしき、水をまかすれは五穀能成就而春耕秋收の功揚焉たり。時に先立て植、時におくれて培ふ、この故に不熟して終に不毛の地となる、この故に人飢、民疲る、是天地の運行にそむくゆへなり。たとへハ寒地によろしき種子を温に植れハ不榮不登、江南の橘を江北に移せは枳となるか如し。耕農の道ハ專ら四時行ハれてこそ萬物育せらる。非禮の奠をもつてせんに、龍神何そ感應有んや。天地ハ一人のために覆載せす。

向永谷村

寺壹ヶ所

淨土眞宗　高照山　金藏坊

山南光照寺の末寺なり、安貞年中の開基なり。

享保の比炎上して以前の寺地は壹丁ほと南の山に有、それより東派になりたる節、檀家も多く除て當時ハ貧き寺なり。

神社拾四ヶ所　正德之差出帳に拾三ヶ所と有

神主　高倉大明神　社五尺四面　拜殿五間弐間　石灯籠二　信昌建

石の鳥居　貞享元甲子年六月建之。

御神躰、丸の内に巴の紋付たる上下を着たる侍の像なり、いかなる人を祭りたるといふ事しれす。此山を高松山といふ、慶安以前ハ此山上に社有けるか、此所ゟ鞆津、四國地の海上を一目に見渡し侍り、渡海の船多く破艘しけるハ此社南にむかいますこと故なりと、四國地の船頭とも當時の宮地を引ならし建立し侍る。祭禮九月十九日なり。

神主大橋村庄屋高田喜左衛門なりけるか、享保の比故有て喜左衛門庄屋役もはなされ、地下の百姓共起り來りて居宅をも破却し流浪しける故、神主といふ事もなかりけるか、當時大橋の庄屋甚七ハ喜左衛門養子にて再ひ庄屋となりける故、當村の者共昔の

通り甚七を神主に被仰付度と訴訟し、神主甚七に被仰付。古來より唯一の宮なり。

荒神四社　栗江　吹上　本谷　藥師堂　松木大明神　栗江
八幡二社　吹上　胡（砂山）
八王子　同所　山神二社　吹上　黄幡　栗江　下高倉　本谷
藥師堂　本谷　壹間半　三間　庵
四ッ堂貳ケ所　あみた堂　本谷に有、茶堂と云
地藏堂　かはらけ田　庵
あみた塚（ツカ）　塚堂と（云の字を脫せしか）堂なし

池所（所の上に脫字あらん）

土器田池　拾三間　八間
菖蒲坂池　拾四間　拾四間
平兵衛請　宮迫小池　六間　三間
宮の奥池　拾六間　八間
ならさや池　三拾間　貳拾間
塚堂小池　五間　四間
栗江池　貳拾六間　拾四間
菖蒲迫池　拾五間　拾三間
中原池　四拾六間　三拾間
石田池　九拾八間　六拾四間

大橋村

神社三ケ所

艮大明神　社（すや）九尺、貳間
石灯籠　享保二丁酉年　高田喜左衛門建之　祭禮九月九日
大歲　社（すや）九尺、貳間　溝の迫奥ニ有
荒神　社（すや）九尺、貳間　溝の迫山ニ有
石灯籠　和光尙照普天下　寶永四丁亥九月建之

此所を醫王寺といふ、寺跡なり、古き石塔多し。

右之外　天神一社　鑄物師迫に有、山の迫とも云。
小神の社二か所有。

神主　高田甚七
禰宜　中川幾八
右　同　斷
右　同　斷

觀音堂　九尺貳間　溝之迫に有、山伏清光是に住す。

正德の差出し帳に寺二か所、淨土眞宗西光寺、寶堂院と有て、寶堂院には何宗ともなし。その比迄ハ寺といひけるにや、當時はこの外衰へたる躰なり。此谷に清光、淨光、妙覺といひて貧なる山ふし三人有。

寺壹ケ所

淨土眞宗　昌橙山　西光寺

開基、眞覺宗閑大德、寶永五戊子年寂。

當村の庄屋高田長左衛門隱居して宗閑と号しけるか、宗旨ハ禪宗なりけるか、門徒宗を信して終に當寺を建立し開基し侍り、福山最善寺の末寺なり。

池所（所の上に缺字あるか）

出尾池　百八拾間ニ三拾間　畝歩壹丁八反
王子迫池　拾六間ニ拾四間　同　七畝拾四歩
竹の迫池　百間ニ三拾間　同　壹丁
篠　池　四拾間ニ拾六間　同　貳反壹畝拾歩
ほそ　池　三拾六間ニ拾貳間　同　壹反四畝拾貳歩
池迫池　四拾三間ニ貳拾間　同　貳反八畝貳拾歩

今岡村

神社拾社

大藏大明神　本社壹間四面　前殿寶曆七丗八月廿六日
　濱床有　大風ニ而倒
石鳥井　貞享二年乙丗九月立
祭禮九月十九日

山神（大藏の山上ニ有）　熊野權現　萬念寺谷　荒神七社　小池谷　末谷　中の谷　風呂
萬念寺谷　いしめ　ひら

藥師堂三ヶ所　小いけ谷　ぞい　ひら
毘沙門堂　観音堂　末谷ニ有、長松寺末庵也。
池七ヶ所　はさり池　し池　うふ池　櫃現池　小池　末谷池　庭木池
末谷池ハ宗休公御自身に奉行し玉ひて掘せられし池なり。宗休公御内分にて御隠居料一万石分玉ひて領し玉ひけるか、寛永十五寅夏干魃にて不熟す、此邊ハ右一万石の内なりけるか、就中當村の内にても末谷より東、殊の外の損毛なりけれハ御直に檢見し玉ひ、用水のかゝり不足なる故、如斯干損に及へり、此谷能池所なり、某普請して用水を自由に引すへしとて同年の冬、御普請最中に左之通の御奉書到來す。

一筆令啓上候、松倉豊後守領分嶋原近邊之百姓、切支丹宗門を起、令蜂起之由注進ニ付、爲御仕置上使板倉内膳正、石谷十藏被遣并松倉長門守、日根野織部頭、御暇被下在所へ罷越候、若長門守一分ニ而難靜候者、鍋嶋信濃守、寺澤兵庫頭加勢可仕由被仰出候、自然事廣成候者其方茂被遣儀可有之候間、内々用意候而一左右可被相待候恐惶謹言

霜月十日　　水野日向守
　　阿部豊後守
　　松平伊豆守
　　酒井讃岐守
　　土井大炊守

殿

右御奉書御拜見被成、某當年七十三になりぬれは、もはやめざましき事も有ましとおもひけるに、加様の奉書到來しけるそやと御悦喜甚敷、曽請之儀委細に被仰付道即時御歸座有、翌十五年卯(十五年は寅)二月八日、御嫡美作守勝重公并四男内記勝信、五男織部勝則等御同道にて福山御發陣、同廿四日春城へ御着、同十六年辰(十六年は卯)十月廿八日落城にて御凱陣被成、早々此池所へ御出被成、水のかゝりを御覽有けるとなり。

寺壹ヶ所　曹洞宗　長松寺
開山(原本此下に記載がない)

當寺はもと臨濟宗にて、本寺ハ近江に有しとなり。慶長、元和の比まて農民なとに物書ものなきゆへ、當寺の住僧を庄屋として年貢を取立、村の政道、掟なとを正させけるとなり。當寺計にかきらす、下加茂法幢寺、矢川の正敎寺、宮内中興寺なと其類ひなりしとそ。元和五年、勝成公當國御拜領之節、當寺の住僧貳人にて暮しけるか、鄉村方の役人廻在して當寺へ來り、田畑の畝高、石盛、納法の事共微細にとはれけれは、貳人の僧大に答惑して迚も詳に答ふる事もなるましとや思ひけん、與風勝手へ立出る体にて取もものも取あへす、近江の本寺へ逃けるとなり。其後住持の僧もなけれは自然と退轉して本尊計殘れり。或時勝成公殺生に出たまひて庭木谷を越玉ひけるか、當村の農夫壹人掃に繩を結付、打擔て道のせはき所にて行逢たり、勝成公道を除よと仰けれは、彼野夫、よけてよくハそなたより、よけられよ、當むらの内にて此桑田次郎兵衛が道を可除もの覺なしと云所へ、御供の人々群り來りけれハ大に恐怖し拜伏す。勝成公打笑せ玉ひ、おかしき奴かな此邊のものならは猪の居所を知たるもの我らより外ハ候ましといひて御案内申けるか、仕合能、猪三頭御筒にて止りけれは、御機嫌甚能、福山へ御供せよと被仰付、是非なく御供して御城へ參りける。勝成公ハ火燵に召給ふ事なく、園炉裏に榎(楢か)を焚て御背を烘り給ふ、件の次郎兵衛、榎を打割、打焚々々在鄉の咄を申上る。去共もと利口のものなりけれは、少も訴訟かましき事、尤らしき事を不申上、斗抔もなき事を申上けるゆへ無二の御咄伽となりて、桑田心敎と改号す。年始にハ若松と覆盆子とを結て奉る。勝成公御覽して是ハ何そと有けれは、そなたまつ代おりや一期と申事にて候と申上る。やさしくも取合て祝したるものかなと御悦喜無限、夫ゟ歳々年玉に是を指上ける。或時申上けるハ、我らもと土民にて候得ハ、鍬鎌を取候ハては殊之外淋敷候まゝ、いつかたにても菜園を被下度と願ひけれハ、吉津妙政寺の前に屋敷を給りて住居す。今空地有、是心敢か屋敷跡なり。宗休公御逝去の後何にても望あらは可願とのことなりけれは、外に望事も候ハす、今岡村長松寺は私先祖よりの日那寺にて候か、無住の廢寺となり候事なけかしく候。近方の御山にて竹木を被下置候へかし、再興致し度と願ひけれハ、勝俊公御感心被成、竹木米銀ともに給り、福山泉龍寺二世鷺翁和尚を開山にて再建しけるなり。當時の庄屋安原又右衛門住宅の邊を万念寺谷といふ。往古神邊万念寺は此所に在しとなり。

上山守村

神社拾三ヶ所
拾貳ヶ村生土
八幡　本社貳間、三間　隨神門貳間
　　濱床半間　隨神門三間
隨神門の上に寄進の札有。

一、貳百壹匁三分五リン　上山守村庄や　太　兵　衛
一、六拾七匁六分　万能倉村庄や　庄　兵　衛
一、四拾壹匁七分　中島村庄や　傳右衛門
一、百四拾八匁八分　江良村庄や　金右衛門
一、百拾六匁壹分　近田村庄や　市右衛門
一、六拾五匁五分　向永谷村庄や　彌　次　郎
一、百拾五匁貳分　今岡村庄や　新右衛門

貞享二年己八月

神輿藏 九尺 貳間

釣鐘有

奉新被造立鐘鑄供養當社八幡宮

右意趣者備後國品治郡十二村中氏子繁昌現當二世悉地円滿祈所而已

諸行無常　是生滅法　生滅々已　寂滅爲樂

迷故三界城　悟故十方空　本來無東西　何所有南北

山守村　今岡村　大橋村　向永谷村　近田村　法師村　江良村　倉光村　中嶋村　新山村　万能倉村　下山守村

本願主　山守村　三吉市左衛門尉藤原朝臣清家

同好子　庄七貞家

于時明曆二丙申年八月吉祥日

石鳥居　今岡村　上山守村　下山守　江良村　倉光村

享保元丙申天極月

中嶋村　万能倉村　大橋村　向永谷村　近田村　戸手村　新山村

神主　三吉五左衛門

禰宜　山口和泉守

社僧　神宮寺

禰宜　田中甚太夫

禰宜　右同人

禰宜　右同人

禰宜　右同人

禰宜　右同人

禰宜　右同人

一、七拾五匁五分　下山守村庄や　市右衛門
一、五拾匁　新山村庄や　市左衛門
一、九拾壹匁四分　倉光村庄や　源　兵　衛
一、七拾貳匁　坊寺村庄や　久　兵　衛
一、拾六匁五分　戸手下市　孫右衛門
一、百貳拾七匁五分　大橋村庄や　七　兵　衛

荒神六社　上郷　山口谷　中郷　谷郷　あち地
天神　大丈坊に有　村支配
もどの神　中郷ニ有　右同斷
大明神　中郷ニ有　右同斷
明見　大迫谷ニ有　右同斷
龍王　大丈坊ニ有　右同斷
太歳　右同斷

禰宜菊右衛門と云者有、元文の比病死斷絶。

堂四ヶ所　山口谷　中郷　野市　大丈坊

古城壹ヶ所　今岡村小池谷の境の山上に枝聳たる松壹本有所なり。城主三成右馬允。

寶曆七丁丑七月廿六日ノ大風ニ件ノ松吹折（此行原本朱字記入）

寺貳ヶ所

眞言宗　大城山　觀音院　神宮寺
同宗　姫居山　大德院　金剛寺

開山　日大上人

城山南の麓に有。新山福盛寺の開山日大上人、晩年に及ひて當寺を開基し、隱居所にせられける所なり。三成氏代々の檀那寺なりと。しかれとも時代不相知、いつれの旗下といふ事を知たるものなし。三成右馬允、愛子の姫有、死して當寺に葬、仍而姫居山と改号す、其以前の山号しれす。當寺ハ此所より四五丁谷奥に有しとなり、金剛寺、奥の坊、西明寺、釋迦堂なとゝいへるアサ是有天正以前よりいつれも退轉して金剛寺計本堂、二王門壞なからに殘て有けるを、福山觀音寺の開山宥表上人、寛永年中此所へ引て再建せられけるなり。夫故三成氏の位牌、歷代住僧の位牌等もなし。相傳ふ當村より今岡、大橋、向永谷迄、三成氏の領地なりけるか、向永谷の山奥に楠の大木二股なる有、三成新三郎伐て二王を彫刻し當寺に安之。大橋村にて田地二三畝程寄進す。今にアサを二王免といふ所有。福盛寺二王の背上の書付を以て考れは寛元の時代ならんか。

龍王山の續に茶臼の城（城主時代共ニ不知）小屋か峠といふ所有、陶器、瓦のわれ、鉄物なと土中におほく有、そのふもとを十万と云、敵兵十万人押寄たる所也といふ。但し廣からさる所ゆへ寄手充滿したる所にや。

下山守村

神社五ヶ所
荒神　壹社　九尺四面
同　壹社　三尺四面
同　貳社　何れ茂三尺四面

（此所に一社記入漏あるべし）

寺貳ヶ所
淨土宗　南國山　淨念寺
開山、通譽方便大德。

此所のアサを七社といふ、七社の明神寺内にあり。當寺はもと山南光照寺の末寺にて一向宗也。方便も一向宗にて有けれとも、無我第一の清僧なりし故にや、宮内吉備津大明神の神慮に稱たる僧にて、晝夜をわかたす明神より召たまふとて詣ぬれは神前の扉自ら開け、寶殿の戸帳の内に入、數日を經て出歸るに、精相爽に肥太て歸る。寶殿に入玉ひ數日に及ひたまふか飢寒の勞れ噯おはしまさんなとゝ尋れは、左にはあらす、明神の尊き神詫を示し玉ひて有難法味に預り、寒暑飢渴の憂はさてをき、世營名利の念を忘無比の怪（快）樂を受侍れは、纔の内に、加樣に肥太り侍る。されともいまた凡身をはなれされは是非なく辭して神殿の扉を出、浮世の塵に穢れなんと思へは、其度々悲の涙にむせはすといふ事なしと語れけるとそ。又或時は明神光臨し玉ふとて、先祖ゟ傳來の月星の幕を張て請し奉り、數日に及て還御成たまふとて遙々御見送り申、常の人に應對するか如し。病惱其外の所願共に方便を

禰宣　右工門
村支配　菊右

禰宣　山口和泉守
神主　武兵衛

禰宣　山口伊豆守
村支配

禰宣　右同人
神主　善七

賴て祈誓するに成就せすと云事なし。仍之光照寺ゟ咎けるは、方便法師一向專修の安心を忘れ、修驗巫者の業をなして宗意に背事甚奇怪なり、自今制止すへしと有けれハ、方便聞て、白地の凡俗と云とも汚穢不淨をこのむものなし、況哉染衣の沙門何そ肉食妻帶を以て身を汚さんや、われ親鸞の宗旨を忌こと屎尿を塗るかことく、是を恐るゝ事盜盆惡斗にも勝れり、我すら如此、神明何そ哀憐擁護の眸を廻らされんや、佛陀豈攝取不捨の御手を延給ふへきや、以後は法然上人の遺敎を守り、一心無疑に念佛の行者となり可申事、近比本望の至なりとて則淨土宗となり、無我淸淨の念佛者となり、彌明神の神慮に稱て斷金の友のことくなりしとそ。方便、如此宗旨を被改けれとも、いつれの末寺といふこともなく念佛三昧の行者となりて終られけり。其後暫の間極りたる住持もなかりけれは、方便遷化の年代しれす。慶安の比ゟ福山大念寺の末寺と也侍り。扨件の月星の幕、本堂の角に上て有之、代々の住持拜するあたはす、六世覺譽卓便和尚、當寺に住職しなから拜せすといふ事有へきやとて拜見せられけるか、忽乱心となりて享保十三年十一月遷化せらる。其後白善大德出家の身になりて命を惜て我等の靈寶を拜せすといふ事あるへからすとて、寶曆六年の六月押て拜せられけるか、七月より病付て同七年の秋、遷化せらる。按するに月星の幕を靈寶とす方便の先祖、當寺の開山ハ芦田郡常村光明寺より分れたる人成へし、光明寺の開基ハ千葉の末葉栗原氏の子にて、今に至て月星、桐、九耀を紋とす。下岩成後得錄に系圖有、可考見。

西法城寺村

神社貳拾壹
天田　艮大明神　社壹間四面

淨土眞宗　日明山　福善寺
庵壹ヶ所　江良村廣德院の支配、當時淨念寺の持也。
觀音堂　壹ヶ所

社僧　蓮法寺
神主　北村利兵衛
禰宣　高山筑後守

牛頭天王　社壹間四面
二五溝上　大歳神　社壹尺八寸四面
荒神四社　藤の木　はゞ原　岡の堂　長田
長田　妙見　社九尺壹間　山王
金神　西
大池　辨財天　堂九尺貳間
寺脇　權現　社壹間四面
十二神七社　若宮　溝上鍋屋　溝上　ごうがいち　はゞ原　さいま　田中

大將軍　はゞ原
荒神貳社　溝上　ふしの木

一、東法城寺村八幡之神田壹反五畝當村に有之。

寺壹ヶ所　眞言宗　泰玄山　地藏院　蓮法寺　草戸明王院の末寺なり。

堂四ヶ所

乘運寺觀音堂　九尺、四間半　蓮法寺の支配なり。

じやうじの觀音と所にてハいふ。近比迄檀家も有之、廢跡も廣し。釣鐘有、銘曰。

乘運敎寺梵鐘銘幷序

備之後州安部(那か)郡乘運敎寺、觀音大士應化之場也、惟大士自聞思修入三摩池(地か)、以無住妙力而遊戲、九有群品之拯濟職之此由、然器之有聲、莫大乎鐘、於是乎命冶氏、範銅鐘而資群品之警發矣、希聞於聞之自性自覺、化而不悖于大士之妙化也、余銘之曰

大士應妙　神而不測　觀機音聞　宣化垂德　維德不顯　幽明齊德　如雷斯震　群蟄蘇息　何其克似　惟爾是則　有鐘其聲
善應不忒　聰我能聶　明我昏蒙　無聞而聞　聞無不通　能所雙遣　根塵互融　天人合應　神物致功　兩時賜若　人康邦豊

右　同　斷
右　同　斷
右　同　斷
右　同　斷
右　同　斷
別當　中嶋　最　明　寺
蓮法寺之鎭守
神主　北村利兵衛
禰宜　高山筑後守
右　同　斷
右　同　斷

謂不之爾　而有如鐘
貞享丁卯春正月廿九日

此岩瀨といへるハ水野公江戸より召連られし妾なり。後當村の庄屋藤井六兵衛といふものゝ妻となりて、其孫藤井領右衛門といふもの、正龔公の御代相勤けるか、故有て窄浪し侍る。

宥猛法印の墓　觀音堂の脇に有。

住持沙門　宥猛法印謹誌
大檀那　本武州江戸生　備後福山住　井上氏岩瀨

藥師堂壹ヶ所　天王の下

あみた堂壹ヶ所　大草

同壹ヶ所　蓮法寺の內に有。

蓮法寺支配
右同斷

服部大池　御領分第一の大池なり。

覺　書

一、大池出來之時分者　水野美作守樣御代、寬永廿年未十月十六日より御普請被仰付、安那、品治、深津、沼隅(隈)、小田、後月、甲奴、神石、芦田、右九郡之人足不殘御寄、正保二年酉十月迄に御普請成就仕候。大池御見立御築被成候惣御奉行者、神谷治部樣、其時之御普請奉行者、廣田彦右衛門樣、長田源太左衛門樣、御普請出來迄御詰被成、御老中樣を始、御大役人樣方壹ヶ月に五度七度宛、福山より御見舞被成候。

一、大池出來之時分之樋貳ヶ所之內、壹ヶ所龜相ニ而潰申に付、治部樣石樋御見立被仰付候時分者、寬永七未(寬永七年は午)年より掘子大勢御懸、酉年迄三年に御掘貫被成候、其時之御奉行者、井上長右衛門樣始終御詰被成候。

一、右兩樋損し御仕替被成候時分ハ貞享三寅年十月二日ゟ御領分之人足御寄、卯二月迄ニ出來仕候。其時之御普請奉行鈴置茂左衛門樣、本庄三木左衛門樣、廣田太郎兵衛樣、御作事奉行中村金左衛門樣、安田源五左衛門樣御詰被成、被仰付候ハ只今之樋にて御座候。

一、大池出來之時分之地敷者、安那郡西法成寺村、品治郡新山村、同郡永谷村、右三ヶ村にて三拾壹丁餘程と申傳候。長谷村分者、鍛治か前ゟ池之口迄年々ニ埋り新田に罷成候故、只今之池敷者新山村拾貳丁六反、西法成寺村分拾三丁四反、都合貳拾六丁奥元祿十二年卯御撿地に相極り候。先年此所大川にて當村之內桑原井手、牛飼井手と申貳ヶ所の井手水、當村中へ引申候。

其外河原も餘ほど御座候由承及候。

一、土手根置四拾八間　一、土手上り規ニ而貳拾間　眞規ニ拾間

一、馬踏三間　一、土手長百八間

一、上手樋貳ヶ所

一、石樋堀貫、長六拾間

右之内へ木樋七間仕懸竪樋取合、夫故木樋七間と申ハ六拾間掘拔樋の内にて御座候。竪樋長拾三間、櫓七ヶ所、蜂子拾三、外に大戸大下御座候。

一、木樋長四拾八間

右之内外六間者、石之疊樋四拾貳間、櫓木壹尺貳寸角を以、三本疊、大寶(字格不明)ニ而大せんをぬき、大釘ニ而しめ、樋内外三尺つゝニ而錄打御念入候事、不及言語。竪樋長拾六間半、櫓六ヶ所、蜂子拾壹、外戸前大下御座候。

一、右池水懸り畝三百五拾丁壹反壹畝貳拾七歩へ水かゝり申候。万能倉　下加茂　八間や　江良　拾三間や　拾九間屋　上岩成　下岩成　道之上　倉光　近田　中島　西法城寺〆拾四ヶ村。外に中津原　戸手　坊寺江茂池出來候時分、水參り候得共、戸手井溝被　仰付、夫ゟ水引不申候。川北　川南　德田は池埋り、水行足不申候付、水引不申候。

一、此池服部大池と申意趣は、法城之文字、水去土と成と申義理いやに思召、神谷治部樣、服部大池とあさ名御附被成候。

此池の不出來以前ハ備中へ之街道なりしとなり。慶長のころにや、桑原越中守か一族桑原何かしと云牢人もの住居しけるか、夕顏を夥敷作て門上より居宅の屋ねへ蔓りける。時しも備中邊の士、この門外を通りながら夥敷夕かほかなといひて過行けるを、主きゝ付て走り出、夕かほを植置たるを御邊の世話にしたまふこそ奇懷(怪か)なれ、堪忍成かたしと無二無三に切かけ、終に打果して死す。其靈を大將軍、大歲神に祭りぬ。其屋敷地も池内になりて大歲神は備中の士の靈なり、両士の名をきゝ覺たるものなし、惜哉。此池の邊に桑原坂と云有、彼牢人の屋敷、此邊成しとなり。

西法城寺村庄屋　倉田傳内

近田村

生土　猪獅尾山(イノシヽヤマ)八幡宮　本社壹間八分但五尺間　前殿三間半但六尺間　隨神間(門か)貳間　壹間但六尺間

猪獅尾山は石火山なるへし、字心悪き故書直けるにや。風景能山にて近郷能見ゆる也。禰宜　三嶋越後守

祭八月十五日　猪獅尾山八景

大橋歸帆　　川霧の消行あとにほの見へて高瀬の船にかへるあき人
山守秋月　　端山もる影さへわたる秋の夜のひかりさやけき川こしの月
高須山暮雪　津郷村　　暮かけて降すさむなり俄來山たかすの峯に積る白雪
蠣平晴嵐　福田村　　朝あらしせゝの河霧吹はれてかきかひらなる竹のなひける
近田落雁　　冬枯のちか田の面にかりかねのつはさにふみをかけてきつらん
四條夕照　近田村　　若菜摘四條か原に雪消て夕日照そふ野邊の下もゑ
潰崎夜雨　山守村　　むは玉の夜の時雨ハ潰崎の山の木の葉を染るころかは
妙雲山晩鐘　新山村福成寺　　告渡る法の教のかねの聲あはれもよおす入相の空

社内にふるき石の額有、いつのころ何方より來るといふことを知たるものなし。

當村のアサに石の鳥井と云所有、其額と見へたり。いつの比斷絶しけるか口碑にも傳らす

壹尺九寸

吉備大明神

壹尺四寸

如此かけ有

（校訂者いふ、原本「吉備大明神」とあるが、「吉備津大明神」ではあるまいか）

往古當むらに吉備津の社有けるならん。中嶋、江良、倉光、坊寺邊にも吉備津の宮跡といふ所なし。

荒神六社　沖の嶋　孫助荒神　本(ホン)の土井　上(ウヘ)のみや　山の荒神　なすきろ

大師堂　九尺貳間の庵なり、中嶋最明寺の支配なり。
地藏堂　貳間四面　行基の作、地藏なり。貳間五間の庵有、是も最明寺の支配なり。
右両所共に地添谷に有。
四ッ堂□（貳と記して其上を抹消してある）ヶ所　新屋地藏堂　虚空藏　なすきろ　畦堂
一、淨土眞宗　法泉寺　山南光照寺の末寺なり。
　鉤かね有、銘なし。
八幡の下、南の田の中に太歳神有、社もなくて纔なる森なり。古來より此森の内へ入て見たるものなく、木の枝をおろしたる事もなき所なり。寛延の末之比、或牧童、此森の影に牛を繫、草を一握苅て喰けるに、神木の上より大蛇首をさげて牛に毒氣を吹かけゝれは、牛忽にいきれ狂ひ、いかに引とゝむるとも、とゝまらすして、かなたこなたと悶走りけるか、半時計して死し侍り。是より後は、なを恐れて此森に近付くものなしと也。

備陽六郡志『外篇』

（原本には此所に外篇の二字はないが著者手記の表紙題目に依り之を加へる）

品治郡之二『目錄』

（校訂者曰ふ、此目錄の二字は原本には無いが加へておく）

江良村　一丁
倉光村　二丁
戸手村　三丁
宮内村　十丁
新市村　卅一
上安井村　卅三
下安井村　卅四

江良村

荒神壹社（城の前　すや八尺貳間）　禰宜　三嶋平太夫

大鉾ノ社　無社　禰宜　右同人

阿闍梨の社　西江良　いつの比にや、あしやり号を付たる山伏有、高野聖と喧嘩し殺されけるか、其靈祟りをなしける故、神にまつりけると也。すや壹間壹間半　禰宜　右同人

四ツ堂三ケ所　辻に二ケ所　西江良に壹ケ所有　此地藏よく申事をきゝ給ふとて瘧、虫齒などの願をかけ侍り。或時道通の女、此所にて虫氣付安產しける、其報恩に麥の炒を奉りける。是より懷胎、虫齒、瘧の願ほときに炒を持來り、地藏になすり侍る。

觀音堂壹ケ所貳間半四面　善正寺の境內に有。

寺貳ケ所

一、淨土眞宗　天竜山　善正寺

福山光照寺の末寺なり、庭前に蔓たる松有、當村に卜部定八と云もの、戸手の天王の松の實を持來りて植けるか、自ら偃侍ると也。

一、眞言宗　岩成山　光臺寺　廣德院

草戸明王院の末寺なり、杉原播广守盛重の位牌有。

當寺本願前播州太守天宅淸公大禪定門神祇

裏　天文三年甲午三月五日

倉光村

一、荒神壹社　すや八尺貳間　江良村支配

一、天神壹社　すや壹間壹間半　禰宜　三嶋平太夫

石之鳥井、寬延三年建之。　右同斷

藥師堂貳間貳間半　庵九尺壹間　斷絕して本尊の藥師、明泉寺にあり。

淨土眞宗　小原山　明泉寺

本鄕大東坊の末寺なり。鐘、寬延三年鑄之、銘なし。鑄師、大坂岸本忠右衛門、願主天龍と有。

戸手村

神社拾五ケ所

牛頭天王　社四間四面　拜殿貳間半五間　隨神門壹間半三間半

石花表　神輿藏貳間半三間　鐘樓貳間ニ貳間貳尺

此邊を疫隅といひけれとも、いつの比よりか戸手、相田（相方か）、福田なとゝわかれり。當社の境內を巨旦屋敷と云。社前に三株一所に生し、庭中に屈曲し偃たる古松有。二株枯朽、寬延の比より漸一株殘れり。境內、後は大竹叢にて、前は松杉などの森なり、早苗の森と云。巨旦か植置たる苗、森叢となりたる故、根深からすして苗の根のことし、老木に成ぬれは自ら倒る故、松杉ともに大木なし。

備後州品治郡、早苗山、天龍院、天王寺祇園社祠記

舜羽有重瞳子不同其心、神農武答、以牛頭利見疾疫、心必不依形耶、何有異同也、於是伊弉諾第四王子素盞嗚尊（日本記或神素戔嗚尊、或速戔嗚尊）者、爲稚童時、字牛頭天王、頭戴犢角、形類藥叉、又稱武答天神、按備後國風土記、北海之武答、通南海之女子、里程數百、而日薄於西山、馬羸糧絕、欲舘舍休焉、無舘神敢許之、尋臻於蘇民巨旦之舘、兄弟也、兄貧而仁、弟富而吝、王先求宿於旦之家、固拒之不容、蘇民驟出迎而甚勞之、則以粟萁爲茵褥、（カレイ、ニ）以脫粟飯、王欲報其治、敎蘇族皆帶茅輪、即日有大疫、悉遭殃亡、唯除蘇家、王又敎之曰、後世疫氣流行天下、一小簡書曰、吾是蘇民將來子孫、幷爲茅輪以輪簡係之衣袂則必免焉矣、我是速須佐雄能神也（延喜式神名帳、須佐能表能神社者是也）遂則到南海娶頗梨女（俗号少將井神社即是、稻田姫、一曰娑竭羅龍女也）遊戲重日、娛樂移時、進退奴僕、誕育八子、謂総光、魔王、俱摩羅、得達神、良

侍、侍神、相蛇、毒氣神也、后妃親屬都八万四千六百五十四神也、連二誘衆眷一而趣二於北海一、還二轅於備後州一也、巨旦之習性獸聚而鳥散、文レ非而拒レ諫、以爲レ子則下孝、以爲レ弟則傲、慈惻闕二於鄉里一、衆庶苦二剝削一、王擧レ兵手揮二斧鉞一、張二列弓矢一、射二巨旦於窓隙一、夷二滅旦族一而褒二賞於蘇民一、於レ是乎蘇民營二祟祀一、尊奉而禋祠焉、禦レ之而不二萬代敢廢弛一也、其祠見二今在一于國一、曰二疫隅祠一也、國俗呼曰二長者屋敷一者、是旦之舊趾也、杉樹生茂而覆二四隣一、又呼云二長者神木一、今又在焉、王彰二於封壟一而植二三株之松一、嚴冬增レ綠、白雪靜レ色、覆二于車騎千乘一、神力所レ化、旦之苗田遂爾而成二脩竹林一、老梅古松僉乎四時、勝覽甲二于一國一也、控流浸二林樹一、青艸秀二苗穗一、早苗山之稔、職而斯由也、神威日々新而都鄙崇レ焉、駈レ癘月々驗、而鄉里被レ澤、清和帝貞觀十一年有二託宣一、還二山城國愛宕郡一、以二六月十有四日一、爲二御靈會一、以二鎭座之日一也、又臨時祭祠者、六月十五日也、崇德院天治元年始レ焉、御祓儀式同二平野一、勅使殿上五位奉二東遊一、有二宣命一、今日又有二定馬勅樂一、東遊歌曰、神代遡八坂能里登今日與利曾君我千年播磨素倍波志武留宮都八坂鄉者、山城國愛宕郡八坂鄉神社是也　然八坂社、親レ于京洛一、而祭祀魏々蕩々、積石源本澄二廳江淮流派一、滔レ天、惜哉、延喜式不レ載レ于祇園社一、而尙幸二在後朱雀帝一、備二王城廿二社員一焉廿二社中、石清水、古田、祇園、北野四社者不レ載二于延喜式神名帳一、故号二式外神一、其員元不定、後朱雀院長曆三年八月定爲二二十二社一、其後以爲二式例一也　或曰、名二祇園一、稱二感神一者何謂、神祇園也、祇謂二地祇一、漢書三神註曰　天神主下降レ氣以感中万物上謂レ焉也、又或曰、今見二師之說一、據二風土記一、爲二素戔嗚於祇園神一爾乎、如レ云二祇園緣起一、天竺北有レ國、名二九相一、其國有レ園名二吉祥一、其園中有レ城、城中有レ王、名二牛頭天王一、又名二武荅天神一、娶二婆羯羅龍王女一爲レ后、生二八王子一、其眷屬八万四千六百五十四神、如レ斯說者、西竺之神也、何輒爲レ論乎、吉祥園者是祇陀林歟、祇園似二梵音一也、善哉問、易曰、陰陽不レ測之謂レ神者、變化之極妙二万物一以爲レ言、不レ可二以レ形謂一、同レ塵同レ事曲成、庸識豈量哉、隨レ緣應レ物、範二圍於天地一、而無レ餘焉、象二于天一爲二列星一、彰二于地一施二靈威一、緣起所レ載不レ妨二本邦出現一、風土記說無レ違二竺國顯利一、宜レ執二一隅一難二三端一乎、況尊降二到於出雲國簸之川上一、娶二奇稻田姫一、國史載レ之、誰爲レ疑乎、聖武帝、天平勝寶佳曆、沙門行基、西遊而到二備後州一、跪レ祠頭一、慇捧二法味一、神詑基曰、吾是淨瑠璃界主、爲レ度二衆生一、現二斯地一、基隨喜銘レ肝、鏤二檀木一、揮二斧鋸一、彫二剋醫王善逝（牛頭本地）聖觀世自在（天德神、本地蘇民將來也）辨財天女（少將井社稻田姫也）靈容一、巍巖顯超二于他一也、歿后命二佛工定朝（慶（鑒か））一、調二曼珠空藏二大士一、醍醐天皇叡信之餘、修二飾於崇祠一、以二二百餘頃沃壤一、充二禪祀之料一、近毛利輝元再興二廢祠一、寄二一百餘頃供料一、至二天正末一、福嶋太夫正則、妄沒二祠祀料一矣、何有二其後一乎。

法師西行、戴二祇園神詑一、撰集鈔所謂本躰廬遮那、久遠成正覺、爲度衆生故示現大明神。

亨保十六辛亥夏六月十四日　　金剛峯寺釋迦文院維寶謹誌

鐘銘

上略沙門實嚴、與諸檀信勠力、新鑄洪鐘、蓋續亡師宥俊之志業、而爲銷罪生福同證菩提之計也、成嘱斬銘于予、因爲之詞曰。

備陽之郡　名曰品治　牛頭天王　占廟其地　脩竹沈森　中有一寺　控流帶林　幽寂無比　老梅古松　艸秀苗穗　天龍可謹　吉祥慈萃　善哉賢資　克紹師志　乘緣勠力　創此法器　萬鈞于成　制度之妙　詢望巧樣　發鯨一聲　嗈々四暨　花外春深　霜前秋未　三界九居　愕鬼微明　四海八埏　同澤共到　勤積功勳　世俗所覺　夸名求聞　豈是佛意　歲代易踰　非之安記　欲顯本緣　斯題數字

貞享四年丁卯九月吉辰　　大願主　實嚴

正觀音堂　寛延二年の春建之。

往古此邊まで深津郡なりし、寶前に磬有、左のごとく彫付て是あり。

備後國深津郡江熊牛頭天王社再興之事、依瑞想、天文九年四月十日始新、同廿七日成就、於長者原鑄之、見物貴賤數萬人、拜殿鐘樓諸願之事、皆有瑞想、爲成就者也

于時天文十年八月朔日　　願主　長岡五良左衛門正重

正重といへるもの陰德太平記などにも見へす、又子孫といふも、きゝ侍らす。瑞想の事も傳記も是なしとそ。

水野勝慶公、江府の御屋敷に數寄屋を建玉ひけるに、手洗鉢をもとめ給ひけるか、御心に不叶而多年御心かけ有ける時、當社へ御參詣有、社頭に苔むしふるびたる手洗鉢有、甚御懇望にて江府へ被遣、其替りとして廻りの石垣百貳拾間、今觀音の石橋、永代被成可被下由御約諾有ける故、今以御上普請なり。

祭禮ハ六月十四日より十五日迄なり。新市町はづれの山に御旅所有、神輿行幸、還幸ともに老人共、扇、笠などを持て躍上り飛上り囃立て供奉す、其形躰甚賑を攀。扨祭終て今年迄ハ達者にはねて供奉し給めてたきよと、互に賀し侍るなり。社頭の正面花表の外に五尺はかりの方石有、願がけしたるもの此石より五十度參、百度參の歩を運ふなり。每歲祭禮の節、神輿を河原へ舁出し、氏

子東西に立分れ、喧嘩し爭ひ、たかひに摑合打擲し、河原の石を礫に投あひ、傷損するもの多し。

神社拾四ヶ所

八幡壹社　大明神壹社　黄幡貳社　天神貳社　鎭守壹社　山神壹社　荒神三社　下土手　艮大明神貳社　壹社砂川の上に有、祭禮九月九日　野屋大明神

一、觀音堂壹ヶ所　一、阿彌陀堂壹ヶ所　一、釋迦堂壹ヶ所　一、藥師堂壹ヶ所　下土手寶光寺のはな　一、四ツ堂五ヶ所

連離木　石州海(街)道に有、榎木なり。男木周廻二尺　女木周廻六尺アリ

宮内村

一宮大明神　祭る所の御神　孝靈天皇　吉備津彦命なり、尤吉備津彦の命の御衣を以て御神躰とす。本社の左右に礎有。徃古は北、孝靈天皇、南、吉備津彦命と両社なりけるか、慶安元子年、宗休公一社に御建立有、内陣に艮異の四神、各束帶にて安之。

本社　梁行七間、桁行十二間、檜皮葺　番所壹間本社より廊下有　巫座瓦葺　拜殿瓦葺　舞臺檜皮葺　樂屋瓦葺　隨神門本社前壹ヶ所、鳥居内壹ヶ所、何茂瓦葺　石鳥居柱の間(原本記入なし)　柱の廻　慶安元年著(屠)維困敦四月日欽而立、と有。徃古櫻山四郎、父の喪中に社參しけれは、親友有て、足下は忌中にあらすや、社參無用なりと咎けれは、信を以て社參し侍る、何そ神の咎あらんやとて、鳥居の下を過行ける。彼咎ける人通ける時、花表の笠木、忽落て死しけるとかや。其以後慶(福か)嶋正則領地の節、參詣有て、加様の良木を鳥居に致し置事無益なりとて藝州廣嶋大手の門柱にせられけるとなり。

御供所瓦葺　神馬廐瓦葺

鐘樓　柿葺

鐘銘

備後國

一品吉備津彦鐘

右奉建立者爲　聖朝安穩天下法界平等利益

天文九年庚子十月吉日

大工藤原朝臣丹下四郎兵衛家實

社務　大願主　山名宮内少輔源理興

境内神社佛閣

道祖神　柿葺　黑尾　同　太子　同　此三社本社の北に有。

十二所權現　瓦葺　本社の後に有　十二神　柿葺　拜殿　茅葺　觀音堂　瓦葺　阿彌陀堂　同　千躰佛　護寶堂なり、衆僧の休足所迄廊下有、いつれも、かわらふきなり。　黄幡　柿葺　此四ヶ所本社の南に有。

白髮(髭か)　萱葺　地藏堂萱葺　坂の南にあり、高サ壹丈ほとにて六角の石燈籠有、左之通彫付て有之。

備後國宮内地藏堂常燈

檀那　同國新免鄕安養院住僧元稻藏主

大工　尾道住　八郎兵衛　「此字駐ト不見松ノ字カ」

右志趣者、爲現世安穩後生善所、法界平等利益也。

天文九年庚子十一月廿八日

藥師堂　瓦葺　毘沙門堂　萱葺　山王　柿葺

輪藏　古き堂ありて輪藏は是なし、近比一切經の催し有けれとも志を遂る人なし。

境内萱葺之堂社の萱、品治、芦田両郡ゟ出之。

經塚二ヶ所　内壹ヶ所は本社の南、護摩堂の後に五輪有、櫻山入道か墓なりと云、いふかし。

櫻山入道社幷拜殿の跡　近き比迄社有けるか、壞崩して、入道夫婦の木像あみた堂に有けるか、當時は本社の内陣に入侍る。

塔の礎　天正年中に炎上し、文祿二年再建成就しけるか、翌三年甲午又々燒失しけるとなり。右勸進帳國修行方に有之由。

屋敷跡の礎　葛石の如きもの鳥居の内、御手洗の前、兩所に有之。鳥居の内なるを國の町、御手洗の前なるを嶋の町と云。此所にて例歲十月十七日備後一國の禰宜集りて、位の高下に隨て座なをりといふことを行所なり。

神(御か)手洗　池八反、橋大小有、中嶋に蛇形の辨天を安す。

境外當社支配之神社佛閣

阿彌陀堂壹ヶ所　山畑　山神壹社　大日堂壹ヶ所　當村之内聯下ニ有　觀音堂壹ヶ所　藥師堂三ヶ所内壹ヶ所上安井村　壹ヶ所當村之内小出　壹ヶ所(記入なし)

天神壹社　黄幡壹社　新市村之内、向市ニ有　妙見　釋迦堂壹ヶ所　昆沙門堂壹ヶ所　艮壹社　荒神七ヶ所　藥師堂
古跡壹ヶ所　地藏堂五ヶ所　品治脇壹社　芦田郡常村有　龍王　同郡藤尾村　軍社壹社　同郡中須村有

一宮大明神年中行事

一、正月朔日より三日まで、於内陣中臣秡。
一、同四日、三方祈禱。但天下太平御武運長久之御札幷神酒、昆布、扇子、御領主へ差上、別當神宮寺年頭御禮申上候。
一、同七日、於神前弓初。
一、同十三日、三方祈禱。
一、同十五日、十七日、廿日、廿一日、廿三日、晦日、三方祈禱。
一、晦日、藥明寺幷結衆不殘相集り護摩執行。
一、二月朔日ゟ三月三日迄、舞樂執行。
一、三月三日、太平樂之舞兒樂人相勤。但三日ゟ十五日迄祭禮ニ付小見せ物等參申候。
一、同八日ゟ十日迄、八講會。
一、六月十六日、戸手村牛頭大王祭禮ニ付、社家共罷越神事相務。
一、七月七日、什物虫干。
一、九月朔日ゟ同九日迄、流鏑馬、巫兒相務。
一、十月十三日ゟ同廿五日迄祭禮、社人不殘銘々役所へ相詰祈禱相務。但此日數祭禮ニ付、芝居見せ物、遊女等參申候。
一、同十七日、備後一國之禰宜共相集り、嶋之町、國之町、両所にて銘々座に付祈禱相務、同日之夜子之刻右方左方之神事相務。
一、同十八日之夜、拜殿ニ而禰宜共神樂相務。
一、同十九日之朝、湯立。
一、同廿三日、御武運長久之札神酒　御領主へ差上申候。
一、十二月廿一日、煤拂。
一、同廿九日、歳末之神事相務。

社僧社人貳人宛每日無懈怠、内陣に相詰。

每月朔日、十三日、十七日、廿三日、銘々役所へ相詰、祈禱相務。

別當　虎睡山　神宮寺

鳥居の内、北の方に有、町村藥明寺の末寺なり。當社の山の形、虎の臥たる如くなれは斯山号とハしけるなり。又聯下と小出との間に偃たる山有、其尾崎の巖、龍の舌を出しこゝき有、是を龍の口といふ。

宮司御幣取　少將坊　中將房　正仁坊
供僧　國修行　本坊　向ノ坊　山ノ坊　蓮入坊　池本坊　奥ノ坊　東ノ坊

古の社僧の子孫にて名のみ殘、俗人なり。此外除地の部に役人不殘有之、樂人、諸司、諸役人、諸職人、其家筋の者共なり。右年中行事、八講舞樂なとゝ有之といへとも、八講の大會、舞樂なとゝ行こと不レ能して、其役々の末葉とも、樂器を携て社頭に候する迄なり。天文、天正の時分ハ尾道淨土寺、當社の別當にて、其時分の書類、祭典の一卷、淨土寺に有之由、高須村福善寺の住侶語られしなり。八講會の緣起、其外の書類少々國修行方に持傳たるよし。

所司長　兒嶋内記
所　司　追林長太夫　山上縫殿　妹尾式部　岡本豊前　裏田播广　佐藤刑部　有木民部
禰宜司　小田主殿頭
禰　宜　黒瀬山城　小高佐渡

往古有木民部太夫、當社神職の首長にて、位階も高く大祿なりしとかや。諸國共に元日にハ早夙に起る事、都鄙尊卑同し事なるに、當村にてハ常日より遲起る事を專とし侍るなり。昔、有木殿の社參に參り逢は、必災有といへり、夫より今世に至迄、所の例となりける故、社頭破壞し、社僧、神官及飢死。於是、有木民部、社職を止て備中松山に勤仕す。其外の輩ハ漸に止住しける。正則流刑の後、水野勝成公御造營有て社頭も昔に歸したる由民部聞傳へて松山より歸り、勝成公御社參の節、社内に待請罷在けれは、勝成公何者そと御尋有り、當社の首長有木民部太輔と申上けれは、勝成公被聞召、衰微の時は他に遁れ再興の時に至てハ歸來、所司首長と申條、甚以奇怪なり、可追下と被仰けれハ、社職の輩も每々憎居たりけれハ左右の手を捕て坂の下、銀杏の木の下迄引下す。仍之當社所司長兒嶋内記、備後一國の禰宜の長、小田主殿に被仰付。

一宮重興記

日域備之後州品治郡宮内村一宮大明神者、人皇第七代孝靈天皇第三之子也、名彦五十狹芹彦命、一名吉備津彦命、第十代崇神天

皇三年丙戌之秋九月、遷都於大和國磯城、是謂瑞籬宮、是時去神代六百有餘歲也、天皇大懼神明之威稜、以神代之寶鏡及靈劒、
○
屬（原本屬字なし依他本補焉）皇女豊鍬入姫命、而結神籬於大和國笠縫邑、而尊奉焉、其後入姫命、奉大神勅、自戴聖像、周旋天
下也、其意蓋在
威伏平戎夷而已
矣、當斯之時、
四夷猶未臣附、
故十年癸巳之秋、
拔擢賞介四人、
各賜將軍印綬、
分鎮四道矣、西
道將軍吉備津彦
命是其一也、明
年甲午之夏、四
道將軍同平定四
夷、措天下於泰
山之安、其勤勞
國家也如此、吉
備津彦命薨後、
於備之三國、各
創建一宮、使其
國之人民皆尊而
祭祀焉、或曰、
三百年前、有逆

（著者自筆の吉備津宮幷に其附近の圖—壹）

儔櫻山四郎、居
于此邑焉、幸世
變亂、上假帝威、
下任私智、掠鄉
隣、拔城邑、要
極浮榮於州閭、
馳虛譽於京洛、
事既敗後、士卒
疲散、朋黨又分
離、恰如窮人之
無所依歸也、慙
身死人手、而放
火於神祠、入烈
焰堆中自殺、依
之、朱樓紺殿、
東廊西堵、一時
灰燼、其典籍重
器亦化成烏有矣、
尋有識知業報、
畏後世罪底信士、
再經營焉、然無其年月姓氏之支證於今者也、故莫知其詳、（原本詳字缺ぐ他本により補ふ）噫嘻、燔之興（與）營之、其臧否相去、
不可同世而語矣、今當季運之澆漓、祭禮猶未陵夷、吾於是、見神德之至人人之深、而流澤餘光之遠且久也、此地也、環宮皆山也、
欝密森沉、離塵絶俗、或其林霏開而峯巒聳、桂月上而臺池明、埜鳥終日語、幽松未風鳴、唯致由境之勝、使人忘情、其至四時變

（著者自筆の吉備津宮幷に其附近の圖—貳）

化、萬千氣象悉不可名也、實天下奇觀也、先焉、元和五年屠維困敦秋八月、源朝臣從四位下水野氏、前日州太守勝成賢君、領備之地、擇深津郡埜上邑、新築金城、藩鎭海西、其任也繆所謂與吉備津將軍所職者、自然符合者乎、籧原賢君之家譜、多田滿仲令弟、鎭守府將軍滿政廿有餘世之華胄、而前大相國公東照大權現宮之貴戚也、其爲人也、天資剛直、志氣浩然、寬裕而容衆（原本容衆の二字缺ぐ他本により補ふ）明智而尊賢、其撫民所欲與之、所惡莫施焉、故民歸亦如子之於父母也、其武畧也戰功也、孫吳不能儔、良平何足比、可謂希世名將也矣、且政治有暇、則營創梵園、興隆神宇、亦不爲尠矣、善不可以加焉、漸知桑榆將晚、命長子勝俊、令繼家督、勝俊賢、不墜父業、其治可觀矣、專剃除須髮、緇其衣服、易名曰宗休、閑靖自居、而栽奇花異木于後圃、疊清流怪石于前庭、徜徉其間、忘懷得失、遊心恬淡、眞適隱逸標致也、今茲慶安元年、歲在戊子夏之孟、召近臣曰、夫一宮者、國中最大之靈祠、而遐邇之所宗而事也、其傾頹荒穢、近來最甚、速命有司、宜鼎新焉、有司奉命、改開舊基、擴除蓁

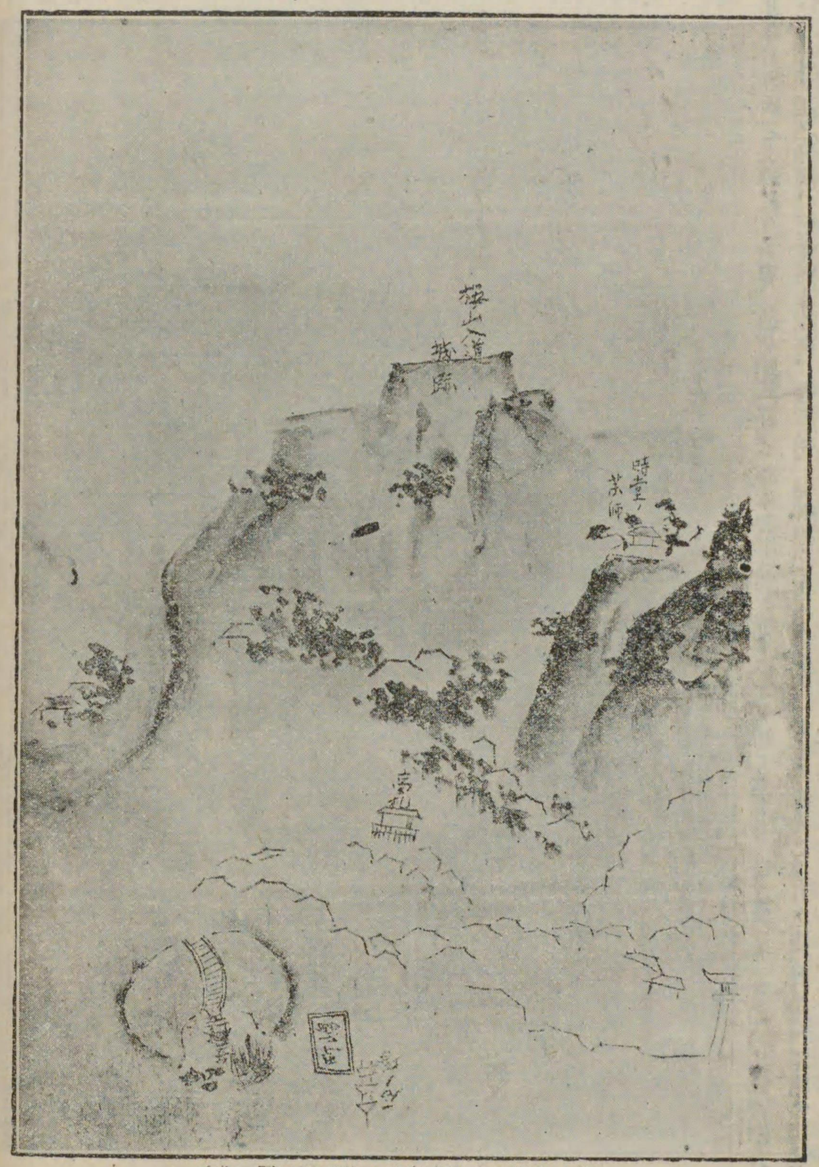

（著者自筆の吉備津宮幷に其附近の圖—參）

（著者自筆の吉備津宮幷に其附近の圖—四）

莽、聚良材、募巧匠、晨夜展力、半期而成、至若（ノミナラス（他本により仮名を加ふ）、鑿開萬仞石崖、刻爲花表殿堂門廡之宏壯也、朱桷構檻之雅麗也、金碧朱翠黝堊丹漆、無所不爲、猗歟（他本により仮名を加ふ）起百年衰弊於一朝、回千里觀瞻於万古者、孰不嘉賞乎、鐘鼓鈴鐸之音、殷々于雲中也、破勞生昏迷夢、華幡燈燭之影、耿々于木末也、著棲愴惹蒿精、百福俱來、群穢悉去、一日賢君、命余曰、請記一宮復興之事蹟、垂之無窮、余淺識寡聞、殊短文辭、敢不足梗其厚望、雖然以嚴命重、畧（原本には曰各とあるも他本に依り畧と訂す）不辞讓、謹按其因由。去歳强圉大淵獻冬之季、勝俊在武城之幕府、俄嬰疾病、其病至重、當時雖（原本雖字なし他本によりて補ふ）和扁之輩、拱手而退者十之八九、僉曰、殆哉、勝俊之賢子勝貞、時在備之府城、正承鈞旨、疾馳而請幕府、其臣庶之競奔者、亦不知幾多人也、可憐賢君聞之日、寢食不快、或命使臣致幣帛於名區靈蹤之神祇、或詣境内之佛閣神祠、漱口於八功德淨水、染手於三解脫香煙、合掌稽首、潜心默禱、非一朝一夕、其父子慈愛之情、沛然溢于四海、聞者靡不感發興起矣、傳曰、一家仁一國興仁、一家讓一國興讓、此之謂也、既而病小愈、方術亦有効（原本功に作る他本により訂す）累日逾月、得氣候和平矣、是正直感通靈應之所致、而非人力獨所能也矣、由之觀之、一宮所以興復、權輿于此者乎、凡世間之人、及至有病患而醫治不利、則多以告于神靈、然悉無其應者何也、其誠實不至乎、抑壽夭有數乎、賢君生平、瑰意琦行、靡不眞實無妄、則何往而無擁護哉、宜嗣君之身心安泰、動止寧謐矣、古之人曰、鬼神之爲德其盛矣乎、視之而弗見、聽之而弗聞、體物不可遺、余以爲、隨緣赴感、靡不周徧、此豈非體物不可遺乎、人無知其所以然、此又非視弗見、聽弗聞乎、方副賢君之崇奉、益信於庶民、廟食千萬世者、非神德之盛而何也、誠哉古人言也、龍興而致雲、虎嘯而風冽、同明相照、同氣相求、故神得賢君令德益彰、君憑神力弘願圓成、有陰德者、必有陽報、然則憑茲善利、壽考山高、福祿海濬、子葉孫枝、騰英茂於扶桑六十之雲天、如指掌乎、祝々更賦埜詩一章、以賀神祠之遠大矣、其詩曰。

多年松柏古祠深。今日隆樓疊翠岑。劫石縱然銷磨盡。無邊願力是黃金。

于岩慶安元年戊子冬十月如意珠日

釋迦文七十二世遠孫　福山下埜衲　蠻江叟庶種記

蠻江和尚は福山弘宗寺の開山なり。右之一卷、紺紙金泥を以て書せしめ、寶殿に被納。

太平記三曰。櫻山入道ハ備後國半國計打順、備中ヘヤ越マシ安藝ヲヤ退治セマシト案シケル處ニ、主上笠置ノ城モ落サセ玉ヒ、楠正成モ自害シタリト聞ヘケレハ、一日ノ付勢ハ皆落失ヌ、今ハ身ヲ離レヌ一族、年來ノ若黨廿餘人ソ殘ケル。此比コソアレ（原本アレの二字なきも他本により補ふ）其昔、武家權ヲ執テ四海九州ノ内、尺地モ不殘ケレハ、親キ者モ隱シ得ス、疎キハマシテ憑マレス、人手ニカカリテ尸ヲ晒サンヨリハト當國ノ一宮ヘ參リ、八歳ニ成最愛ノ子ト、廿七ニ成ケル年來ノ女房トヲ刺殺シ、社壇ニ火ヲカケ、已カ身モ腹掻切テ一族若黨廿三人灰燼トナリテ失タリケル。抑所コソ多カリケルニ、態ト社壇ニ火ヲ掛、燒死ケル櫻山カ所存ヲ如何ニト尋ルニ、此入道當社ニ首ヲ傾テ年久シカリケルカ、社頭ノ餘リニ破損シタルヿヲ歎テ大願ヲ發シケルカ、事大營ナレハ志ノミ有テ力ナシ、今度ノ謀叛ニ與シケルモ、專、此大願ヲ遂ンカ爲也ト云々。

重興記に有、逆儒櫻山四郎、居ニ于此邑一焉、幸ニ世變乱、上假ニ帝威、下任ニ私智、掠ニ鄉隣、拔ニ城邑一ヿ。入道後醍醐天皇の勅命（にを脱するか）從て兵を擧たり。鎌倉六波羅方にて帝に敵對し奉らハ逆徒と可言、全の官軍を逆儔といへる事如何。一天の君に被頼奉りたる楠正成に組し、備後半國を打順へたり、然るを帝威をかり私智に任て鄉隣を掠め、城邑を拔といへる事、太平記と大に差違せり。楠兵盡、矢極て赤坂の城にて燒死すと僞て天下に披露す、仍之、入道を賴たる一旦の付勢皆落失ぬ。中國西國ハ、悉、六波羅の催促に應し、官軍といへるは入道計なり。入道百計を廻すといへとも楠亡ひてハ獨立して兵を擧るほとの勢力あらされハ、人手に死して尸を晒さんよりハと、妻子一族ともに社壇に火を掛、自害したり。全社頭を燒亡ンとにハあらす、力のたらさるを怨てなり。しかるに燔之興（與）營之其藏否相去不可同世而語矣とかけり。蠻江、博覽多才の禪師なれは、かはかりの事、知さるにハ有へからされとも、別に以謂の據か有けるならんかし。太平記に所こそ多きに、社壇にて燒死ける櫻山か所存如何にと尋るに、入道當社を信敬する事、年久しかりけるか、社頭の大破を歎て造營せんと志けれとも、力不及して今度の謀叛に組しけるも、此大願を遂んためなりと、此所太平記評判にも難評有。當境邊鄙の事ゆへ、太平記の作者風聞巷説の事のみをきゝて、聢と穿鑿を遂たる上にて書たるとハ見へす。櫻山か古城は當社の山續にて、南の方の岡に有、當社は北の方の山の半腹より低し、其間拾丁にたらす、正成欺僞て死したりと云事を、入道實そとおもひ、居城に火をかけ、安養寺といへる寺に至て妻子從類ともに自殺す。折しも南風烈敷、居城にかけたる火、餘炎四方に吹散て吉備津社頭不殘炎上し町家、民屋、中興寺、安養寺ともに類燒す、然共塔ハ無恙殘けると、古來よりの口碑に傳へり。入道此御謀叛に組しけるも、當社破損に及けるを修理せん爲なりといへること如何そや。備後半國を打順へ備中へや越まし、安藝をや退治せんと欲するほとの身上なれは、若此度の軍賞にて加祿を給りたらハ、其餘閏にて破損を造營加之安藝、備中へ發向せんと欲するほとの付勢、何程か有ぬ覽、小勢にては有ましき事也。太平記評判に、入道勝利を得ハ當社を造營せんと誓たるを評せり。愚按するに、源平の武將、戰場におゐて祈誓を立玉ふ事諸書に見たへり。入道も當社の氏子なれは定め

て祈願を籠たる成へし。然るを謀叛に組したるも專ら此大願を遂んかためなりといへるは、文法今少シ有へき事か。櫻山ハ當社の神主社務成へし、故如何となれハ、往古神石郡新免、御調郡尾道なとも當社の領分にて三万石ほとの社領なりしと。然ハ櫻山といふもの代々神主として當所に居城したるなるへし。古の神主職といへるは、當時の禰宜、神主の類にハ有へからす、阿會の宮の神主、熟田の大宮司、備前の大藤内なとか類ひにても有たるならん。現に今鐘の銘に、社務山名宮内少輔理興と有、理興ハ五六千貫の領主なり。元弘以來兵乱打續、櫻山以後も回祿に及ひ、別當、神宮も度々替りて古來の記錄、傳書等も紛失し、寛永、正保の比の事さへ不分明なれハ、其以前の事ハ慥成事なし。村老野嫗の物語を記置畢。

禪宗　定光山　正覺院　中興寺

開山　鎌倉建長寺第二世佛國禪師

龜地山の城主小野々宮氏八代の檀那寺にて、吉備津宮の別當なりし。小野々宮は尼子の族下なりけるか、第八代目の何某、尼子毛利、岩成合戰の時討死し、それより吉備津の別當職も放され、寺領茂減し衰微に及ひぬ。是迄は臨濟宗なりけるか、其後正則の時に至て、除地悉被取上、斷絶せんとしけるか、曹洞の斧山和尚、廢たるを起して相續し侍る。當住大柱和尚ハ某と莫逆の友にて、公務に付て當村に至り、雨天の日行て傳來の書類を見侍り。

今度合戰之處、如所存打勝候間御祈念之至恐悦存候。仍而東條之内宇計原村進入候、可被遣御代官候。每事期面拜之時候。恐惶敬白。

極月廿七日　　下野守盛重

謹上　侍者御中

中興寺領事

東條内宇計原村

西條森村内田氣

山野村内大原石田畠

戸宇鄉内正作分　田二町六段

　　畠　六段

右在所注文如件

文和四年十一月一日　　師盛

三會院末備後國中興寺領、同國東條内宇計原村（本役ト在之云々）幷西條森村内田地、山野村内大原石田畠、戸宇鄉内正作分田畑等事、早任當知行之旨寺家領掌不可有相違之狀仍如件

永享十年三月九日　　御朱印

乱世の時節なれハ、右の御朱印を京都妙心寺に預置、寫書のうらに梵衍の判を取置しとなり。三會院ハ妙心寺の院号なり。

寄附

吉備津宮領之内

合

一、所軍林（福山志料には平林とある）

一、所鐘皷免

一、所乙永名

一、所岡浪池上共　但是ハ熊野御領

此内二反吉備（津を脫せるか）宮御油アリ

右所奉正覺院寄附也、但有限於御神役者可被勤者也、仍寄附狀如件

永享（享）十二年正月十六日　　元盛（花押）

中興寺山事

一、四方之山分一圓可爲寺家之計、若寺山之中号私領有伐木之輩者、可處罪科者也。

一、雖爲樹木苅柴常住用不可切取之、於違犯之輩者三貫三百匁可行科料者也、仍處定如件。

寛正四年癸未十二月十三日　　昌純（花押）

桑木迫林伐取事堅可停止、若於背此旨輩者、可處嚴科仍狀如件。

永正九年十二月（福山志料には十三日と日附がある）　　新五郎親忠（花押）

當寺山林之事寛正四年十二月十三日昌純任堅書之旨、堅可有御政道、於背此旨輩者、可行嚴科仍狀如件

永正十四年八月十七日　　政　盛（花押）

毛利輝元の時代、左之通被寄附。此壹通、紙も薄く、判も薄墨にて聢と見へかたし。

備後品治郡宮内郷打渡坪付事

合

右ハシ　田六段　米五石五斗　正覺谷之迫（福山志料には正覺寺谷とある）　畠八段　代二貫六百文

ミフチノシタ（福山志料にはミソテシタとある）　畠壹反　代三百五十文

以　上

天正廿年二月九日　　正覺院

同　寺

助三郎

斗增二郎左衛門（花押）

貞助左馬允

井上瀬兵衛

栗屋市允（福山志料には粟屋市正とある）

國石備後守（福山志料には國部備後守とあり、其註に「部或司の誤也」とある）

少林寺

山田吉兵衛

裏書

今度御究相濟者也

文祿五年五月十二日

中興寺棟札記

昔龜壽山城主某、開基於此山、拜請于佛國、應求國師而頒饒肥地許多爲寺貫也、殿宇之崔嵬、龍象之蹴蹈、于時稱備陽四傑道場其一也、噫嗟時運不齊、龜壽山城圭、爲某滅家也、是故禪風衰矣、幸哉于茲在櫻山入道、相續爲外護焉、由是國師風光未墜地、而聯燈續焰者凡幾代也、惜哉櫻山入道有旨、一山悉灰燼矣、其後又有妙善比丘尼者、不堪禾黍之嘆、遂經營一宇矮屋、而奉安大覺世尊外護焉、爾來寺号而已稱之、時乎命乎、我法叔斧山和尚、移錫於此山、留才水三餘流、而拜請于通岩徹大和尚、爲開山第一祖、而始唱新豐洞上之秘曲矣、斧山和尚又移位於光明師跡、其後跡我法爺慈眼和尚主之、無端時運沿革、本殿荒朽矣、是以師也目觸心慘焉、雖欲切更修、更乏儲財、況老病交侵、竟蒐有求（裘か）之志、而使命余尸其役、余思師命之重、見勢不可、仍寢食弗寧、乃謀更造、躬親曳石搬土、不顧粉骨碎身而勉之、雖然恒耐一已之任、當于邦君阿部勢州太守正邊公安世、依憑于郡守、乞于國中行乞、賢君感余志願之切、辱拜可焉、則捧一鉢、扣十方門戸、各々應聲出一隻乎、思夫時哉、越速聚良匠、經之營之、重規疊矩、凡幾歷寒暑、已圓成矣、雖不漢視彫柱、高鑑不失師命、如是落成也、今春屈請諸山老和尚、三晝夜轉讀般若、諷演秘章滿散大施門、聖凡齊供、上謝諸天擁護之德、下酬十方施者之恩、伏冀皇基鞏固、諸檀繁榮、斯日滿筵之次、不憚鄙拙、謹記其梗概、傳遠大云。

寛保二年戊正月

現住比丘大中叟

泉龍円明叟謹誌之

助　元　村

（重出、此村は既に品治郡一に出て居る）

（目錄に助元村を缺ぐも原本の儘加へておく、原本丁數の記入もなきを見れば、後に加へたものか）

神社拾六ケ所

荒神五社　助元　けんじか峠　下たるみ　寺の上　妙見壹社　妙見谷　枇杷の木　枇杷の木

山神貳社　家の上　十二神　わき　祇園　正有

右之外、信光寺之鎭守天神一社、又あら人神といひて一社、有神躰古き木像あり。

寺壹ケ寺　曹洞宗　信光寺

開山　活山存龍和尚

當寺開基の時代しれず。神邊の城主杉原宮内少輔忠興の妾ハ山名豊清のむすめなりけるか、弘治三年の春、忠興臨命の時、三十にもたらさりけるか、剃刀にて両の小鼻を裁割、髪を切て貞順を夫に示し、卒後藝州奴田佛通寺にて受戒し、古寺に眞修して在けると、陰德太平記に記せり。右のふる寺といへるは則當寺の事なりと。又村老の説に、忠興ハ七十餘にて病死せらる、其妾一壽の前寄る方なく所々に漂泊して、つらさの餘り御領の寶幢寺を賴て祈願なとしけるとなり。

神邊にうせうせしめ候はゝ、御領むらの内晩分そういなく候。

天正十年五月

此消息今に寶幢寺に有之。混向佗けれとも盛重承引なきゆへ、尼になりて勢山の城主宮常陸守方へたよりける。常陸守ハ杉原の一族なりけれは、さすかあはれにおもひて當寺の住僧を追出し、一壽尼を住せしむ。それより一壽尼一向入禪門、入定の心錯乱せす、海水可生須彌可傾とも、此禪尼秉心賢(堅か)貞なり、終に精錬五門不出院の優婆夷となれり。その以後久敷佛通寺派の尼寺にて有しとなり。

新市村

往古宮内壹ヶ村にて有けるか、慶長の比にや新市、宮内、上安井、下安井、四ヶ村となれり。當村の内にても古市、新市、向市と三つに分てり。

一、荒神八社

黄幡壹社　向市に有　吉津(吉の下に備を脱せるか)末社之内也　天神壹社　同所に有、上同前

辻堂壹ヶ所　此所を庚申堂といふ。

辻堂の前、南の畠の内に古き石塔有、いかなる人の石塔といふことをしらす。此所のアサを石塔と云。

戸手村牛頭天王の除地、田壹反五畝拾八歩、天王御旅所有。

宮内村一宮附除地有。

一、寺貳ヶ所

眞言宗　西光山　安養寺　本堂四間四面　本尊阿彌陀　觀音堂貳間四面

法花宗　姥山　本隆院　本住寺

本堂五間四面、京都本能寺の末寺也。開山、善住院日慶。慶長年中創建す。

道場壹ヶ所　金丸村西圓寺の支配、靈巖寺と号。

おうさ山　向市と上安井との境に有之野山なり、新市分とも上安井分共不相極。

小野々宮古城　鵜地山、又鵜壽山共云。又おうさ山の續、上安井の分に一宮の鏡石といへる有、是と相むかへり。一宮此所へ光臨有て、鏡にむかひ給ふゆへに神道山といふともいへり。

上安井村

石淵大明神　宮内村石淵と相對(せを脱するか)り。

荒神拾社　安樂寺　八日市　桑本　小林　五日市　大竹　地藏堂　大森　風切　大森ノ上

辻堂六ヶ所　五日市　桑本　大森　山根　大竹　あみた　桑本　釋迦

毘沙門堂　少林寺　疫神　大竹　(大歳神　黄幡壹社　大竹)

山神　叢迫尻の上に有　八幡　叢迫の向、山下に有　大將軍　山根

藥師堂　宮内神宮寺の末庵。此山上に吉備津彦の鏡とて大なる石有、故に鏡石山安樂寺と号す。天正の比建之。神宮寺の隱居所なり、近き比は老僧もなき故に無住なり。貞享の比、備中より圓龍院といへる山伏來て此邊の寺院四つ堂迄、毎夜念佛を申歩けるを、村の者とも殊勝の事におもひ、此庵にすませけるか、其より三代目右近と云者早世しける故、寛延の比より又々無住になり侍る。』

宮殿の下屋敷と云所有、所々に宮氏の古城地有、しかれ共當村に宮氏の城跡と云(所を脱せるか)なし、いつれの宮氏の下屋敷にや。常村と當村の境に古城地有、日熊山と号す、當村の分を西の丸といひ、常村の分を二ノ丸と云、近比迄事有し所にや。此邊の田畑を耕作する時ハ鏃或は鎧のかな物なと出るといへり。此山の麓當村の方を安松と云。田の畔に古き石塔有、日熊殿といふ、延文元年十一月四日と有、其外の(文字の二字を脱せるか)見へす、主の字漸に見へ侍り。瘧虫齒なと煩ふもの祈願するに驗有、故に香花不絶。城山のふもとに首立場、堀の内なとゝいふ所有。

下安井村

神社拾七ヶ所

生土　艮大明神　社貳間四面

生土　八幡　社貳間四面

荒神九ヶ所　門前　ぬしや　會下迫　藤岡　かしわ　ひやうき　大森　沖　拔湯　山神貳所　下迫　藤岡　天神　山迫　櫨現　椋木　妙見　めうけん

巫神　大森　かしわ　觀音堂　三間四面　いのこ　毘沙門堂　ナカ　地藏堂　阿彌陀堂貳ヶ所　大もり　坊迫　四つ堂　五ヶ所

安養寺といふ寺跡有、此所に神(宮か)内村龜地山の城主小野々宮代々の石塔有、此所の百姓五兵衛と云者、我か地内の事故墓廻掃除し、石塔崩れ倒れさる樣にしけるか、身上零落して屋敷を沽却しける以後、茫々たる郊原に石塔崩れ倒れて有之。近比迄、安養院白堊(蘆品郡志には白壁とある)昌純居士と云石塔文字幽に見へけるか、今ハいつれ共不知。

服部蛇園へ越山道に、樴の神と云、松貳三本あり、それより少し登りて天狗の腰掛松と云有。

備陽六郡志『外篇』

（校訂者曰ふ、上記中『外篇』は原本に無いのであるが、著者手記の表紙題目に依り之を加へる）

安那郡之一『目錄』

（校訂者曰ふ、原本には此の「目錄」の二字は無いが加へておく）

上加茂村　一丁
下加茂村　二丁
中野村　四丁
粟根村　五丁
道上村　七丁
德田村　十丁
八間屋村　十一
十九間屋村　同
十三間屋村　同
川南村　十二
川北村　十七
平野村　廿二

備陽六郡志

安那郡

上賀茂村（上加茂村）　従福山二里十四丁

神社
生土　幅大明神　祭禮(原本何の記入もない)
新宮大明神
黄幡
大歳神
荒神三社
番神

四ツ堂四ケ所　大聖寺　地藏　閻王寺　同　多田　地藏
往古賀茂村上下に分たす一か村にて、寶幢寺を名主庄屋として貢稅を沙汰し、統ての掟ヲなし、役僧七ケ寺有、是を加茂の七房と云へり、其跡に四堂を建て小名となれり。所謂上加茂村大聖寺、閻王寺、下加茂村迫之坊、西之坊、元法寺、傳法寺、德圓寺是なり。

下加茂村　従福山二里十四丁

古城壹ケ所　せうと山、毛利家領國の節、宮入道正味居す、其先小藤美作守、城を築けるゆへ、セウトウ山と云けるを、其後小戸山と書謬れり。

神社
生土　倉大明神　祭禮(原本何の記入もない)

右は加茂上下ともに芦原むら加茂大明神を生土としけるか、近き比より加茂上下ともに氏神を勸請し侍る。

社司　石井因幡
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人

生土　艮大明神　祭禮(原本記入缺ぐ)
妙見　辻ニ有。石花表を立て妙見尊と額せり。隨神門有。神殿は寛延元年之秋、大風に吹倒されて、御神躰は隨神門に入奉りて有之。拝し奉るに佛の姿にて三躰の木佛有、妙見大菩(菩薩)の尊像なるへし。しかるに楠高の二命(フタノミコト)石の二柱ふとしき建ぬれは八百万の神の内にては御座(オハス)ならめと、さなから、それ共極かたきにや、妙見尊と篇(扁か)しけるハ斷(道理の意か)なり。神職岡田丹後とかや、烏帽子かつき、笏をかまへて出來る故、この御神は明神にや權現にやと尋侍れは、是は妙見神と申候と答ぬ。幷の御前に幣帛をさゝけ、花表を建ぬれは両部の佛道も有にやと腹をかゝへ侍る。

山王權現　丁に有
天神　辻に有
妙見　宇臺に一か所有
貴布禰　小明に有
黄幡
龍王　小戸山に有
荒神貳拾三社　宇代　辻　小明　丁四社　倉田　菅原
四ツ堂七ケ所　搖地藏(ユルキ)　石州街道に有、四ツ堂の外に高サ壹丈計の石に地藏を彫たる有、弘法の作といへり。
元法寺　十一面觀音　聖至觀音山上有故　索(素か)麪屋　地藏　德圓寺　藥師　欠迫　地藏　六齋堂　地藏
寺貳ケ所
眞言宗　寶幢寺　中條廣山寺の末寺なり、本尊地藏。
淨土新(眞か)宗　正福寺　元祿のころ、御調郡より當村へ移し侍り。
桃谷村へ越街道に錢瓶石といへる大石有、道狹き故、往還の障と成ゆへ、石切にきらせけれは血流れけるとそ。
聖觀音　山上へ拾丁ほとのほる、故に空觀音と云。山手村萱野龍藏寺の觀音と同作一木の觀音なりと。此所の巖に石花殻付て有之。太古此所も海なりけるにや。
古城壹ケ所　勝渡　城主　宮入道正味

同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人
同　右　同　人

社司　岡田丹後

中野村　從福山二里廿丁

神田壹反壹畝八歩有。當村古來より芦原村加茂大明神、八幡を生土とす。尤小社貳拾四ヶ所有。

拂人大明神　坂本大明神　貴布禰大明神

右何茂小社なり、此外貳拾社共。

社司　石井因幡

辻堂四ヶ所　中嶋前 地藏　竹ノ下 觀音　高木 地藏　たゝん堂

虛空藏

古城壹ヶ所　天神山

粟根村　從福山三里八丁

神社五ヶ所

天神　社司　石井因幡

山神　同　右　同　人

荒神三社　同　右　同　人

寺壹ヶ所　禪宗　清江山　大林寺　備中重源寺の末寺にて佛通寺派なり。開山千畝和尚。後花園院の御宇、文安の比の開基なり。千畝長祿二年ニ寂す。鐘有、銘曰。

簨簴新ニ鑄　莊嚴ノ道場　晨響キ有頂ニ　暮聞ニ北邙ニ　遠ク感ニ春景ニ　花飛蝶忙　楓橋ノ夜色

月白風涼　起ニ祇園昔ヲ　吼ニ豊嶺霜ニ　諸行無常　治ニ煩惱ノ狂ニ　是生滅亡　坐ニ涅槃床ニ

寺門柱礎　共ニ金質ニ强　法王壽齡　與ニ妙音ニ長　檀信皈服　國家榮昌

正德五年　現住雪岑祖庭謹誌

四ツ堂四ヶ所

神社　右五ヶ所之外有之といへとも、皆御公領之分にあり。芦原村加茂大明神を生土とす。

御公領分に妙永寺といへる日蓮宗の寺有、往古芦原の城主窪田氏代々の位牌有、釼木瓜の内に三巴の紋を付たり。

普光院殿宗傳日防大居士　窪田周防守　曆應二年

永縫院殿宗春日清大居士　窪田縫之丞　文明元年

蓮入院殿宗永日雅大居士　窪田縫之丞　應永十八年

古き過去帳有、蓮入宗永永譽宗春と記せり。村老曰、往古淨土宗の寺なりしか、兵乱打續て慶長の比迄斷絶しける所に、一乘院日圓再興して法華宗の寺とハ成ぬ。日圓ハ寛永中に遷化せらる。右窪田の末流は芦原村の庄屋善十郎なり、善十郎屋敷を金剛寺といふ、是も寺跡なるよし。

道上村　從福山二里十四丁

寺貳ヶ所

眞言宗　高木山　護國寺　中條廣山寺の末寺なり。本尊釋迦。

淨土新(眞か)宗　清曜山　淨光寺　福山最善寺の末寺なり。

鐘銘

伏惟、爲ニ釣鐘之德ニ偉也、至哉華鯨ノ金文、事々因緣不レ少、經金光、朝皷ニ出妙聲ニ、暮至ニ三千大千世界ニ、能滅ニ三途極重ノ罪及以人中諸ノ苦厄ニ、譬如摩尼尊春天音中諸ノ聲聞四諦法、是得地前四十心、秋冬證二地、益彼罽賓吒王釼頓ニ空、唐季主王累械忽脫、雲門其例據不レ可ニ勝計ニ、蓋淨光當精舍、欲レ鑄ニ梵鐘ニ、享保十一午ノ曆、仲秋之候、俄然而發レ願、頻而化ニ廻諸方ニ、而勸ニ一紙半錢ニ、金銀銅鉄鉛錫白鏐、積ニ其功ヲ、明年春二月下旬、初火官冶工差レ肩而集、勵ニ鑪鞴ニ、謠音動ニ天地ニ、參詣成レ群而無ニ立錐ノ地ニ、調鐘祈求之僧者如レ星、讀經梵唄響ニ乾坤ヲ、稱ニ名口文滿ツ山谷ニ、可レ知天人聖衆ノ來臨、豈ニ疑レ之哉、三行四方能相整、而奮ニ鎔範ヲ、終ニ設ニ萬鈞ノ一鐘ヲ、將ニ新成以備ニ晨昏ニ、且ツ鳴レ之則驚レ衆ヲ、摧ニ伏魑魅ニ屈ニ伏魔外ニ、三寶爲レ之征(証歟)明、諸天爲レ之擁護、國家安穩、佛法王法之法器也、云爾、銘ニ曰。

清曜山月　妄夢雲晴　道依ニ敎化ニ　寺以レ法鳴ル　囊籥之設ケ　寶器新成　信ニ二九ノ誓

稱ニ六字名ニ　諸天常護　磨ニ碧瓦甍ニ　尊卑連レ歩　老若存レ誠　四海安泰　國家繁榮

備之後州安那郡道上村　清曜山寶鏡院淨光寺什物　願主　當寺三世沙門　知觀

享保十二丁未春二月廿日　冶工　渡邊忠左衛門

神社拾九ヶ所
生土　岡山大明神　權現　滄道　天王　西宮八幡　黃幡
四ツ堂四ヶ所
虛空藏堂　岡崎に有。

德田村　從福山二里

水野家の時代迄、曾禰原村と号す。
神社拾八ヶ所
天神　八幡　權現　大將軍
大明神　往還に有、生扳(ヘヌキ)大明神と云、金輪際より生扳たる石なりとそ。
荒神三社　小社拾社
辻堂五ヶ所
寺壹ヶ所　龜居山　觀音院　寶泉寺　眞言宗　草戸、明王院の末寺なり。

八軒屋村　從福山二里

荒神壹ヶ所

拾九軒屋村　從福山壹里拾八丁

四ツ堂壹ヶ所

拾三軒屋村　從福山壹里拾八丁

荒神壹ヶ所　四ツ堂壹ヶ所

社司　佐藤右門
荒神七社　十二神五社

社司　德永筑後

社司　下加茂岡田丹後

川南村　從福山壹里十四丁

寺貳ヶ所
日蓮宗　法晶山　妙立寺　京都本法寺の末寺なり。(此所鐘の字を脫せるか)銘。

蓮宮鳴鐘者、欲下警二唄僧之六時一覺二衆生之迷夢一、折二嫌貪之鋒一、斷二煩惱(惱歟)之縲紲一、敷二法音一、啓二延善根一、使中レ人々解二四諦之法一、各々開二三觀之心一也、如レ此則像教不レ墜、而叢林長榮、煩惱業人爲二菩提心一者、諸嘗倏破、惠日鴻明乎、嗚呼梵宇不レ可レ有レ無二華鐘一、宜哉、備後安那郡法晶山妙立寺者、長安城東、本寶寺日親上人艸創、而佛法肇傳之靈場也、魔風隨レ吒滅レ灯、雷雨奕レ世壞レ堂、蓬艸埋レ礎、苔蘚登レ壁、金像無レ殿、緇僧無レ床、我師日傳辭レ世歲、來レ自二關東一、欲下建二廢寺一嗣中絕法上、雖下訴二于郡司一聞二于太守一、受二棟梁之施一、終匠塗之工上、然未レ有二鋪鐘一、某願望如下朝飢待中飧式上爰有二緣檀越響應一、無緣氓隷鱗萃、金銅山積、鳧氏雲會、放二回祿於天地之爐一、扇二蜚廉於陰陽之炭一、金銅湯湧、以赫々燄烟霞橫、以綿々凌厲四荒、彫煥八窓、天道地脈無レ不レ輝也、爾其蒲牢矯レ首、鯨魚振レ尾、以鉉索引揚懸二花樓一、而迭撞鍧々、振二於天上一、隱々響二於地獄一、須彌爲レ之動搖、龍宮爲レ之愼恐、杜夔不レ可レ毀、張永無レ所レ鑿、而單念成就功德、不レ可レ朽、是故作レ銘、其詞二曰。

法鐘撞ヲ初テ震二宇宙一　傳レ號苦海警二衆生一　金獅吼レ枕睡魔伏　銅雷出レ樓惡鬼迷
雲拂拭六道豁レ暗　氷消二邪氣一三寶明　萬籟皷中何爲レ處ソ　山鳴谷答八面程
春秋不レ用蓮華櫻　凡聖夜午知二時更一　永年利益暢二餘聲一　無量罪障每レ聞滅シ

延寶八庚申曆仲春吉日

現住　日東謹誌
功德施主　豐岡照峯
奉行　甲奴郡上下村　小森勘右衛門正森

淨土新(眞か)宗　藥上山　以前ハ祐佳山ト号　光蓮寺　京都本願寺末寺なり、神邊町內に有。鐘有。享保の比、門を建けるか、聊の事ありて開事ならす。開山了波、寬永の比創建す。

鐘銘曰

備之後州、安那郡神邊、藥上山光蓮寺者、龍谷之直末、專修念佛之靈窟也、堂殿法具雖二悉成就一、

花鯨一器久焉缺如、當住務某遺憾不少、故集諸檀法施、鎔鑄梵鐘矣、以昏晨撃之、日光鋪地之夕霜露滿天之曉、聖衆雲集、杻械氷消、滅罪也生善也、偉哉德用至哉、廼銘曰。

神邊勝地　光蓮梵宮　佛日增光　義天朗空　茲翕檀施　新掛銅鐘　婆娑敬禮
聽者圓通　二六警物　五々啓蒙　聲傳虛谷　響乘晩風　往還並利　信行俱隆
村家安泰　福德無空

延享四年三月七日於丁谷鑄之　備後國安那郡神邊川南村　藥上山光蓮寺　釋麟州閑嶺謹誌

元藤沼　古此邊は海にて、其後沼になりて、今ハ川北、川南、十九間や、十三間や、德田に徑(經か)りて渺々たる深田となれり。

いかり山、片山なとの山上の岩に、石花殼取付て有之。

碇山の觀音　元藤沼の中にあり、誰の開基といふことをしらす。鐘銘曰。

上略　于茲福山城主水野美作守家士澤傳左衛門、此鄕窄人後、夫妻同誓、欲新鑄洪鐘懸之錠(碇歟)山頂而合鄕之之塞矛聞而皆忻捨財助之、鐘己潰乎成矣、乃至沙門某甲請余作銘、々曰。

鐘之爲物　內空外円　円法界形　空無有邊　空不離有　有不離空　空有不二
名之爲中　即便爲名　三点秘藏　大士三昧　其德無量　早曉一撃　睡魔忽摧
諸佛菩薩　不來而來　地獄餓鬼　畜生修羅　一聞脫苦　解枉脫枷　此有信士
新鑄而懸　此其功德　實莫大焉　物之堅强　莫如金銅　願其功德　與鐘無窮

享保三年戊戌中夏日　前住　西福寺　秀範　謹誌
施主　澤傳左衛門直知　同妻　品

藥師堂　紺屋町に有。
四ツ堂　江戸谷　正觀音地藏一宇　地藏一宇　丁谷　地藏　片山　地藏
極樂寺　川北龍泉寺の末庵なり、杉原の時代にハ大地なりけるよし。
神社
神邊大明神を川南川北両村の生土とす。
艮大明神　江戸谷に有　(社司を脫するか)　長迫左近

王子權現　いかり山に有　小社之分、社司長迫左近、中島因幡、平佐宮內守之
八幡二社　丁谷壹社　碇山壹社
荒神　丁谷　江戸谷　錠(碇か)山　紺屋町　片山
十二神　黃幡　龍王

當村と千田の境に湯坂と云所有、福山への往還也。此所、東の方を首立場と云、杉原時代の磔場なり。

江戸谷　水野向州神邊へ御越之節、江戸より御供の面々此所に被指置しゆへ。斯名付ると。又江戸谷にハ非す、丙谷(エトタニ)、丁谷(ヨウロタニ)なりと。

丁谷(ヨウロ)　紅葉山の搦手なり、江戸谷、丁谷ともに池所なり。

神邊　西國九州の驛なり、十日市、三日市、七日市と三町に分ち、上十五日川北、下十五日川南宿用を務、本陣川北に有。

神邊より今津迄、三里三十五丁貳拾間
同　高屋迄、壹里貳十四丁三拾間

川北村　從福山壹里十四丁　新屋萬次郎

神邊驛　本陣
御茶屋　三日市に有。
神社
生土　神邊大明神
祭禮(原本記入なし)　水野公の御代、神樂料を被獻、御代參も被立しか共、松平総州公の御代より相止。當社の社司ハ吉田家の雜掌鈴鹿周防守と由緒有之、宮內か父をは鈴鹿右衛門太夫と号す、聊の事有て平佐と改む。
八幡　平野境、城山に有。
青龍大明神
小白大明神　秋丸に有。
ダツアガリの宮　かけに有。
夷　御茶屋の前に有　平佐

社司　平佐宮內
社司　右　同人
社司平野村　長坂左近
同　德田村　德永筑後
同　長坂左近

荒神五社　返り谷二社　平佐　西福寺脇　同　元藤　長坂　七日市　平佐
天神　平佐　此外小社不残　平佐

寺四ヶ所

淨土宗　見佛山　万念寺　知恩院の末寺　開山願譽休閑和尚　開基の時代不相知。福山の城成就之後、證譽上人（川南村の産父別所宇俊）當寺を福山へ移し、佛見山大念寺と号、其跡猶殘て繁榮し、寛延元年本堂を再建す。往古は九州往還、かけの橋より當寺の前へ通りしにや、大閤、九州御下向有て御歸陣の節、當寺へ御腰をかけられ、呂紀か筆、蓮に鴛鴦の（クワ）壽弐幅を給ふ、今ハ大念寺の什物となれり。

淨土新（眞か）宗　角岡山　光行寺　福山光善寺の末寺なり。福山の城成就の後、福山へ移し、今の光善寺是也。

曹洞宗　新宮山　龍泉寺　古往龍興寺と号す、福山龍興寺の末寺なり。此寺もと會下が窪といふ所に利山道器居士（俗名不知）と云人の建立にて、開山祖堂和尚なり、時代いつの比と云事をしらす。福嶋正則の家臣福嶋丹波、紅葉山城主の節、此返り谷と云所に移され侍り、元和年中、水野勝成公當城へ御移之節、三州より泉龍寺を被召連、當寺を宿坊とす、福山の城成就の後、本堂方丈ともに福山へ引て慈雲山龍興寺と号す。前丹州清閑道徹居士と云位牌有、則福嶋丹波位牌なり。庭前に櫻の古木有、前住雪天和尚南都の車返の枝を持來て接穗にせらる。神邊の車返と稱す、加賀の月坡和尚、西國行脚の節、花盛に一宿して

曾不二白雲一知二此閑一四隣裏（ワンデ）レ寺住二寒山一昔年只恨栽レ花得、吹送春風滿二世間一。　庚子之春題龍泉寺花　老臥佛

眞言宗　普門山　西福寺　草戸明王院の末寺なり。福山の城成就の後、福山へ移す、吉津胎藏寺是なり。

藥師堂　七日市に有、白河院御建立之由棟札あり。往古繁榮の所なるらめと、今ハ纔の一宇となりて殘れり。立烏帽子著たる束帶の像一軀、裝束したる婦人の像一軀、七條の袈裟掛たる僧の像一軀有、いかなる人の像といふ事を不知。　堂守　山伏、大仙院。

四ツ堂　返谷　地藏　万念寺脇　地藏　かけ　阿彌陀　秋丸　地藏

紅葉山　古城地にて山上に石壘殘れり、山名宮内少輔築之。天文年中小松内大臣重盛四代の孫、杉原伯耆守光平の末孫、杉原宮内少輔忠理、當城の主にて尼子晴久の旗下なり。周防國山口義隆の命にて家臣陶中務少輔隆房を大將にて、毛利元就嫡子備中守隆元、二男吉川治部少輔元春、三男又四郎隆景、平賀太郎左衛門隆宗、都合一萬五千騎、天文十七年六月廿日神邊表へ出張し、日夜せめけれとも地利嶮難に、將々（兵か）剛強にして千五百人こもりけれは、たやすくせめおとしかたし。平賀隆宗ハ忠理に自分の遺恨あれハ年月を經るとも隆宗一身の智略をもつて當城を責ぬき、恨を散すへしと申に任せ、諸軍を扳、歸陣せらる。平賀ハ曾禰原に向城を取、度々せり合けれとも勝負なし。同十九年十月、隆宗、杉原に云送りけるハ、足下とそれかしゆへ、諸卒をくるしむることと本意にあらす、御邊ハ中國第一の精兵なれハ、我貴方の矢をうけて運を天に任すへし、運つきて矢さきに死すとも、うらみなし。もしあたらすハ、すみやかに城をわたさるへしと云おくりけれは、杉原同心して、たかゐに神文をもつて約し、すなはち十三日の夜、両將城の中間に出、平賀ハ床机に腰を懸て居たり、杉の原矢二筋をもちて出、両將の間を去ること六拾間余、忠理一のやをはなつ所に、隆宗か太腹にあたるといへとも、鎧よけれハ、いたむことなし。二の矢をたかく射させんと思ひ、隆宗立あかり、今の矢は二間はかり下りたりと云。忠理口おしくおもひ二のやをいけるに、かふとの天邊をかすりて射越ける。則約をたかへす、十四日に城をわたし、杉の原ハ雲州におもむき、平賀ハ城をうけ取て本望を達しける。そのゝち忠理、毛利家へ降參し歸城を願ふ。元就、平賀にことわり、弘治元年忠理再ひ城主となる。同三年三月忠理卒す、實子なし、仍之元就の命にて忠理四番目の家老杉原播摩守盛重を以て家督を續しむ。盛重ハ中國無双の勇子なり、伯州泉山の城主行松入道卒す、德松、松千代とて両人の男子有。盛重彼後家に嫁し伯州を可治と下知せらる。神邊にハ家の子數多殘置、伯川元春、小早川隆景に隨て九州におもむき、大友宗麟と對陣す。神邊にハ所原肥後を留守せしむ。しかるに備中國藤井能登守入道皓玄、大江田隼人亮、尼子に一味し、其勢五百はかり同年八月三日の夜、城中にせめ入、無勢なれハ、ふせくあたはす、肥後、盛重の二男彌次郎景盛を引具しおち行。仍之皓玄、城を乘取打したかへんとす、そのゝち肥後人數をあつめ神邊へよする所に當國の住人楢崎三河守貞長、肥後に力をあはせせめけれハ、皓玄散々打まけ皓玄か嫡子打死す。肥後ふたゝひ城を取かへし會稽の恥を雪く。天正九年已十二月廿五日播摩守盛重、伯州八橋にて卒す。嫡子彌八郎元盛家督す。景盛に領地を分る事微少なりとて甚うらみ、家人菖蒲左馬と心をあはせ、同年十月元盛を打て注進しけるハ、兄元盛事、秀吉へ一味仕候故討取候由、しかれとも景盛か惡逆露顯しけれハ、香川春繼におほせて雲州佐陀の城にて景盛をうたしむ。右に仍て神邊の城、伯州八橋の城共に毛利家へ被召上、盛重か三男少輔五郎に三千貫の領地をたまはり名跡とす、杉の原本知七千貫なり。扨神邊へハ毛利の家臣交代して守之。慶長五年毛利輝元、石田三成に一味ゆへ、備中、出雲、伯耆、石見、安藝、備後を被召上、周防、長門はかりを給り、藝備は福嶋左衛門太夫正に被下、正則の臣福嶋丹波、神邊の城主たり。元和五年正則信州川中嶋へ配流せられ、同年水野日向守勝成公、當國にて十万石御拜領、和州郡山より移り給ふ。當城御取立御居城に可被成處、北向の城は不繁昌之由、仍之福山の城御築、御移被成候由。神邊大明神より東の方に屋鋪地アリ、是則盛重屋敷跡なり、昔の井あり、秀吉公九州御下向の時、万念寺へ御腰を被掛しといへとも、たしかならす。万念寺の前に街道有て、かけの橋を渡る也。むかし、

この所、城の追手筋にて神邊町の後ハ堀にて、當時五六尺も堀ぬれハ下に石垣の切石有、此邊を堀田と云、城の追手に寺ハ有ましといへり。又万念寺屋敷と云所外にもあり、此所いふかし。龍泉寺の前に天德寺畑と云有、畑の中に茨少し生茂りたる所有、是則寺跡なり、里俗誤て天德神といふ。備中矢掛、横谷東正寺の末寺天德寺といへる寺、此所に有けるか、福嶋正則領國になりて播州へ引、そのゝち大坂天滿北寺町へ移て天德寺と号して今に是あり。

平野村　從福山壹里廿丁

寺壹ヶ所　眞言宗　龍池山　法樂寺　草戸明王院の末寺なり。

備後國、安那郡、法樂寺鐘ノ銘並序

福山東北一里許、村曰ニ平野一、山曰ニ龍池一、寺曰ニ法樂一、天長年中之艸創也、昔者祿領ニ二十貫一爵ノ名藍也、其後屢、經ニ回祿一、頻ニ有ニ興廢一、今住持宥海、駐ニ錫斯地一、幾四十有年奇矣、攻レ苦食レ淡、自損ニ衣盂一、興ニ起既廢一、締ニ搆大完一矣、寶永乙酉之春、新鑄ニ鉅鐘一、覆以ニ高樓一、乃囑ニ禪僧某一、爲レ作ニ其銘一、不幸ニシテ未レ幾、隨レ撃破裂、谷忽絕レ響、人悲レ斷レ聞、曾忽無レ不ニ嗟嘆一也、於レ是乎、宥海誓曰、吾心非レ席豈可レ卷耶遂乃簡ニ赤金一、再命ニ冶氏一、重ヲ事ニ鑄鑪一、而終潰成、實ニ正德元年辛卯之歲也、師之艱勤可レ謂レ勉矣、今年之秋來謁レ余曰曰(曰字愆か)洪鐘忽破、始甚爲レ憂、重鐘已成、今幸遇下和上住中于本山上、茆如レ有レ待、喜爲之發、盍レ請レ銘レ之、余謂前已有レ銘、何ッ重ヲ作レ之爲、雖レ然師之艱勤如レ此、而一言以無レ傳、則何以昭ニ示ニ後世一、此余所以不レ能ニ固辭一、而重爲レ銘也、銘曰。

如來說法　本是一音　八万四千　各解ニ異聞一　其功其德　鐘以類レ焉　早曉一撃　響動山川一　群類殊聽　幽明等絕　十方聖衆　不レ至而至リ　耶レ村耶レ鄉　頻爲ニ昏眠一　湯鍍劍輪　忽脫ニ倒懸一　曉誦夜禪　午齋早粥　以テ考以テ擊　淸心如レ沐　示打當長　使ニ苦有ニ間　制聞心起　功大利溥シ　令レ人轉レ頑ヲ　嗟鐘ノ爲レ用　一タヒ聞テ既爾リ　況鑄且鳴　一タヒ歷ニ耳根一　其益難レ度　如レ響如レ烟　因緣即空　是其ノ功德　斯妙音聲　莫ニ此ヨリ爲ニ已盛一　名レ之爲レ中　中道之聲　生ニ于因緣一　無ニ往テ不ニ已通一　非生非滅　上徹ニ蒼穹一　下入ニ黃泉一

乃至修羅　鬼畜人天　法界等救　取捨都忘　雲行雨施　永劫無疆

正德五年歲次乙未　明王院住沙門曇寂書　法樂現住宥海法印

寺中に大なる穴有。當村如此穴所々にあり、往古の滾穴(ツラ)なりと、不審し。西光寺、道淨寺などいひて小名あり、いつの比、斷絕しける寺跡にや。

神社

生土　八幡

生土　青龍大明神

龍王　戸の山に有。龍王ハ婦女の詣する事を甚忌給ふゆへに、何所にても山上に安す。然るに此龍王、戸の山の巓にましますゆへ、祭祀の便惡しとて、ちかき比、法樂寺の境内に下し奉りぬ。近年干魃之節、雨をいのりけれとも更に驗なし。延享五年の夏甚魃して作毛枯果んとす、地下の百姓とも他村をいさなひて雨乞を催しけれとも、他村の百姓とも前度この龍王へ祈誓しけれとも驗なし。此たひとても前々のことくなるへしとて同心せさりけれハ、地下の者とも社へ訴へけるハ、他むらのものとも云々の事をいひて嘲り侍る、いかに神なれハとて口惜とハ思召さるや、外聞にも侍るまゝ、敷地計へ雨を給れと乞けれは、則託して曰、我婦女を忌きらふこと甚し、何れの國にも女の通(カヨイ)なき山上に安せしむ、しかるに闕を不引して理不盡に低き所へ下し侍る、くじを引なは下るましといふことを、汝らすてにしれり、作毛の干損におよはさる方便ハ猶更知たるならんと有けれは、地下人とも甚あやまり奉りぬ。此たひの干損をすくひ玉ハゝ、もとのことく山上へ上奉るへしと、丹誠を懲し、いのりけれは、漸納受まし〳〵て雲忽起、當村はかり雨車軸をなかし、病葉則活し作毛大に熟しけるゆへ、早々山上に社を建立し、本の所に返し奉りぬ。

午(牛か)頭天王　名越に有　稻荷　同所山下に有　荒神六社
四ツ堂　名越　地藏　砂　同　古市　同　石田　同　足永　同
池九ヶ所　觀音池五ヶ所　道淨寺谷　名越　いざこ　ひじや
砂の橋　街道に有。長八間八尺、巾貳間　土橋なり。

社司　長迫右京
同右同人

平野村組頭屋吹磯右衛門傳來之書類

平野衆之內、屋吹八郎次郎事御家人望申之由言上之趣、遂披露、被成御心得候、以此旨可被申與之由候。恐々謹言。

六月十九日

弘中三河守殿
青景越後守殿

御家人望之由遂注進之處、被成御心得候。仍對隆著隆亘奉書進之候。向後之儀任隆著裁判可被馳走事肝要々ゝ。恐々謹言。

八月廿七日　　隆言（花押）
　　隆輔（花押）
　　隆満（花押）

屋吹八郎二郎殿

爲給地相計在所
田貳町五段　平野内
畠五段　同
田貳町五段　油（湯）野内
畠五段　同
以上田畠六町
天文廿年九月廿五日　　隆著（花押）
　　隆亘（花押）

屋葺八郎次郎殿

爲給地貳拾貫文分所相計也、坪付有別紙。彌忠節次第可加扶助之狀如件。
弘治三年二月九日　　元定（花押）

屋葺次良五郎給坪付
合

平野内堀ソへ
一、所田壹段六ケ歩　國近名内
同ハサマシリ
一、ゝ田壹段　小　同
一、所田壹段　同
同
一、ゝ田三百歩　同
屋敷ノ末
一、所田四反　此内小畠　稲光名内
同ウシロ
一、ゝ壹反半　内六ケ歩畠　同
井ノ内シリヒエヲ
一、所田九ケ歩　同
ぬく井
一、ゝ壹段　小田タイト　同
一、所田三反　大　散田
タカフチ
一、ゝ畠　小　同
坪クカ井シリ
一、所畠壹段　大　由（湯）野内
カイツホ
一、ゝ畠壹反　同
同ヒエタ
一、所田壹段　同
同
一、ゝ畠三百歩　同
クハラミソ、ヘ
一、所田壹段半　同

金代
一、ゝ田貳段大　同
丑寅ノ前
一、所田三段大　同
由野城ノ内
一、所畠壹段　同
平野
一、ゝ畠壹段　下人屋敷
同
一、所貳段内壹段ハ西　居屋敷
いちはの南
一、ゝ田壹反
以上
田數貳町四段小　三ケ歩
畠壹町　小屋敷共ニ

弘治三
二月十六日

肥後守　實里（花押）
加藤左衛門　家久（花押）

備陽六郡志『外篇』

（校訂者曰ふ、上記中『外篇』は原本に無いのであるが著者手記の表紙題目に依りこれを加へる）

安那郡之二『目錄』

（校訂者曰ふ、原本には此の「目錄」の二字は無いが加へておく）

湯野村　一丁
下竹田村　三丁
上竹田村　八丁
下御領村　廿一
上御領村　廿七
八尋村　廿八

湯野村　從福山二里

用水不自由なる村なり。砂の橋より壹丁ほど川上に高淵と云井手あり。此所に門樋有。下御領、當村出合て普請する樋なり。干魃の節は川北へ十五日、當村へ十五日水を取なり、此入用三分二ハ川北、三分一ハ當村より出す。砂のはいしの北、當村へ入込て平野村の地内壹丁餘有、小名を竹繼といふ。むかし杉原時代、竹繼次郎左衛門と云者、此所を領しけるか、聊の手柄を致しけれハ恩賞として夏中樟一抔の水を給りけるより、今に至て是を取。穐一からにて水を取事ハ、當村ハ勿論川北より咎る事あたはす。竹繼塚とて砂の橋の北、拾歩はかりも行て田の中に有、次郎左衛門塚ともいふ。

引手の水　杉の原の比の事にや、鳥居兵庫といへる鄕侍、下御領國分寺の脇、城の内と云所に居住し、下御領の内、向湯野と云所より當村内へかけて貳拾貫ほとの所を領す。上御領重政氏の娘を妻ニ迎けるか、往古より用水不自由成けるにや、舅より引出物として一夏に三日三夜つゝ用水をまいらすへしと約束しけるより、兵庫領地はかりへ三日三夜つゝ二度水を引ける。いつの比よりか、二日二夜つゝ二度水を引て一村へかくる事になりぬ。其間遠くして掘溝の墜費有といへとも、古來よりの毎例として如斯とそ。是を湯野へ引出の水共、兵庫水ともいふ。所の名にハあらす。

寺壹ヶ所　眞言宗　龍居山　東福院　松岡寺　草戸明王院の末寺なり。

神社貳拾八ヶ所

山王權現　神主　九右衛門　天神　小社貳拾六社

砂の橋より北之方拾歩計の所に荊棘生茂りたる所有、山名宮内少輔三嶋（ミシマ）大明神を勸請したる所なり、今は祠倉もなし。

四ツ堂七ヶ所

鳥居兵庫を神に祭りて、往還天井川の土手に社有、夫ゟ西の方を城の内と云。此所に矢田氏のもの有、則兵庫家來の末にて、宮守なり。

下竹田村　從福山三里

神社貳拾壹社

生土　八幡貳社　祭禮（原本何の記入もない）

石花表、享保中に立、三吉竪與七郎秀延と有。三吉竪氏の事、上竹田の所に委し。

艮大明神　同所ニ有　王子權現　梅谷に有　荒神　八幡の境内に壹所　梅谷二社　流田　轟谷。　大歲神　流田に有

釋迦堂　かどに有　阿彌陀堂　十念寺に有、寺跡なり　觀音堂　大師堂

四ツ堂　塔谷　地藏　山崎　同　梅谷　同　貳ヶ所　十念寺　同　大内　同　とゝろき谷　同　ふたみ　同

藥師堂　小津見に有

當村組頭文三郎ハ三吉丹後守か子孫なるよし、祖父の代より名字を最部と改む。丹後守尼子繁榮之節周防（原本二字程缺ぐ）郡之内を領しけるか、毛利の家の時當國へ移りける由。左之書狀を持傳侍りき。

御方給地相違付而去年以來氣遣申ゝ處于今不相調ゝ。然者今度至向目可被籠之通申達ゝ。一番ニ御請付長存候。蒙仰替地之儀如先給之年内ニ自下地可申付ゝ。自然　上樣被成御延引ゝ者我等所勤、賀茂、法成寺以公儀可申調之旨可遣置ゝ。此辻少も油斷有間敷ゝ條、可御心安ゝ。恐々謹言。

天（缺字あらん）十四

八月十二日　　神宗　四　元　忠（花押）

三吉丹後守殿

御方給地代所可有御安堵之内者我等領分以賀茂之内參十貳貫先預ケ遣しゝ。全有知行御馳走肝要ゝ。恐々謹言。

正月廿三日　　元　忠　判

三吉丹後守殿　　神宗　四

爲八朔之祝儀、櫓肴被指越ゝ、到來祝着ゝ。猶靜間可申ゝ。恐々謹言。

八月朔日　　盛　重　判

三吉又左衛門殿

返々用心儀油斷有間敷ゝ

杉原盛重ハ武勇に達したるものなれは、盜人穢多非人等迄も扶持し置れけるとなり。丹後守ある時、盛重へ被申けるハ、某、周防に罷在候節、藤井九郎助、同六郎左衛門なとゝ申穢多有之候き、彼等殊之外常之人と違ひ强勢なるものにて、御出陣の留守なとに

被指置候而者慥成ものに御座候、可被召呼哉と有けれハ、盛重甚悦喜にて、早速周防より被呼寄、平野村猪迫、上御領村八幡原居住させ、八反三畝之所、作得すへきよし被申付、町廻牢番等を勤させられけるとなり。備前より景山關助といふ穢多をも呼寄、九郎助同意に被差置。丹後守支配と極たる事にハあらね共、寄親の事なれは万事丹後守差圖にて相務む。杉原兄弟滅亡し毛利家も周防、長門両國計領し玉ひて、當國は福嶋正則の領國となり、神邊は福嶋丹波居城となりけれは、丹後守か嫡子又左衛門又々丹波へ申達し、以前のことく勤させける所に程なく福嶋殿滅亡にて又左衛門も牢人し、穢多共も作得をはなされける。先祖丹後守寄子の穢多ともなれは、又左衛門方へ年始其外共ニ相務む。于時福山の窄守三八刑罰に本庄村の所に委し行れけれは、又左衛門、九郎助、關助等か事を吹擧口入し、則福山へ呼寄られ、三八か後役に被申付。當時の穢多村、其節ハ漸、沼の固りたると云計にて、田地とも川とも分らさる所なり、先此所に可居住御扶持可被下との事也。神邊の通八反三畝の作得被下置候様にと、又左衛門混向相願けれとも、不叶して扶持人に被仰付。其時分ハ諸方共荒增の事にて、誰か支配、誰か差圖なとゝ極りたる事もあらされは、穢多一巻の事ハ又左衛門一己の捌となりて、九郎助、關助か住所を三吉と稱し、後は一村の号となり、穢多とも三八か後役ともいはすして、惣名三吉の三八と呼事になりぬ。又左衛門も何とやら名字いやになりて服部と改ける。當國の座頭とも服部氏の家にハ不吉祝言ともに配當取に不行ハ、服部又左衛門か家筋を穢多の頭と心得違たるものなり。艸戸明王院の鐘の銘に、奉行服部五右衛門と有ハ又左衛門か子に年玉を所俗八丈といふ（サレ）を持參し、祝詞を不レ伸は、外の禮をせさるとなり。然るに丹後守岡崎山の城主といふ符會の說なり。毛利家を窄て、文三郎か祖父なり。今に至て三吉の穢多共、每歲年始にハ文三郎方へ八丈古城壹ヶ所　王子山　城主　皆内左馬介

上竹田村　從福山三里

神社七ヶ所

生土　八幡

祭禮八月十五日

艮大明神　祭禮九月十九日

荒神　長福寺　内砂子　泰佐古　川谷　みたあち

神主　七兵衛

禰宜　北村對馬

禰宜　右同人

薬師堂　皷か岡長福寺と号す、本尊行基の作也。元祿の比迄四ツ堂にて山下の街道に有けれハ、或夜盜人本尊を負て逃んとしけるか、夜中堂の廻を巡りて程なく夜明けれハ捕へられぬ。そのゝち坪生の辻堂迄盜て行けるか、頻に腹痛して一足も歩事ならす伏居ける所へ、竹田のものとも尋來て取もとしける。是凡作にハ有へからすと再興しけるか、佛師蠹朽しける所を繕ひけるに、背に穴明たり、其内より櫛三枚、鏡一面、皷氏代々を記したる過去帳一冊出たり。皷の一族甚悦ひ早速一宇を建立し、安敞比丘を開基とし、今に至てゆたかなる庵地とハなれり。鐘、寶永七年鑄之。

四ツ堂　内迫　薬師　太田　同　永谷　同　赤迫　山崎のはな

上竹田村庄屋丹藏、下竹田村庄屋宇兵衛家系、先祖の感狀左に記す。先祖覺弁か具足、さし物等、丹藏方に有。系圖は宇兵衛方に傳來れり。感狀、書類、両家へ分て所持す。

皷山のはな　皷奥　薬師　泰迫　薬師

宇多天皇後胤佐々木秀義
- 定綱
- 經高
- 盛綱
- 高綱　佐々木七郎　三吉ト号　建久三年八月十五日備後國三吉地頭職ニ被補、比惠尾ニ城ヲ築住
- 義清
- 嚴宗坊
- 秀綱
  - 元秀　三吉太郎三郎
  - 秀清　三吉太郎左衛門　建武三年五月廿五日湊川ニテ戰功有、尊氏公御教書ヲ以テ備後國重永村地頭職ニ被補、文和四年東寺ニテ討死
    - 秀任　三吉太郎備後守　三吉右近將監　承久三年、後鳥羽院御謀叛ニ組シ、六月十四日京都ニテ討死　旗ノ紋吉ノ字ヲ給フ
      - 覺辨　少納言坊　康永二年四月十四日備後國同崎（トウサキ）城責ニ戰功有、杭庄、泉村地頭職ニ被補
      - 秀信　左近將監　高富庄一圓ニ被宛行
  - 秀方　三吉右近將監　高光　三吉亦太郎
    - 盛定　三吉左近亮　皷（皷か）ト号ス　覺辨死去ノ後、延文二年二月四日竹田村地頭職ニ被補、皷カ岡ニ城ヲ築居住
      - 秀時　左京亮
      - 清信　將監

秀守 三河守 大内義興方、永正八年八月廿四日舟岡山ニテ討死 ―秀成 三河守 天文廿年ヨリ毛利ニ從フ ―重秀 右衛門 ―義連 越後守 ―常秀 土佐守

常秀カ嫡子彌右衛門浪人トナリ、當時宇兵衛、丹藏カ父曾七迄五代ナリ。

感狀其外書類之寫

備後國三吉皷少納言房覺辨申軍忠事

右於當國同崎、爲大舘右馬亮殿大將、搆城郭楯籠之間、今年四月五日、發向彼城、警固搦手畢。仍同十四日一日一夜致合戰、其後連々抽軍忠、此條同所合戰之間一族令存知、就而追落大將大舘右馬亮殿、爰城主廣澤五郎、同五月十九日降參之條無子細者也仍而爲後證、欲賜御判粗言上如件。

康永二年五月廿一日　　僧覺弁

承申（花押）

御奉行所

（花押）

下　三吉小（少か）納言房覺弁

可令早領知備後國泉村地頭職 波佐竹四良二郎半申跡

右爲勳功賞所宛行也者守先例可致沙汰之狀如件。

觀應二年二月十五日

右尊氏の御敎書薄墨なり（朱書）

於備後國尾道城、去廿二日合戰之時、致軍忠之條尤神妙殊可從申京都之狀如件。

觀應二年八月廿五日　　賴宥（花押）

三吉少納言御房

備後國石成上下城退治事、十三日致軍忠之條、神妙之至候、仍如件。

觀應二年八月廿五日　　賴宥判

三吉少納言御房

於備後國在々所々被致忠節上、殊被籠當城勝戸之條、戰功之至、尤以神妙ゝ。至恩賞者最前可申沙汰狀如件。

觀應二年十月十日　　賴宥判

三吉少納言御房

於備中國荏原高越城、自去十月廿九日迄に、同十二月二日、度々合戰、同十五日延福寺山合戰之時、被致軍忠之條、神妙之至候仍而如件。

正平六年十二月十九日　　賴宥（花押）

三吉少納言御房

御施行（朱書）

備後國泉村地頭職 波佐竹四良次郎跡 事、任去年二月十五日御下文、可存沙汰付、三吉少納言坊覺弁狀依仰執達如件。

文和元年十月三日　　沙彌判

宇都宮遠江入道

岩松禪師御房

著到（朱書）

三吉少納言坊覺弁

右者十一月十六日、自備後國、馳參當國、備前山口御陣以來于今惣領備後守相共所々在陣也、仍而著到如件。

文和元年十二月七日　　（花押）

三吉少納言坊覺弁申軍忠事

去年文和元十月、自京都御下向之時、令御供以來、致忠之處、山名左馬權頭打越備前前國取邊庄之間、被召向陣畢。仍令在陣到
備後國、御敵上杉修理亮以下凶徒等、依令蜂起、打越備後、可令御敵等退治之由、御大將御方被仰下之間、同十二月十三日、惣
領三吉備後守秀任相共、馳越備後國、同十六日、當國岩成上村於石崎河原、致合戰忠節者也。將又同廿八日、馳參備前御陣、令
在陣畢矣。
當年文和二年正月十日、備前國迫山合戰、備前備中兩國御方軍勢等打負、及難儀之間、大將御懸り候付、秀任入替、依致軍忠、
御敵等引退、同十五日、達于御敵沒落之期、令在陣抽忠節之上者、下賜御判、爲備向後龜鑑者言上如件。

文和二年正月　　覺　弁

備後國泉村（波佐竹四良次郎跡）事、任被仰下候旨沙汰付、三吉少納言房覺弁於下地ゟ也、仍渡狀如件。

元和二年九月十三日　　賴　宥　判

三吉少納言房覺弁申

欲早被經嚴密御沙汰被退小文十郎以下一族等非分濫妨任御下文幷御施行旨被沙汰付下地令知行備後國泉村地頭職（波佐竹四良次郎跡事）別通（一書に副進とある）

一通　御下文　觀應二年二月十五日

一通　御施行　文和元年十月三日

右地頭職者、覺弁爲勳功賞、所令拜領也。爰小文十郎以下一族等、任動乱之隙、打入當所、令濫乱（一書に濫妨とある）之條無端（一書に無謂とある）次第也。爰惣領三吉備後守秀任爲御即位料（一本斷とある）足使節下向之由、令同道之上者、於御前御沙汰被成下、御判御教書爲被退彼濫妨人言上如件。

文和二年十二月

高商（一本高畠とある）地頭分内つゝみ田畠事

合者　諸免田半ふみそ代共
三段小色々除、同六升免共

一、田壹町壹段六十分内

殘七段三百分　米田四反　殘田三反三百分

一、畠五段内

一反　藥師堂免

一反　やしき

殘三反分六百入夏秋

右件田畠事、つゝみ將監爲名文依行被申間、相賀三郎右衛門方儀淸爲本渡申也。年貢諸御公事以地下引懸可被沙汰至申依仮狀如件

梅谷伯耆守
兼　秀（花押）

康正二年六月廿五日

つゝみ將監殿

向目立花可被籠通申達候所ニ、一番ニ御請付畏入候。蒙仰替地之儀、如先給候。年内ニ自下地可申調候。自然上樣被成御延引候者、我等所勘之内、加茂、法成寺分公儀可申調候間可進置ゟ。此辻少も油斷有間敷候條可御心安候。恐々謹言。

天（缺字あらん）十四　八月十二日　　神惣四元忠

皷宮德丸殿

今度立花表高鳥居被取懸候處、中野神助被討取候段無比類候。至御本陣遂注進候條、則可被成御褒美候。恐々謹言。

九月朔日　　神惣四元忠

皷右京亮殿

御方手口之儀被相煩之由唉止存候。渡海之以後節々可申之處、取籠候故無音申候。涯分御養生肝要存候、猶矢孫可被申候恐々謹言。

十二月廿五日　　神惣四元忠

前廿五高鳥居取崩候刻、最前別而被碎手、中野甚助被討捕候御高名之次第、感心無極候。則遂注進候條定而可被成御感候。恐々謹言

天十四　八日廿七日　　統虎（花押）

皷右京亮殿

去十六日敵相動候處、於七日市面殊鑓下之矢、粉骨無比類候。任本意可褒美候。彌心懸肝要候如件。

天文十八　卯月廿二日　　理興（花押）

皷又二郎殿

被屆神妙候。任本意以五領内拾貫可遣候。彌堪忍第一候。每々心懸可給候、かしく。

十一月十九日　　理興

皷又二郎殿

於去八月八日伯州日野郡江尾要害、敵一人討捕之候粉骨之段感悦無極候。彌可抽忠節者也。仍感狀如件。

永祿七年九月十六日　　盛重（花押）

皷右京亮殿

長々詰ゐて辛勞存候、殊荒村（一本井尻村）ニ至候時、地下人等敵心之刻、無二之覺悟、於天滿茂存分共□□□由祝著候。何分驗而爰元へ可越候、可加扶持候。尚馬屋原善三へ可申候。謹言。

卯月八日　　盛重

皷右京亮殿

今度於豊後表、及合戰之刻、敵數輩討捕無比類働感入候。當分爲褒美一腰遣之候。子孫至可申傳狀如件。

元龜元年十一月二日　　輝元（花押）

皷主膳との

至備中尼子取出厩存分之由、尤珍重ゐ。連々御入魂之事ゐ間此砌彌御馳走憑入候。猶通賴可有演說候。恐々謹言。

十二月七日　　山名宮内少輔殿　　氏綱（花押）

御狀得其心候。味方中々儀懇承候。次此方發足之次第尋承候。九州調略彼是兩人可申候。恐々謹言。

八月廿九日　　義隆（花押）

楢崎彦次郎殿

上意至于其表、法成四直御座御入洛之儀、輝元頓而御憑候處、則御請、仍之當方迄被陵遠境馳走可申由候歟、此以前越賀一和北國無別義申付、來秋可打登調略無油斷候。此時節不斷取逢（逢の字々格不明或は遁か）輝元、於五畿内上意供奉被申御入洛肇竟方工夫可有候。口注未申屆候。輝元依來札、令馳一翰、猶復可有口上候。恐々謹言。

六月廿一日　　謙信（花押）

小早川左衛門殿

皷先祖之覺

姓者近江源氏、紋者吉之字也。

一、曾祖父皷三河守秀守と申もの、去永正五年將軍義植公御歸洛之時供奉仕、同八年船岡山合戰ニ討死仕候以後、其子秀成管領大内屬申候。然天文廿年九月朔日、至義高卿賊臣爲陶尾張守高房、長州深川於大寧寺御生害。仍之毛利元就、義高卿之爲吊合戰被揚義兵、同廿三年九月十五日、藝州於折敷畑、元就高房與、被及一戰候砌、秀成父子、元就ニ屬、武勇勵申候。于時弘治元年十月晦日之夜、同國於嚴嶋、終被退治候。其後雲州尼子之一族被責、隨元就、彌勢盛ニ而、中國之諸侍皆悉毛利家ニ依靡候。自是秀成義茂、永毛利之幕下ニ屬申候。

一、秀成嫡子皷主膳正就成、天文年中ゟ武功仍及度々、元就感賞之餘、永祿五年四月廿八日、諱之賜一字候。元就逝去之後、輝元公仕、文祿年中、高麗陣之時、秀就卿之御供にて朝鮮國渡海仕候、二男皷左門成時、天正年中、小早川左衛門佐隆景卿に屬し、豫州金子城責之時、先登進討死仕候。

一、就成男女五人持申候、嫡子者則私ニ而御座候、二男皷平次郎守時、三男皷庄藏重種、四男者藝州御本山之寺僧ニ而覺良と申候

一、五者女にて上里左源太實重ニ嫁申候。然ニ就成、慶長五年濃州關原一乱之時、八月十六日、攝州於大坂、風病ニ而相果申候、

此刻石田治部少輔三成、一身之大小名悉死罪流刑被行候故、輝元公にも御領國良減、纔、防長二ヶ國と成、長州萩へ依被移候。此節私兄弟浪人と罷成申候。尤系圖、感狀、御下文、御敎書于今至私所持仕居申候。今度御領國居住之毛利家諸浪人由緒御尋被爲遊候付、私儀茂乍恐書付差上申候以上。

慶長五年十二月　　皷兵太夫成兼

右者今度福嶋左衛門太夫樣御代官衆迄指上候扣。

急度申遣無事ニ輌迄著船之由大慶候。少手疵痛申旨大崎女番申來無心許候。誠今度者攝州於大坂仕寄所、別而尽粉骨候事一入頼母敷覺候。其上惣乘之刻、先登進無比類働、無其隱、彌福嶋丹波申樣、慥聞屆、猶以感入候。當分爲褒美正次之短刀遣候狀如件。

元和元年五月十八日　　正則（花押）

皷兵太夫殿

右の外、書類あまた有ぬれとも、文字さたかならさる故、書寫し侍らす。文字慥成分計、書寫しぬれとも、往古の文章ハ易簡にして文躰辨しかたき事有。

下御領村　從福山貳里十二丁

山伏　法道寺　水野公御代より　當御代迄例歲初御米を獻す。後深草院の御宇、三條右大臣藤原法道卿、寶治二年開基にて、釋迦如來、不動明王を本尊とし、後の山上に大山權理を勸請有て、則諱之字を寺号とし、愛宕山、華蔓（曼か）院、法道寺と名付られ、本山方の修驗寺也。貞享中回祿して傳來の什物、書類燒失して、杉原の墨付少々殘れり。

爲於兩度大峯入部辛勞分家來中山伏司之儀可被存候仍狀如件。

永祿三年五月　　盛重判

寶幢寺

爲寺領御領村之內拾貫之所以野付之旨可相計者也。

永祿五年（月も日も記入缺ぐ）　　盛重判

寺領拾貫之所御領村上下野付覺

馬のこ丁
一、田
梅か坪
一、畑
こみかと
一、田
皮たか後
一、畑
八幡の前
一、田
寺の前
一、畑
　田壹丁小
　畑七丁大

寶幢寺

橫山四郎右衛門判
本堂寺彦左衛門判
羽仁加賀守判
福井源五郎判

寶幢寺

一、大峯入部しんらうにそんしゐ。拾貫目ほうなうそうひ（いか）なく、まるらせゐ、かしく

永祿八年三月

如盛重一通家來中山伏司之儀無相違裁判可有之候仍如件。

天正十二年三月　　ほうとうし　五　いゐ

神邊にうせうせしめいはゝ、御領むらの內、晚分そういなく候。

天正十年五月　　寶幢寺　元　盛　判　　うしの歲　一　しゆ

右之外消息なと有之とも畧之。

今も除地なと有之哉と尋けれハ、水野勝成公御入國之砌ことの外堂饒に罷在候故、寄附の野付をも差出さす、たゝ山伏司獨禮の儀計願上候故、奇特の事に被思召、則願之通被仰付侍り。水野勝峯公御逝去以後撿地を備前へ被蒙仰、撿地奉行津田左源太へ件の書類差出し候得共、水野家の時たにも除地無之所、何そ此節可及沙汰哉との事にて、反古に罷成候と語りぬ。

神社貳拾七ヶ所

八幡　　社司　宮永長太夫

山王　　同右同人

荒神六社　十二神三社　齋神壹社　小社三社

夷壹社

國分寺鎭守の荒神壹社

一、寺壹ヶ所　眞言宗　唐尾山　醫王院　國分寺　草戸明王院の末寺なり。

備後國、安那郡、國分寺來由記

聖武皇帝天平庚寅歲、於扶桑六十六州、每州創一寺國分寺、蓋祈寶祚之永久也、當州下御領村國分寺其一也、山曰唐尾山、号醫王院、本尊藥師如來也、厥後回換一千之星紀、其中間不知幾番窪隆也、曾考其詳未相傳、疇昔祿領百餘貫、子院有十二也、永祿辛酉之春、罹兵火之災、院宇鞠爲之塲、于時神邊城主杉原播广守盛重、不忍觀其荒弊、乃命安那郡之民家、每家出錢若干、卒建仲堂七楹間、寄二十貫、以爲香火之資、其後慶長五年、福嶋左衛門太夫正則、領于安藝備後之兩州、稟性邪欲、概沒收寺社之庄田封戶、依之院宇頗頹圮矣、元和五年、水野日向守勝成公、當州之內領二十万石、鎰山塡海、新築城櫓、移置民家、祝号福山、公雖本有興建之志、締搆多事未遑及寺院矣、延寶癸丑之歲、霖雨超月、洪水橫溢、壞山襄陵、此時寺院悉以廢滅（滅か）、唯餘一堂、然水入堂內、本尊及十二神之像皆漂散而不知其所在、他日居人或山溪或田畝之間尋得其像、損壞雖甚、未曾失一尊、可謂不可測者也、院舍都廢無人於獻巾香火、二六年于茲、渺茫沙洲之中、唯在草堂存矣、爰有快範闍梨者、住于福田福生院、容貞魁偉、志氣宏放、頗有興建之志、余祖夫宥仙和尙、知其嘗、且郡奉行神谷九郎左衛門等咸曰、非師不足興其廢、於之乎、仙和上、迺命快範、捨彼福生主此廢寺、範云、先民有言、見義不爲無勇也、我何辭勞、即振一錫而來住矣、實延寶戊午之歲也、當屢廢之餘、室如懸磬（磬か）、櫓破漏月、砌荒生荊蘇、瀟條荒凉、使人悽然、範居然而坐、晨誦暮悔、未始怠慢、即誓曰、我心非石豈可轉乎、終以興復爲己任矣、此地低下、動則有漂溺之難、當古堂之正北、頗有靈塲（今寺地是也）背負蒼嶺、前則原野、右有幽谷、左則欝林、水回山根、清凉幽閑、實足稱勝地、範乃就地主某甲、以白銀十枚而價得之、於是、穿山塞谷、地平如掌、村之代官田中彌三郎者、好範之志、戮力助之、亦城主水野美作守勝種公、於神邊網付山、賜材木若干、且或就中條竹田等居民之山林之塞茅共□錢財（依盛重時例也）以助其費、於己未之歲也、範有本堂造建之宿意、時未至、因循不果、徒經十有三之春秋、于時範謁代官桑田杢右衛門、頻告宿意、杢忽諾而告有司、有司免以領內勸募之擧矣、於是、範不厭風寒酷暑、募化四方、集得錢財若干千、粗足興廢矣、範之告代官櫻井忠左衛門、乞城主賜好材木、（乞城主賜好材木の字惣か）忠元有信者、甚悅乃申城主、城主亦應乞、乃賜好材木若干人役若干、重平地廣界、東西三十有餘間、南北十有餘間、新建藥師如來堂一四方四間、

尋藥師如及十二神等皆悉新刻（今本尊等是也）涓日奉遷尊像、是元祿壬申之歲也、其後方丈厨室及門等、凡所可有者皆悉成矣、都是範之力所致也、範俗姓高田、名良運、諱快範、當州大橋村人、少就備中有田教積院秀海闍梨刺染、性度弘偉、尤好言談、從壯至老、以興隆爲任、實足稱中興矣、依身有限、終示微疾、泊然而逝、世壽若干、僧臘若干、實其日月也、嗣法而住院者、曰存貞諱快隆、性溫而實、同有興建之志、鑄鐘造樓等、皆隆之所存也、可謂繼跡重輝者也、隆懸索來由之記予之筆、余近歲主席明王、知隆之爲人尤深矣、而隆一歲八月罹疾逝矣、年四十未足、嗚呼天也、忽奪若人矣、余不能忘隆之遺懇、故錄其梗概云。

享保改元丙申晩冬日　前住明王沙門惠旭□記並書

古城　城主　菊池肥前守　宍戸隆家

上御領村　從福山三里七丁

神社三拾七ヶ所

八幡　社司　好太夫

二宮大明神　同　土佐

天王　同　右同人

三拾壹ヶ所小社

四ツ堂拾五ヶ所

寺壹ヶ所　淨土眞宗　明正寺　福山光善寺末寺。

明正寺より西の山上に龍王と稱する大石有。其山間に茶臼山と云有、是重政氏の城地なりと。今も重政氏のもの當村に有。

古城壹ヶ所　瀧山　城主　宍戸孫六秀安

八尋村

寺貳ヶ所

一、眞言宗　備中遍照寺末寺　圓久山　神宮寺　本尊正觀音、大師作。

釣鐘、正德五年鑄。　宥泉行通代　丹下利右衛門　平尾氏掘之

銘なし

一、淨土眞宗　福正寺

四ツ堂拾三ヶ所

神社七拾貳社

生土　二宮大明神　社（五間、貳間、濱床壹間）　舞殿（三間半、貳間）　隨神門　石鳥井

祭禮九月十九日

社僧　神宮寺

神主　與右衛門

社司　筑前

備陽六郡志『外篇』

（校訂者曰ふ、上記中『外篇』は原本に無いのであるが、著者手記の表紙題目に依り之を加へる）

芦田郡之一『目錄』

（校訂者曰ふ、此目錄の二字は原本には無いが加へておく）

廣谷村　一丁
町村　五丁
栗抔（柄）村　八丁
高木村　十五
府川村　十八
土生村　廿二
中須村　廿六

備陽六郡志

芦田郡

廣谷村

宮原直御

上軍のはなし、下軍のはなしといふ有、宮内小野々宮の城の搦手なり。府中往還の道側に臼井の水といふ清水あり、由來しれず。

神社拾貳ヶ所

清瀧大明神　本社貳間三間柿葺　拜殿貳間五間瓦葺

石灯籠貳箇左、有馬久右工門元周　右、弘中七兵衛至房　隨神門貳間三間

延寶六年九月建之

石鳥居　貞享五戊辰年五月良日

鐘　奉鑄替鐘

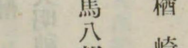

同一性故入阿字

施主惣村氏子中

延享丁卯年仲春吉日

願主　有馬氏近吉敬白

備後國芦田郡鵜（鵜）飼村

清瀧大明神　鐘

延寶八庚申天九月吉日

鐘　當郡府中市　楢崎孫六源信弘

鐘樓棟札

天和三　曆　願主有馬惠閑入道

奉造營鐘樓堂　大工　小玉文四郎正次　森田李左工門涛次

季春中旬　俗名八郎兵衛近吉

願主　有馬八郎兵衛近吉入道惠閑

八幡宮　社二間二間半　稻月大明神　社二間三間　荒神三社　山神貳社　天神壹社　嚴嶋大明神　龍王　二の宮大明神
熊野大權現
寺五ヶ所
淨土眞宗　招陽山　德圓寺
　鐘有
此有善男子、備之芦田郡廣谷之住、姓者有馬、名者了清、其家代々眞宗之門徒、壯年之時、至招陽山、受持德圓法師之清淨、而親鸞之末流機法一躰之月、他力之信水影朗也、佛果之秋、一念皈命之春、奇哉感應同交、妙哉花菓同時、終天和四子正月十日、二十有五、諡安養界。

　奉寄進洪鐘
右者爲佛恩法謝師德報恩也
　于時貞享第一甲子年四月上旬
淨土眞宗　善行寺
臨濟宗　廣谷山　廣谷寺　開山封山和尙
往昔福山永雲寺の末寺なり。封山ハ永雲寺の一代にて松永承天寺萬國和尙の師匠なり。萬國、鞆津安國寺へ轉住の公事以後、廣谷寺も福山弘宗寺の末寺になり侍り。
眞言宗　東地寺　十輪院　開山　沙門秀雄ヵ、中興法印宥知、以前ノ事詳ナラス。
備後順禮三十三所の內二十七番の札所なり。

　神主　助次郎
　庄次郎
禰宜　石岡越前守
社僧　常福寺

千手觀音
品々にたつる御法は世の人の
　千々にわかるゝ心をそとく。
同宗　淸瀧山　常福寺　開山不知　中興、憲譽法印
阿彌陀堂一ヶ所　府中往還に有、有馬堂といふ。
　堂の內に位牌有　阿彌陀堂一宇、爲釋妙眞法尼佛果菩提　寬永十(一字缺)潤七月十七日、施主孝子有馬大藏
むかし德圓寺の邊より常福寺の邊迄鵜飼村といひ、廣谷寺の邊をは廣谷村といひけるにや、福島引渡の帳にも廣谷村とありて鵜飼村と云事なし。廣谷村、鵜飼村と二ヶ村にてありし事ハ、元和以前の事とみへたり。鵜飼ハ當時ホノケとなり侍り。

町村

一、神社□(貳の字を記し其上を抹消してある)ヶ所
小野大明神　社九尺貳間　拜殿貳間三間　木野宮大明神　社貳間貳間半
荒神三社
毘沙門堂　大日堂　地藏堂
一、寺三ヶ所
眞言宗　敎主(王)山　榮明寺
備後四ヶ之院跡の內なり。天文之比より廢跡となりて、漸、寺号計殘たり。元和の比、宥範上人再興せられ、再び四ヶの四ヶの院跡となり侍る。
　備之後州、芦田郡、府中、敎主(王)山、榮明密寺、銅鐘銘
　備陽勝屈　瑞雲此敷　聿來卜地　殿閣煥乎　欲成法器　募諸檀徒　道俗俱喜　投貲須臾　奚擇良日　先備範摸　祝融騰躍　驚其賢聖　警此愚愚　幽靈脫苦　速入法如　鉄圍沙界　餘澤普濡
蒲牢現軀　簨簴榮明　響徹雲霺　霜降豐嶺　天人曩謨
　元祿四年十一月廿一日　第十世大和尙法印翁阿上人謹誌
　治工　丹下甚兵衛

寶暦八年寅三月三日の夜、土藏の内より火出て、灌頂の衣裳を始め藏中の諸道具不殘燒失しけれとも、大師の持給へる五鈷鈴、珠數、七條の袈裟、灰の下に有て少も不損。

私語の橋　當寺より府中の往還へ出る道に、巾壹間に長三間ほとの橋有、石碑を立て

熊野なる音なし川に渡さはや、さゝやきのはし忍ひ〳〵に。

といへるに喜撰(能因の誤であらう)の哥を彫たり。高木村の地に何れの宮の鳥井とも不知、畠の中に有之。古熊野權現の鳥井なりと。件の鳥井、元文の比、大風にて倒れ、其後取立る事もなくて畠の中に有之。當寺の山上に熊野權現の宮有、九月九日是を祭る。昔此邊ハ大河にて權現の麓の河端より石の鳥井迄百六拾間餘の橋有、このはしの眞中にて私語て人を賣買しけるとかや。鞆にも、さゝやきの橋と云音有なし川の哥にかなひたるハ此はしなり。

淨土宗　金龍寺　開山　覺蓮社円譽上人眞阿廓翁和尚

本堂六間四面　額、紫雲山　知恩院大僧上鸞宿

千躰佛貳間四面　額、觀音堂　就官書佐玄龍

鐘樓門　二王を安す。

金龍寺鐘銘并序

備後州府中、紫雲山金龍寺者、相傳千觀內供之古跡、當時爲一大伽藍也、曾元祿癸未、寺厄於回祿、法宝舊記悉成烏有、今僅餘行基手彫千手像及塔礎耳、災變之后、雖諸宇副(復)興、而未有洪鐘之報昏曉、以爲闕典、今之寺主勸譽辨隨上人、發志倡之、檀度響應華鯨遂就、今秋寺主來□囑余以新鐘之銘、余謂攝之金龍、有能因之詠、世此鐘稱今此擧與境相宜、因不省不斐以應需、其觀祖專日想、立十誓、生安養等事既見傳、故不茲記。銘曰。

吉備府中　紫雲勝地　千觀留蹤　口碑不墜　攝之金龍　名實無異　花散晚鐘　能因咏思　新鐘滿牢　式習故事　國家昇平

梵刹福利　幽停劒輪　顯化覆冒　共生淨邦　齊登覺位

時　享保二十乙卯年仲秋望日

洛東獅子谷鶴寶洲謹記　金龍十五世勸譽誘道募緣

曹洞宗　潮音寺　開山　通岩徹和尚

冶工　坂陽高津　大谷相模

栗柄村

神社三拾六ケ所

南宮大明神　社僧　神宮寺

神主　禰宜　長岡山城守

宮内村一宮に續たる大社なり。孝靈天皇、吉備津彦命を祭る。宮中に男女の木像十余躰有甚腐朽せり。又大般若其外經卷若干有。往古は大社にて神官、社僧等も多く有て、月々の神事有、每月十三日大般若を修行しけるとそ故に今に至て十三日を參詣の日とし侍る。祭禮は九月廿九日なり。

本社三間　前殿貳間五間　隨神門　隨神新古二体つゝを安す。新きものハ諸社に在如く

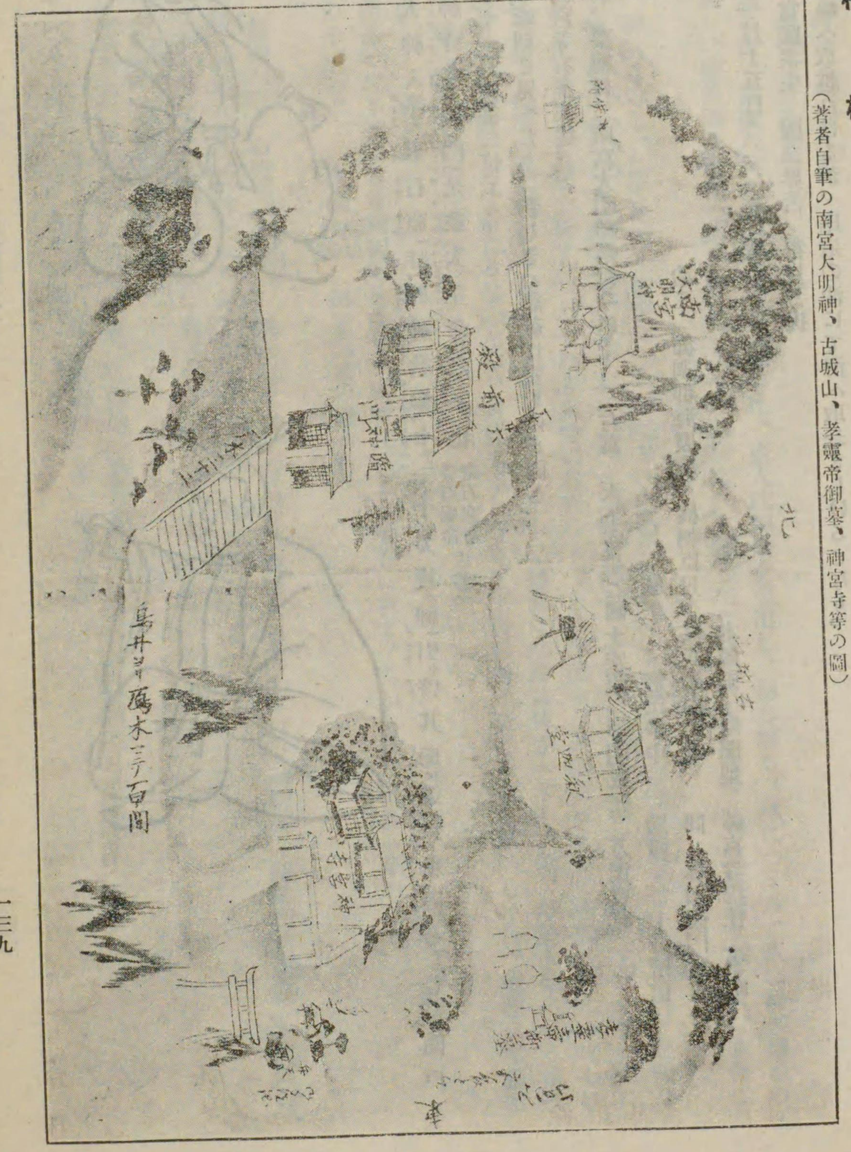

（著者自筆の南宮大明神、古城山、孝靈帝御墓、神宮寺等の圖）

督冠を載(戴)、狩衣にて弓矢を持玉へり、古きは圖のごとし

古語拾遺曰、天照大神入ニ于天石窟一時、群神歌樂、令下ニ天手力雄神一引中啓其扉上遷ニ坐新殿一令下ニ豊盤間戸命、櫛盤間戸命、二神守衛殿門、是並太玉命之子也　豊石窓命　奇石窓命　已書。

後冷泉院御宇、永承六年十一月授從三位云々。

古き像は永承六年以前の彫刻と見へたり、新しきハ諸社に安ものと同し。

石花表　延文六年　神宮寺宥音代建。

鐘　備之後州、芦田郡、栗柄村、南宮大明神銅鐘一口。　右爲　天下泰平　國土安穩　神明威光　万民豊饒　施主　惣氏子中　助緣　十方檀信　同　専右衛門實吉　本願主　阿闍梨　神宮寺現住　宥唱　冶工　御調郡海裏庄　橘朝臣丹下甚兵衛尉實次　寶永六龍次丁丑十一月十五日　一打鐘聲　當願衆生　脫三界苦　得見善提

往古の鐘は福嶋正則、廣嶋へ取越れけるか、尾道の沖にて海へ取おとしけるとなり。

御供所　九尺　弐間

南宮除地

宮谷弐反三畝六歩　釋迦堂三畝八歩

山林壹丁四反　田壹反壹畝壹歩

釋迦堂　三間　七間　本尊行基の作、座像六尺の釋迦なり。元祿の比、盗人此釋迦を盗出し、崩し解き、莵につゝみ、馬に駄て備前の西大寺迄行ける、俄に乱氣し、備後國芦田郡栗柄村のものなり、其所迄送り歸してたへと口走けるゆへ、其儘送り歸され、本性になりて驚轉しると也。

孝靈天皇の御墓　除地　四歩　神宮寺の上、墓所に古き寶篋印塔有、是を孝靈帝の御墓といひ傳ふ。其後に圖のごとくの山有、是陵なるか。此所より土生村の境、御門かはなと云所迄三丁ほと有。御門大明神の社有、孝靈帝の木像二軀を御神躰とす、一躰ハ大にして甚麁朽し、一躰ハ御長一尺計にして極彩色なり、いつれも束帶の御影なり。吉備津彦命、西道將軍として吉備の國におはしける故、御父孝靈天皇御讓位の後、此所を仙洞として在して崩御なりけるにや、傳記は勿論言傳さへなく、漸、孝靈天皇の墓と樵牧の口に殘りけるなり。件の石塔も御陵の上に有たるならんが、近比引下し奉りて下賤の墓と交奉るこそ歎かしけれ。他國に孝靈帝の御陵と稱する所有にや、轉(博か)智の士に尋へし。

社僧　籟龍山　神宮寺

町村榮明寺の末寺なり、開基年代不知、本尊阿彌陀を安す。此堂往古より鳴谷に有て、ちかき比、此所へ引ける也。

辨財天　除地　壹歩　御手洗池の中に有。　嚴嶋　除地　四歩　御手洗池の傍ニ有。

右南宮の境内にあり。

貴布禰大明神　社壹間　四面　前殿　弐間　三間　石燈籠　享保四年　九月立　雁木七十三　石鳥井、寶歷六年閏十一月、神宮寺　戒嚴代。禰宜　長岡山城

祭禮九月九日　除地　社地五歩　山林一反六畝　田一畝十一歩

羽黑大明神　九尺弐間のすや内ニ寶殿有　あつはに有。

除地　社地六歩　山林　三拾間　廿六間　畑四畝六歩

帶刀大明神　龍脇　田鶴脇共云、小社なり　寺町に有。　除地　藪壹畝

神邊大明神　小社也　こへつとうに有。　除地　山林三畝拾歩　畑一畝廿五歩

森本大明神　小社也　除地弐畝弐拾三歩

太羽大明神　小社也　峠に有。除地壹畝貳拾歩
十善寺大明神　十傳治共云　ところに有　除地　貳畝
右南宮末社七社と云。
荒神拾五社　戸木　除地　山林三畝拾歩　畑壹畝歩　わき　同山林壹畝五歩　畑壹畝貳歩　さくら　除地　畑拾貳歩　鴫谷　同山林拾歩　畑三畝五歩
平井　同　畑四畝廿四歩　めうじ　同畑貳畝廿歩　横間　薬師荒神同畑三畝拾歩　いのき　同畑四畝
四日市　同壹歩　石塔　同壹歩　やすゐ　同貳歩　あつは　同壹歩　山口　同壹歩　宮谷　同壹歩
しき　同壹歩
山神四社　鳴谷　薬師山神除地畑壹畝　山林三畝拾歩　峠ところも　山林四畝畠拾歩　加谷　同　山林三反六歩　あつは　同　五畝
龍王貳社　龍王(字である)除地　四歩　ところも　除地　貳畝廿歩　ところ　同　四歩　田壹畝廿歩　太神宮壹社　みところ　除地九歩
天神壹社　十六善神　壹社　鴫谷　除地　三畝拾歩　壹間半ニ壹間の四つ堂なり。木像七八躰有、いつれも朽腐て見分られず。空穂(ウツホ)一腰有
いかなる人の奉納しけるや譯知たるものなし。
黄幡一社　四日市　除地　壹歩
堂九ヶ所
釋迦堂　やすゐに有。　羽黒山安衛寺と云寺跡なり。元祿撿地水帳に釋迦堂除地貳歩、畠壹畝拾九歩と有。右撿地の節ハ行基の作、丈六八〇尺の釋迦を本尊としけるか、其釋迦ハ盜人取て御手計殘し置たり。當時丈六の彌陀を本尊とす。近比是信といへる法師本尊を再興し、堂をも九尺四面に建立して、寶曆四戌年神宮寺宥唱法印、西龍寺知清法印を導師として入佛供養をし侍るなり。
觀音堂三ヶ所　寺かいち　荒神と一所に有　堂敷二歩　畠壹畝　ところも　五畝拾歩　石塔　三歩
薬師堂四ヶ所　鴫谷　ところも　六歩　峠　三歩　横畠　荒神と一所に有
地藏堂貳ヶ所　四日市　除地　三歩　地藏　薬師と一所に有　同壹歩
寺貳ヶ所
眞言宗　籍龍山　町村檢明寺末寺　虚空藏院　神宮寺　開山不知

同宗　清敬山　醫性院　右同斷　西龍寺　開山　宥慶贈法印
本尊薬師、行基作　薬師堂敷　除地三畝拾歩
池拾ヶ所　大かと谷池　廿七間　廿四間　長畑谷池　廿貳間　廿間　宮谷池　廿四間　拾間　たわ池　拾五間　四間　ひへ樋池　四拾五間　貳拾間　ひへ樋池　五間　貳間半　此外小池四ヶ所
御立山三ヶ所　戸木平山　八丁　四拾間　市平山　貳丁　四拾間　鐘撞山　三拾間　三拾五間
古城山　城主　德毛監物
當村の内寺跡と云所多し、寺町といふアサ有、此所にハ瓦のかけ多くありて佛具なと掘出す事有。塔の跡と云所もあり。
新市村安養寺、中須村本覺寺、當村神宮寺なとも鴫谷にありしとなり。
のうらといふ所に古き石地藏有。瘡、虫齒、病目なとの願をかけ侍り。疣(イボ)の出來たるものハ煎豆を持行、此豆のはゆるまて此疣をおとし給れと祈れハ、生豆を持行、此豆の生(ハエ)る迄疣を落したまはれと祈れは忽落、一両日過、彼豆鍬首を持上けれは、もとのことく疣出來侍りと、西龍寺の法印語られし。
戸木の龍王の上の山を加治屋敷といふ。今に鉄くろ、加治炭なと、土中に多く有。田鶴脇(タツワキ)の後の方を芦田といふ、芦田郡物(アシタコホリモノ)、能間國分寺、左京助、助國、兼行なとか住居の跡にや。芦田郡の内他村に能間、國分なといふ所有か、當村芦田の邊を寺跡、塔の跡といへは、昔の國分寺の跡にや。

高木村

寺貳ヶ所
淨土宗　光明山　本堂額ニハ廓照山ト有　西雲寺
開山　九蓮社品譽上人巖龍和尚、金龍寺ノ一代也。寛文二年七月廿日作州津山混盤寺ニテ寂ス。
鐘銘幷序
夫物之相觸啓發於音聲也、有必呼名字之所詮、實相爲之趣、所謂聲字實相也者、覺王祕藏之嘉猷、法身廣舌之淵願也、然發聲之器、獨以鐘爲魁宜矣、世出世聖、莫不以此嚴進退播敎令、矧乎青石鐘上振呈偉化徐聲中蛻脫劇苦、輝古騰今、厥益不爲不多矣、備後州芦田郡高木邑、光明山西雲寺、精修淨業、稱揚西方之蘭若也、前住友譽宇聖順、以享保十九年夏有勇義者、鑄成華鯨、筍

簒梵宮而擊之、未幾破裂無聲、願主慨之、茲冬更捨貲、竣再新之美、因寺之皓擧辨達上人、介於人請余記之顚末、嘉其善事、不敢辭、蕪詞且係以銘云。

西牢再成　晨撃昏鳴　於實相響　鯨吼雷訇　驚長夜夢　瞭永劫盲　青石鐘上　演二六經　黄泉鑊底　拯無間烹　昔驗既煥　今勘盍亨　西雲霜降　梵音自清

時　延享第二歳乙丑臘月廿一日

備後州芦田郡高木村光明山西雲寺　七世現住　玄妙畔胝誌

鑄工　同國同郡府中住　楢崎孫六源信弘

番工　同國御調郡海裏住　丹下兵三郎正廣

願主　釋生西　俗名與八郎

曹洞宗　寶臺院　開山　通嵩徹水和尚　本尊藥師

神社六ヶ所

王子大權現　本社一間半四面　前殿五間　本地堂一間　濱床半間　貳間　四面

石燈籠左右　寶暦二壬申立

黄幡　王子の社内ニ有　稲荷　荒神三社　河原　寶臺院　てんま

堂貳ヶ所　地藏　てんま　藥師　中高木

庵三ヶ所　大川の堤に石塔有　釋淨誓　俗名權之助　元文三午八月十七日

府中ゟ尾道へ通ふ馬子大水に溺死し、此所に埋たるなり。

王子の社内に豊武大明神と云有。當村豊田氏、廻り上氏の先祖山伏を殺害す、其靈祟りて災をなしけるゆへ、神にいはひたるなり。

府川村

木梨氏、淵の上居城の比、當村を府中市といひて、町の中央にて、今の府中ハ町はつれにて有たる成へし。某か舅の祖父常にいひけるハ、福嶋殿御領地の時分、當府中市中ほとより東南ハ河原にて、其末、町村榮明寺の下へ流れ侍り。宗休公當國御拜領以後、本町、出口村迄町家立續侍る。其前ハ纔川端に家並有、今我らの居宅を家作し侍れハ、河の中に家を立たりと人々唉ひけるか、程なく建續、加樣の町場となり侍る。河原段々埋りて渺々たる平地なれは、誰に願ふといふこともなく、府中のものとも繩張普請し移りける故、いつとなく此河原は府中市といひ、其引たる跡ハ府中村又ハ古府中なとゝいひけるか、宗休公御撿地以後、府川村と名を改られたりと、かたりけるとかや。左も有へし。福嶋の引渡帳ニ、府中市五拾九石壹升九合、府中村四百八拾七石貳斗九升有。然るに安那郡別錄之通の山緒書、杉原、木梨氏の子孫と稱するもの所々に持傳ふるを見侍るに、木梨信平、杉原爲平、多々羅濱の戰功に因て、木梨、市原、小原、實成、白井、豕迫、木原、吉和、久山田、梶山田、栗原、尾道町、同後地、合拾三ヶ所被宛行、是を木梨の庄といふ。其後府中、古府中、鵜飼、中須、栗柄、高木、土生、柞广、金丸、中嶋、戸手、福田、近田、大橋、永谷、今岡、上安井、下安井、合拾九ヶ所給り、都合三十壹所を領すると、此事不審。慶長、元和の比迄、水の流れたる所を、建武の古へ府中市町家立並たる所を古府中と、尊氏より給りたるといふ事、地を入られ、常村を分て金丸村とし、安井村を分て上下二村としたまひしを、三百年ほと以前の高師直、證文を認て引渡したるといふ事如何そや。加減惡敷配劑の違ひたる由緒なり。

寺壹ヶ所　眞言宗　補陀落山　千手院　法樂寺　開基　行基菩薩　本尊千手觀音　御長六尺　行基の作

當寺ハ淵上の城主祈願の由、明王院の隱居觀意上人書れたる由緒書御座候。左樣ニ而候哉と住僧に尋侍れは、左樣之儀も御座候哉曾而不承、尤古き書付に杉原、木梨なと御座候、御目にかけ可申とて出され侍る。

大願主　杉原播磨守　木梨民部太夫　木梨七左衛門

天文廿一壬申年八月建　勝宅

願主　池田隼人　同　帶刀

如此棟札に侍れとも、差而祈願所と稱する物も侍らす、畢竟淵之上より艮に當りたる故、左樣にも申侍るにて候ハん。當寺暦(歷か)代の位牌も御座なく、行基菩薩開基し玉ひて拙僧迄何代に成候事にや、誰知りたるものも御座なく候。宗休公當國御拜領の砌迄無住にて、廢絶同斷の儀にて侍る所に、町村榮明寺宥泉法印建立被致、夫ゟ只今迄相續し侍り、仍而宥泉を中興開山とし侍るなり。

元和七辛酉年五月建　　榮明寺　宥泉

以前は觀音堂ハ門より外に有之。　　豊田九郎左工門元直　池田惣左工門信政

元和十甲子年觀音堂修復

寛文八申戌年十一月　觀音堂門内江引修復

是等之外、傳たる儀無之候。當寺に付ての事にハなく候へとも、古き書付有之候とて出し見せらる。

天正十七年丗二月廿日、輝元、吉田より御出、安北郡北庄福嶋大和守所へ御移。

明皇院
新山
コイノ松山　三ヶ所、同年四月十五日ゟ城築初、文祿二年成就

隼人帶刀ハ當寺の檀那にて、両人の位牌有之候。

池田隼人忠政　法名　小峯淨運居士　天文廿二甲寅七月廿八日

池田帶刀政利　法名　智雲政利居士　慶長七壬寅六月廿一日

往古當村に寺數ヶ所有之候哉、ホノケに寺号多御座候。其寺々の本尊にて候やらん、當寺に古佛多有之、府中明淨寺の本尊も當寺より遣し候との物語なりし。

神社大小七ヶ所

天神　本社貳間一間半　前殿貳間三間　二宮大明神　荒神四社　黄幡堂貳ヶ所　觀音　地藏　土井ニ有、寺跡也。棟札如左。　土井山觀音院東線坊

石の鳥井之事後得錄に委し。

土生村

古城壹ヶ所　淵之上　木梨氏代々居

明王院觀意上人、杉原、木梨氏の遺緒とて被書送ける一書爰に記す。家系ハ安那郡の別錄に委し。

住持　範審　願主　豊田孫太郎元貞
福山瓦大工　柳田勘左工門
土生村大工　桐原惣左工門
宥敎法印　池田孫兵衛利政
大阪大工　川嶋小左工門好長

奉行二宮太郎左工門

平貞盛末葉杉原隼人佐胤平之嫡子木梨又太郎信平二男、杉原又次郎爲平、備後國深津郡本庄、福山之麓能滿寺、依有舅甥之因緣、爲文筆渉獵、暫住居矣、尊氏西國下向之節、兄弟倶供奉、建武三年二月、於筑前國多々良濱、太抽戰功、尊氏自書兩士綟曰、西國一番之働、無比類者也云々、此時以御調郡木梨庄十三ヶ所而被宛行兄弟。

木原村　吉和村　久山田村　梶山田村　栗原村　尾道町　尾道後地　合十三ヶ所　木梨村　市原村　小原村　實成村　白井村　豕迫村

建武三年子三月四日御下文、執事武藏守證文有、引渡者建武四年十二月廿四日也、其後又吉田、品治、両郡之内ヲ領ス。

府中　古府中　鵜飼村　中須村　栗柄村　高木村　土生村　柞广村　金丸村　中嶋村　戸手村　福田村　近田村　大橋村　永谷村　今岡村　上安井村　下安井村　合十八ヶ所

都合卅一ヶ所、木梨杉原領地也。

木梨左衛尉從五位下信平　建武三年三月四日、木梨村鷲尾山ニ在城、子孫木梨ト号ス。

杉原民部烝爲平　同年同所家城ト云所ニ在城。

杉原播磨守盛重　天文年安那郡麁(麓か)村ニ在城。

木梨又左衛門元清　是ヨリ大身ニ成。

木梨民部太夫元經　天正十二甲申ヨリ木梨村鷲尾山ヲ釋迦峯ト改、尾道櫂現山ヲ城ニ取立居住シ、此所ニテ病死。菩提寺ハ尾道善性寺也。古ハ禪宗ニテ有シ處、中比廢絕シ、當時ハ眞言宗也。

木梨宮内太夫廣盛　太閤秀吉公諸國之地頭、山城ニ居住スル事ヲ御停止ニテ、天正十九年辛卯木梨へ歸、平地ニ住ス。其比當國毛利ノ分國ニテ、廣盛モ幕下也。廣盛聊有背輝元意故、木梨ノ本領ヲ召放、文祿二年周防國爪止ト云所ヲ給領ス。

木梨七左衛門尉經珍　代々土生村淵ノ上ニ在城ス。淵ノ上ハ窮竟ノ要介ニテ、用水ノ便ヨキ城地也。救護山實藏寺ト云眞言寺有、是則菩提寺也。古府中三日市六日市ト云所有、古町屋ノ跡ナリ。文祿二年廣盛ト同ク本領ヲ召放サル。城山ヨリ艮ニ當テ法樂寺ト云有、天文廿一壬子年、盛重、元經、經珍願主ニテ建立ス、祈願所ナリト云々。

觀意如此認て所々におかれけれ共、法樂寺にて尋れは左樣の儀曾而不知と。

清瀧大明神　社貳間三間　前殿(間數記入缺ぐ)
二宮大明神　社壹間貳間

神主　小川杢兵衛
禰宜　小川因幡守

小社貳拾貳ヶ所
荒神九社　妙見貳社　八幡壹社　山神四社　御門大明神　栗柄に委し　艮大明神　宗像大明神　貴布禰大明神
龍王壹社　大將軍壹社
堂拾壹ヶ所
藥師堂　觀音堂　阿彌陀堂　虛空藏　地藏堂
寺壹ヶ寺　眞言宗　町村榮明寺末寺　救護山　寶藏寺　釋迦院　開山　不知
鐘　鑄工　大坂　金屋五郎兵衛藤原正家
願主　現住權大僧都法印大和尚位宥儀
施主　先住權大僧都法印大和尚位宥眞
元祿六癸酉霜月吉日
當寺ハ町村榮明寺の末寺なり。慶安元年宮内村一宮造營相濟、還宮の日、當寺の住持領性法印、師弟奴僕ともに一宮へ行ける留主に回祿して、漸、本尊計取出し果去(過去か)帳、位牌を始、佛具其外共に悉燒失す。仍而傳記、由來、開山ともに不知。

中須村

寺貳ヶ寺
一、眞言宗　圓福寺　開山　宥智法印　寛文二年寂
一、法華宗　本覺寺　開山　持法院日受
京都本能寺、尼崎本興寺の末寺なり。當寺ハもと栗柄鳴谷にあり。
社五ヶ所
生土　艮大明神　北條大明神　軍大明神　縫殿介之宮　熊野權現
堂貳ヶ所　觀音　地藏
西方寺庵

芦田郡之二

府中市　一丁
常村　三丁
相方村　五丁
福田村　六丁
父石村　十二
上山村　十四
金丸村　十六
藤尾村　十七
下有地村　十九
上有地村　廿五

（校訂者曰ふ、此の目錄には無いが、内容には右各村の外、最終に「目崎村」が加はつて居る）

府中市

寺三ヶ所

法華宗　豊饒山（京都妙顯寺末寺）　法音寺

果（過か）去帳裏書曰、當寺之根元は當國神石郡篠尾村妙音寺と云眞言地之古跡也。其時之寺号は妙音寺と名付く。本尊者行基菩薩之作、十一面觀音也。本山京都妙顯寺之三祖大覺妙實上人、西國化導之折節、同國水呑ゟ越山（エツサシ）有、則此普門山妙音寺に來、一七日演說受法結緣有之故、備中、備後之眞言宗皈伏せり。殊、當寺之僧は勿論頂ニ受妙經ヲ一、妙樂寺、東福寺同時に受法せり。雖然、年舊此寺破却し、土民呼テ名ニ大覺屋敷一と云傳ふ、一間四面之觀音堂ニ而番僧もなし、于時佛身院日遵上人、寛文年中當國へ下り、水野家臣上田玄番以レ緣再興、則觀音を安置す。（其節之年号棟札ニ有）日遵は當寺之中興、淀妙教寺之開山也。播广之人伊勢氏池田三左工門家臣之子也。

常村

あすらと云小名有、吉備津彦の命初て此所にきたり給て、御足をいたみ、あしすりをしたまひし所なるゆへに足蹉（アシスリ）と書て、あすらとよめり。（又芦浦庄書也）

一、神社貳拾五ヶ所

八幡　社（壹丈貳尺、梁貳間五尺）　新宮二ノ宮大明神　社（貳間貳間半）　寶殿に束帶の像五六躰有、其内一躰黑き裝束にて冠を戴き、忿れる貞にて片肌ぬき、弓を射玉ふ像有。

十王堂壹ヶ所、觀音堂壹ヶ所、連珠庵と云庵有。撞鐘有、元祿十四年鑄之。

品治脇大明神　社（貳間貳間半）　境内觀音堂有

楢原大明神　社九尺四面　荒神五社　山神四社　妙見貳社　旅籠振大明神　天王貳社　牛王大明神　御崎大明神

八幡　王子　白髭大明神　船迫大明神　大歳神

一、辻堂拾貳ヶ所

阿彌陀堂五ヶ所　觀音堂三ヶ所　藥師堂貳ヶ所　地藏堂　毘沙門堂

一、寺三ヶ所

眞言宗　常陸山　常陸寺　宿院

宮内神宮寺の末寺なり。古より高三升の田地を神宮寺より分てり、是は一宮護魔堂にて例歳正月十四日、五穀成就の祈禱有、其節晝食を當寺より賄ひ來り、其飯料なりとそ。高は三升にて、作得は三石程有とかや。門前の山に茶筌四五軒有、其内の長を代々常陸と号す、當寺の本願主の末にや、緣起といふものゝあらねは、來由を知たる人もなし。又所の言傳に、日熊の城主の末葉ともいへり。

淨土眞宗　泉水山　長泉寺

同　銅榮山　光明寺

相方村

神社七ヶ所

荒神四社　鹽汲　かなや　湯屋の谷　平の下

黄幡壹社　平の下　艮壹社　鹽汲　九月九日祭禮

下有地村艮大明神を生土とす。祭禮九月廿九日なり。往古此邊まて海にて鹽濱有、潮を汲ける所あり、今誤てアサを鹽首と云。

古城壹ヶ所　城主　有地美作守　神邊を初、所々の古城、石垣を崩し、家普請、川除なとに遣ひ侍れとも、當城は石壘全して馬出し堀なとの形殘れり。いつの比にや戸手村祇園の社造管の節、別當、村の庄屋へ云けるは、此石壘の石を給れ、社の用に遣ひ侍らんと約諾しける。自是以後、若、石を穿ツものあれは傷損するゆへ、取者なし。

寺壹ヶ所　法華宗　旭唱山　本泉寺

天文、弘治の比、先藏院日繼大德開基す。いかなる故にや、京都本能寺、攝州本興寺の両末寺なり。日繼は天正十年正月十五日遷化す。第六世顯隆院迄は過去帳さへなくて古き墓なと有といへとも、誰と云事相しれす。往古は觀音寺と云眞言地なりけるよし、口碑に傳へたる計なり。鐘、享保中に鑄、無銘。

觀音堂　城山の麓に有、觀音寺共いふ。往古觀音寺の本尊なりといへり、本躰はいつの比にや被盜、新佛なり。

釋迦堂　座像にて長ヶ五尺ほと有、是又觀音寺に安置したる佛なるへし。

毎年瀬切梁を掛る故、川役米として四斗五升壹合は下有地村、四斗六升七合戸手村江小物成之内、小面より取立納來れり。川主六

郎兵衛、半三郎。

福田村

神社四拾四ヶ所
生土　八幡　社貳間三間　拝殿五間貳間　隨神門九尺四間　石鳥居　祭禮(原本記入缺ぐ)
艮大明神　社六尺四面　祭禮九月九日
日女大明神　祭禮九月十二日
荒神拾四社　大砂　鹽け　宮のはな　胴福　西御堂　別所　市原さじき　福田寺　才町　岸がみ　平　すくも塚　割石　山手
大歳四社　塚ン堂　宮の下　福田寺　山神三社　別所　瀬來　天神壹社　割石　八幡三社　割石　おさ　龍王壹社　別所
大將軍貳社　欅現壹社
右之外　小社拾貳ヶ所　菜神　大砂　宮のはなお　(原本おかたか不明)つきしまの社　井上　菜神
古城貳ヶ所　欠平　利鎌又戸鎌　両所ともに城主　福田遠江守　尼子毛利の節の事なるへけれとも、いつれの幕下といふ事不知。瀬來伊賀、鹽飽十次郎、市善次郎左工門なとゝいふもの、遠江守の家臣なりしとそ。其屋敷跡、今に云傳て、アサとなれり。岡田氏の者有、是家臣の末也とそ。
寺貳ヶ所
淨土眞宗　清水山　西教寺　福山寂善寺の末寺なり
備之後州、芦田郡福田村、西教寺、鐘之銘并序
欽惟西教蘭若者、曩時釋教春濫觴之道場也、世々焯龍谷之妙照、挹甘露之玄津、斯教也寒暑不能易其芳、斯德也江海無以臻其極、因茲破滂溥兮、無明之大夜消氛々兮、煩惱之猛火氛扶云切同氛蓋歸其教之族充滿近鄉、崇其德之輩群詣靈場、深湛淨業之水、鎭爽覺悟之華也、雖然至于今而闕華鯨一韻、實爲遺憾矣、粤先師庭柳公、欲成タヽヤヽク(原本タヽヤヽクの四字貼紙)之功、起結緣之素意、乞鄉黨之勠志、既致其功半、于時享保廿年乙卯秋、行年四十二歲、不幸而卒逝焉、予雖不肖、庸其寺務、聊遇此不祥、殘涙埋天地、愁情忘晝夜、宛如石壁衝而后容送三春、敢不果先師營作之願、朝歎息之、夕慚愧之、方如沆瀣殘齒牙之間矣、予以爲人逐時而興替、物隨人而去來也、先師之景望顏豈我、爭得默止乎、是更不類釆薛荔兮、樹頭誰誹之乎、仍以憑自他門葉信順貴賤、乞其激志、爰門人殊傷師語晤之永滅感我覿覿之緬邈勇、而加其助力、即命冶工、新成捷推之功矣、寺務璡旭公、譚上件旨趣、而予請其銘、不能峻拒而諾、其銘曰。

西嶺月白　東苑水清　朝露濡地　夕陽映甍　タクヤク吹焔　舊銅鍊精　雙龍出墜　洪鯨發聲　覺生滅夢　示寂滅城
追悶冥鬼　伏天魔兵　凌法滅妖　期龍華盛　君臣和順　國家泰平

冶工　大坂　大谷相模椽藤原正次作
願主　寺務、釋　璡旭　即陽子憲隆叟謹誌之

眞言宗　小西山　福性院　草戸明王院の末寺なり

福性院鐘銘

福性院者、未詳創基矣、其境形也、南高峯巍々、暉觀音無畏之威神、北長流清々濯世俗有爲之塵心、誠是瑜珈相應之密壞、大士示現之靈絆(恐くは跡か)也、中世福田遠江守盛政、託武門之擁護披廢趾矣、自爾以降烏兎徃再頗敗壞、先住宥現闍梨、傾倒餘裕諦攝精宇、曉懺暮悔無弛惓、嗟呼無梵鐘之報晨昏矣、於緊現住阿闍梨宥順、繼師之志、而振錫於遠近、而需於緇素、遂使巨鏞不日而就焉、伏惟華鯨之爲器也、音徹有頂、聖賢降場、響振無間、冥顯蒙益、寧有功德邊乎、此功破群類、此德逮法界矣、因徵銘於予、辭以短才、敢不許、乃爲銘曰。

寺曰福性　邑曰福田　名體相應　豐饒安全　惠雘日曜　定水月圓　鳧鐘出墜　幽明結緣　音徹法界　響及普天　禳除災厄
勸請聖賢　雨一二寶　開佛金蓮　船若說法　聽者覺眠　三途脫苦　四生離纏　風雨和順　檀主延年

願主　福性院現住阿闍梨宥順　行事　教覺院
冶工　御調郡丹下三郎右衛門金次
中道山現住阿闍梨觀意上人　謹書

享保十年乙巳黃鐘穀日

堂六ヶ所
觀音堂　市原　藥師　十王堂　福田寺　福田寺の寺跡は福性院の脇に少(小か)き山にて、古き石塔有。今十王堂の邊のアサを福田寺といふ。
地藏堂三ヶ所　大砂　東御堂　西御堂ニあみた堂あり、此所に地藏も有り。

寶永、元祿の比迄大砂に阿彌陀堂有て一寸八分の彌陀を安しけるか、山潰て堂を埋けるゆへ掘求けれとも見へす、此後斷絶す。川の堤の外に大叢（藪か）有。享保の比より庄屋吉兵衛、纔、植置けるか、程なく大竹叢（藪か）と成侍る。

池所

岸迫奥池　拾六間　拾五間　岸迫東谷池　拾六間　八間　奥谷池　貳拾間　拾四間　奥谷池　拾間　五間
尾池　三拾八間　貳拾四間　下鹽首池　三拾間　拾五間　寶田池　拾六間　拾四間　鹽首池　三拾六間　三拾間
鹽首池　拾四間　八間　井神池　三拾間　拾五間　井神池　百八拾間　八間　別所池　貳拾間　貳拾間
別所池　貳拾三間　貳拾間　向かうや池　拾五間　七間　瀨來池　四拾四間　四拾貳間　ふぐせ池　八間　六間
後谷池　拾四間　拾貳間　坂田池　拾間　六間　長迫池　貳拾貳間　拾六間　宮の窪池　拾五間　拾間
迫池　拾貳間　拾間　迫池　拾貳間　六間　迫池　拾六間　八間　七ツ谷池　三拾六間　三拾六間
七ツ谷西池　貳拾四間　貳拾貳間　七ツ池谷池　貳拾四間　八間　七ツ池谷上池　貳拾四間　貳拾間
七ツ池谷上池　貳拾間　拾八間　七ツ池谷東池　三拾間　貳拾間　別所池　三拾五間　貳拾五間
魚兎池　四拾間　三拾間　鍛冶迫池　貳拾間　貳拾間　觀音堂池　四拾間　三拾間　冨谷池

父石村

當邑は高山尖にそはたち、猪鹿猿兎多し。河面篠根より流るゝ洪河、藤川、犬井川の急湍にもまさり、岩間を漲り逆浪白馬を飛す、すへて巖石多して田畠狹、地面皆小石なり。しかれとも米穀登る事他村に替らす、下賤の諺に小石糞を生すといふ。此故に當村の耕民は石に育るゝと云心にて村号としたるにや。

神社拾五ヶ所

艮大明神　社貳間五尺　前殿
祭禮九月九日
澤淵大明神　社貳間　祭禮九月廿九日
牛頭天王　社貳間　祭禮六月十四日
八幡宮　社貳間　祭禮八月十五日
荒神五社　山神貳社　若宮　菜神　辨天　大明神
地藏堂貳ヶ所　澤手　十輪院支配　藥師堂貳ヶ所　前原　高木西雲寺支配
古城壹ヶ所　平家之城と云

上山村

神社拾九ヶ所

八幡　社三間四面　神主　七右衛門
二宮八幡　社壹間四面　禰宜　廣瀨佐太夫
右　同斷
山神六社　荒神五社　神主　助四郎
觀音堂　阿彌陀堂　地藏堂　禰宜　喜多能登守
寺壹ヶ所　曹洞宗　城光山　長谷寺　開山　龍興寺三世通岩徹水和尚
本堂　額、城光山、月江筆　行基の作の觀音有。
河面村境に槻の大木有、周廻牛の綱七筋を以て量之。牛のつな壹筋の長三尋半有、壹尋は三尺五寸也、然者七筋の間拾三間壹尺貳寸五分、差渡し四間餘也。枝葉茂り合て森のことく見ゆ、內蛊にして筵六枚敷かるゝなり。

嘉兵衛　神主
右同人　禰宜

田邊刑部　禰宜
利右工門　神主
田邊刑部　禰宜
又藏　神主

金丸村

寺四ヶ所
眞言宗　佛德山　多門寺

淨土眞宗　光圓山　西福寺
同　法身山　光秀寺
同　西圓寺

光秀寺の門前に自然石の石塔貳つ有、各自然石の片石を笠に置り。いつの比より有事にや、文字もなく、いかなる人のしるしとい
ふ事を知たるものなし。此所のホノケを笠石といふ。

藤尾村

六郡第一の廣き村なり、東西三里餘、南北貳里餘有。然共田畠すくなく、山計の村にて畝高七拾貳丁壹反七畝三歩、高四百五拾七
石五斗八升五合の村なり。

御立山拾六ヶ所　石谷山　四拾四丁　天神山　百四拾四丁　黒木山　百四拾四丁　川合谷山　千五百四拾五丁四反
下赤瀧山　四拾六丁八反　上赤瀧山　百貳拾七丁六反　高山　百貳拾丁　畑山　百三拾四丁　水か端山　四拾八丁
所添山　六拾丁　本重山　六百丁　新山　百貳拾六丁　新重山　四百三拾貳丁　赤奴田山　貳拾八丁八反
左空穂山　百七拾貳丁八反　小松山　三拾八丁四反　〆三千八百壹丁八反
御立山、小はやしともに木の出場悪敷、其上何方へも遠きゆへ、年々見分を請、炭山にするなり。
野山四拾九ヶ所。　草山貳拾八ヶ所。

右御立山之内、天神山は往古天神の社有けるか、御正躰高蓋村と云所へ飛給ひて社の跡計殘れり。山半腹より上に狐岩といへる大石
有、其石の下狐狸の棲なる故名付けるにや、近比狐たぬき多く集りて石の下を掘ける故下虫になりて、寶暦三年酉の春、件の大石
轉ひかゝり甚危見へけれは、麓の民家拾三軒のものとも恐れて他へ走り、御慈悲を以て、此石を引おろし被下度と願ひけれは、斯
の如きの大石、引おろす事なるまし、打わりて取へしとの(二三字脱字あるか)石工をかけ、わらせられけれとも、石渦といふもの
にて石鑿少もたゝす、さらは引おろせとて人足四五百人かけ、數日引せられけれ共、少も動かす、か樣に居付たるなれは氣遣も有
ましとて麓の者とも皆々住家へもとりぬ。其後件の大石、已ところひ落、中段にて二つにわれ、片われは留守の家の裏口の閾に少かゝりぬ、両家共に人家ともに損せさる事不思義(議)なり。
片われは空家へ落、壁一間程打扳、
東條往還　豊後中津領、桃谷ゟ廣嶋領境、太刀洗迄二里餘有。

犬塚、犬塚の馬場なといふ所有。
太刀洗　清水有。むかし山賊、太刀を洗たる所なりと。
犬塚　栗の木を植たる塚貳つ有。いつの比にや狸夜毎に人を取けるゆへ、出雲の獵師より犬を借こして、かのたぬきを取せるに
なんなく狸をは取けれとも貳疋の犬勞れて死しけり、其塚なりと。犬の馬場はかのたぬきを追駈廻りし所也と。

下有地村

寺壹ヶ所　法華宗　寶珠山　本安寺　開山　本住院日領、享祿三庚寅三月十三日寂。
京都本能寺、尼崎(京都の上に本山、尼崎の下に本興寺を脫せるか)
相方の城主有地美作守元盛の菩提所也といへとも紛(分か)明ならす、厨子の如き石塔有、其内如左彫付有之、元盛の法号ならんか。
理法院殿青心日覺　大永二年五月九日
寶林院殿蓮心日珠
本覺院殿妙心日光　蓮成院殿常安日意

撞鐘
寄進志者息女妙正爲菩提并及千普皆平等而已阿含休三途苦說法於開顯道場聞觸輩豈速成得脫虎(唐か)捐哉和南三寶
施主　芦田郡有地村　下江仁左衛門
鑄鐘冶工　御調郡宇津戸　坂上三郎右衛門家次

神社三拾七ヶ所
丑寅大明神　社貳間半四面　前殿貳間三間半　石鳥居　享保三年建
祭禮九月九日

小田主殿頭は代々吉備津宮の神職にて、福山領禰宜の司なり。古來ハ吉田官といふことなく、いつれも自官なりし、其官職をは主
殿方よりゆるし侍り、其例にて今以神職のものゝ名をは主殿方ニテ付ケ侍り。

神主　傳　兵衛
禰宜　小田主殿頭
同　安井藏人

小田家系

大同元年丙戌五月十八日始置六道觀察使至平城天皇事丁亥三月十八日菜相續圓護

- 嵯峨天皇
  - 兼季
    - 兼長 四郎 惣官大夫
      - 家長 伊尾大夫
        - 季秀 伊與守
          - 景兼 河玄 惣官
          - 兼廣 源太郎
          - 家景 三郎 筑紫
          - 家總 四郎 惣官
          - 兼秀
            - 兼總 惣官
        - 季兼 下総守
        - 秀滿 又五郎
        - 幸重 又七
        - 盛幸 又八
        - 堪秀 四総禪師
  - 家兼 太夫
    - 兼重 惣官
      - 家信 次郎
        - 家道 三郎太夫
          - 女子
        - 家次 馬道清三
          - 家政 權守
            - 秀光 四郎
            - 秀長 五郎
        - 僧法
        - 女子
    - 長家 八郎
    - 盛行 五郎
  - 信兼 太郎
  - 信幸 源次郎
  - 信家 源二郎
- 五郎泉彌
- 七郎入道
- 僧伊言云
- 光政 六郎
  - 家國
  - 成家
    - 俊光 又五郎
    - 房覺
    - 藤嗣 二男
      - 季隨
        - 良任
          - 親宗
            - 成房
    - 高房 越後守
- 親房 少監物彈正
  - 親盛 和泉守
    - 親廣 權守
      - 宗廣 阿波守
        - 親言 左工門尉
          - 信家 權守
            - 兼光 中三
        - 親幸 四郎
        - 親尚 五郎
- 親清 次郎
- 親永 五郎

- 親數 四郎
- 親澄 五郎
- 定親 左工門尉
- 信基 太郎
- 信滿 次郎
- 親國 中次郎
  - 親兼
    - 親基 左工門尉
      - 信兼 左工門尉
      - 親光 伊勢守
        - 親伴 豊後守
          - 經光 左工門尉
      - 親康
      - 光氏 惣官
      - 親氏 修理進
      - 景親 治部
      - 遠光 貞時
- 清原 清六
- 親重 內舍人
- 親衡 左工門尉
  - 從兼 筑後守
  - 兼家 權太夫
    - 重繼 刑部
    - 光基 次郎
      - 師親 治部
      - 爲家 民部
      - 爲國 中務
      - 親國 左工門大夫
      - 親光 五郎
        - 親資 下総守
    - 重光 四郎
    - 重貞 五郎
    - 光重 八郎
  - 兼次 美作守
    - 親連 美作守
    - 親久 五郎
    - 親安 八郎
- 種親 五郎
- 親総 下総守
  - 親房 八郎
    - 則次 次郎
    - 則光 三郎
    - 親則
      - 安房 五郎
      - 安賴 六郎
        - 安俊 太郎兵衛
        - 俊景 左近將監
        - 信安 左工門尉
          - 盛光 上野介
          - 盛長 三河守
          - 盛信 右馬介
          - 盛友
        - 信 八郎
        - 政安 五郎
      - 安繩 八郎
    - 貞則
    - 貞利

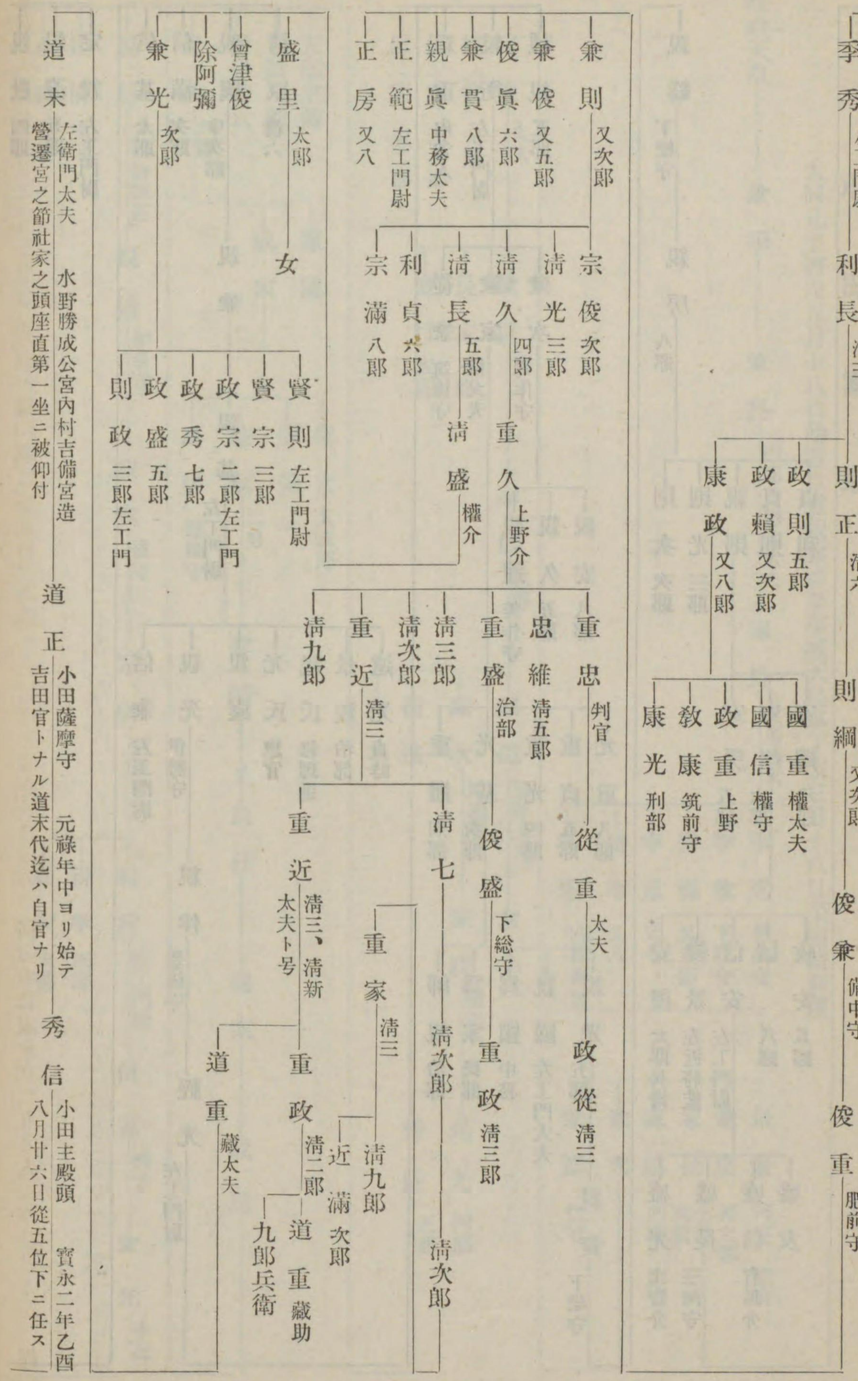

秀堅 小田中務少輔 元文二年丁巳二月十九日從五位下ニ任ス
秀政 小田因幡守
秀末 小田主殿

上有地村

寺壹ヶ所　淨土眞宗

撞鐘

鐘之爲體　両欒九乳　宮商諧兮　兼徵含羽　古佛之制　非因俚禹　篆剋龍文　應世隨矩　寶杵高懸　以擊以掛　一聲放兮　鳥獸率舞　君子發省　豈是思武　悲心所託　感動區宇（福山志料には此次に鬼散圀愁、獄啓深戸の八字がある）休徵匪小　効（郊か）田贍々　穫黍與粱　供佛奉祖　猗歟群生　入蓮華衆

寛保元辛酉年五月廿五日

經藏　額　轉輪藏　南谷之筆

古戸　國司大明神　本社四尺四面　前殿弐間三間

山崎　袋尻大明神　祭九月廿四日

社、有地川筋土手徃還に有、有地美作守勸請せらる。此所の後を御下屋敷といふ。

法大寺　德一大明神　早田（ワサダ）　平野大明神　かしかさこ　岩神

福嶋引渡之節まて上有地、下有地、相方と分たす壹ヶ村にて、大永の比より天正の末まて有地氏三代之領地なり。下有地村大谷御林の近所米迫といふ所有、最初此所居城なりけるか、天怪有て何所へ行ともしれす、人多く失けるゆへ、上有地村國竹といふ所に かりに住居を搆へ、其内に相方に城を築、移られけるとなり。

目崎村

眞言宗　安樂寺　開山不知

元祿撿地之節差出候書付之寫

備後國芦田郡目崎村猪子山安樂寺由來之事

一、當院者眞言宗、京都の末山國本寺は町村敎王山榮明寺にて御座候。

一、本尊は藥師佛、日月光の二菩薩、三尊并行基之直作也。開基を尋るに其來事遠く數々の災燒に屬して記錄みな紛失、あるひは燒失ニ而相知不申候。抑慶長二年迄丁酉（丁酉の二字は迄の上にあるへきか）ハ本堂護魔堂二王門等其外寶藏、方丈、寄（奇）麗に造立し來る處、同年之秋燒失、唯殘候寶物は本尊藥師之三尊、護魔堂、仁王門の本尊多門、廣目、不動之三尊、并皆弘法大師の直作是に相殘り候。其節町村榮明寺有仙法印、當寺の燒失以後、再建の出來さる事を愁、遂に當院に轉住して再興致され候ナリ。其節は毛利輝元公、爲武運長國家安全、貳十餘石を寄附有之候處、福嶋左衛門殿被召上と申傳候。其以後寺内大破に及ひ、諸人一ッに是を哀み、自林の中古屋敷の畑を開き、壹反五畝餘御撿地之願申上候處、先御領主水野美作守樣無相違以前之通被仰付候間、此度之御撿地にも御除可被下候はゝ難有可奉存候以上。

元祿十二年卯九月十八日

芦田郡目崎村

安樂寺

御撿地　御役人樣衆中

備陽六郡志『外篇』

（校訂者曰ふ、上記中『外篇』は原本に無いが前後を推定して之れを加へる）

沼隈郡之一

山波村　初丁
高須村　三丁
今津村　九丁
西村　七丁
長和村　十四
浦崎村　十七
内常石村　廿一
外常石村　廿四
上山南村　廿七
中山南村　三十
下山南村　四九

備陽六郡志

沼隈郡

山波村

神社四ヶ所

生土丑寅大明神　鹽釜大明神　塩濱に有　大歳神　藝州領尾道と當村との境に蛙岩と云岩有、海上より見れは青蛙の後向に居かことく見ゆ。又小社有、いかなる神を勸請しけるや知たる人なし。此所に藝州忠海、かなや。御手洗、若胡屋などゝいへる遊女船、常に繫て往來の船客をとゝめ、幾年か社外の小川にて不淨なるものを濯汚しけり。然るに正德の比、忠海、金屋といへるものゝ遊女壹人俄に狂氣して、我この海濱に鎭座する事久敷、風波の難を救ふ。しかるに不淨の女、猥に社頭を穢し、社外の御手洗に汚穢の物を濯。見よ〳〵此浦に寄來るうかれ女一々蹴殺へしと踊揚て狂ひけれハ、巫謀て如何成神靈にてましますにや、代々つかへ奉れとも不泰知と間けれハ、我は是龍の都にいまし、なみかせのあらきを靜め、民草の榮を守る大歳の神なりと託宣有けるにそ、大歳神と知りぬ。かゝる事とハ存奉らすして御社を汚奉れり、仰願は只今迄の科を免し給へ、神殿を新に造、年々の祭禮を可奉行と祈誓し、みたらしを清め、祭祀を設ける。是より今に至迄、金屋より御社を修覆し、年々祭禮を行侍る。

荒神　一社有。

津留の番所有。伴天連扳荷の高札有。海濱に臨て巖石有、其上に下り松といひて西山派の寺有、當村のこらす彼寺の檀那なりしか、五周圍貳丈九尺貳寸餘有、（原本此の丈尺の側らに「四間半ノ余也」と朱書す）枝葉生茂りて森の如に見ゆ。其もとに小社有、所俗ヲタカウと号す、十月十七日より十八日迄を祭とす、吉備津大明神なり、吉備津彦命此所に休玉ひて杖を立置たまひけるか生付侍るとそ。

仙性庵　安養寺とも云、福山大念寺の末庵なり。往古尾道に安養寺といひて西山派の寺有、當村のこらす彼寺の檀那なりしか、五代目の住持閑居退院の節、本尊の三尊、善道、法然ともに此庵へ取越。其比迄は新寺造立も自由なりけるゆへ、此庵を取立、安養寺とせんと企けれとも、此時の庵主ことの外愚昧の者なりし故、村中不殘、大念寺の旦那になりぬ。高須村曹門寺の所に委記す。山波瓜といひて青き筋瓜を以て當むらの産とす、他の所の瓜よりハ早く出來て、其上漬物、干瓜なとにして風味よきふ。（うの誤りか）りなり。

高須村

神社貳拾四ヶ所

諏訪大明神

生土嚴島大明神　池の浦の山に有。花表濱邊にあり。如此の形にて甚不恰合なるゆへ、いかなる事にやとたつね侍れハ、鳥居にたつる木を撰に、當村の老翁人東西の山へ入、切らせ侍るに、いひ合たることく、目通六尺廻りにて節曲りすこしも不違材を切出し侍り。仍而態と如斯立侍るとかや。

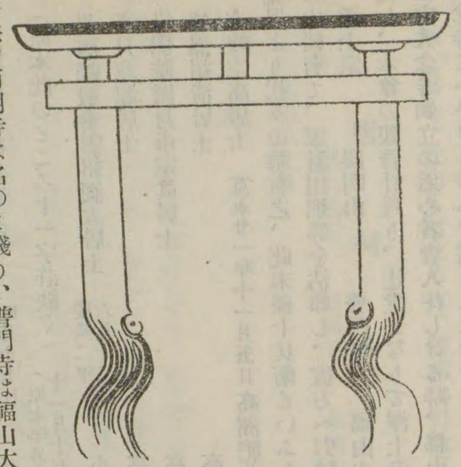

生土八幡　筑（築か）嶋山に有　天神　築島新田に有

古城貳ヶ所

松尾城　太田共云　杉原駿河守　高尾城　阿草共云　古志三郎左衛門

寺貳ヶ所

律宗　香積山　福善寺　尾道淨土寺の末寺なり。住僧のいわく、足利尊氏、九州下向の時、淨土寺の觀音へ御祈願有、再大軍を催し御進發有て御利運の後三万石之餘御寄附有、芦田郡宮内村も寺領の内なりければ、吉備津大明神の別當にて侍りき。仍之祭禮次第の書并に由來の傳記等は淨土寺に所持し侍り。いにしへハ末寺四拾ヶ寺の餘候ひしか、福嶋正則領地之節、寺領尽被取上、末寺等多退轉し、纔、四ヶ寺になり侍る。當村にても西明寺、曹門寺も淨土寺の末寺にて有りしか共、西明寺は名のミ殘り、曹門寺は福山大念寺の末寺となりて淨土宗と成、本名高洲氏也、杉原と改む。元胤より代々の墓所有之。毛利家の位牌を被納、安置し侍ると被語けるまゝ則寫置。

高洲氏ノ家系、下岩成（此割註原本は朱字）
村ノ所ニ委シ

洞春寺殿日賴春公大居士　元龜三年六月十四日　十州太守毛利陸奥守贈三品大江元就

常永寺殿花溪榮公大居士　永祿六年四月　毛利大膳太夫大江隆元

天樹院殿雲嵩宗瑞大居士　寛永二年四月廿七日　毛利中納言大江輝元

大照院殿月澗紹證大居士　慶安四年元祿二年四月十七日　毛利長門守大江秀就　賜松平氏

泰山院殿清高亮安大居士　毛利大膳太夫大江綱廣

（原本此のところ十一字許缺ぐ）十一月十五日　（原本年号缺ぐ）吉川（原本五字許缺ぐ）元春

黃梅院殿泰雲紹淵大居士　慶長二年六月十二日　小早川中納言平隆景

高月意源居士　高須駿河守元胤

綠樹院殿月甫宗眞居士　高洲河內守元可

笠嵩紹清居士　高洲豊後守

玄峰宗高居士　寛永廿一年十一月五日高洲肥前

元胤より代々の墓有之、此末孫十兵衛といふもの當邑の名主にて享保の末まて侍りしか、身上零落し、長州萩の家中高洲市之進知行二百七十石に山緒有て、家財田畑等を沽却し、彼方へ引越。其屋敷跡、福善寺の前に石壘有。

淨土宗　圓明山　普門寺　福山大念寺の末寺なり。尾道淨土寺の末寺にて律宗の寺なりけるか、福島正則の時代に斷絕し、本尊の觀音計殘り、辻堂となりて淨土寺の支配とハ云なから、何宗とも不分、修行者禪門の栖となりける。水野公の御代、福山大念寺創立の道心者壹人住しける時、郡中撿地有之、此堂へも役人來て何宗そと問けれは淨土宗と答ふ、支配ハといひけれハ大念寺といひけるゆへ、然らは大念寺の持なりと極りぬ。其後大念寺蒙光和尚庵を結ひて住せられける。然るに尾道、圓明山、法界院、安養寺といひて三原大善寺の末寺有。慶長の比、秀譽勝庵和尚開基の寺なり、此和尚山波村出生の人にて有けん又は何そ所以有てや山波むらのものとも壹人も不殘、安養寺の旦那なりき。勝庵より五代十蓮社圓長、大善寺へも不レ斷して直末寺にならんと企、上京しける。時に大善寺はやく知て圓長ふさきに本山へ訴へ寺を破却しけれハ、圓長漂泊の身となりて山波村に住し、蒙光と圓長斷金の友にてありけれハ、甚た勞りて（イタワ）善門寺へむかへて住せしむ。仍而安養寺の位牌、過去帳、山号の額を此所へ持來りぬ。右之額を掛置けれハ自ら圓明山、山号となりぬ。額ハ白一子か手跡なり。圓長住居して延寶のころより旦那も付て寺とハなり侍る。安養寺破却の節、本尊両祖なとハ山波仙性庵へ取越ける。

阿彌陀堂　阿草に有。惠心の作、蓮臺より後光迄七尺餘の座像、上品中生の彌陀なり。徃古西明寺と号す律宗の寺なりけるとそ。此阿草といへるハ里より半里餘山奥にて、鹿、兎おほき悪所なり。此所に武助といへる古代よりの百姓有、聖德太子の畵像を傳來す、誰の筆といふ事をしらす。昔より輪灯を釣たり、凶事あれは自ら火とほる、火とほりたる時は、かならす凶事有。件の畵像古くなりて再興する事もならさるほとになりけるゆへ、西村万福寺の住僧、上京の序、此畵像切々になりたれは、表具することも成ましし、木像を作て其軀中に藏めは疎末になるましとて、京都にて佛工に誂て好の通に拵て下しける、是にてハ以來凶瑞を示し玉ふ事有ましと思ひけるか、寶暦六年子七月の末、火灯る。晦日の夜大風あり、同七年丑七月、火灯る、其光去年に勝れり、是たゝ事ならすとおもひけるか、果して廿六日午之刻より大風吹て、御城内天守、櫓の鯱を吹落し、神社、佛院、侍家、民屋を吹倒し、田畑の損亡夥し。此自ら灯たる火、尋常の灯火と違ひて、光甚敷して麥藁なとを焚ことくの音有とそ。

西村

寺壹ヶ所　淨土眞宗　万福寺　本鄉東藏坊之末寺也

神社大小貳拾八ヶ所

（八幡山王權現）一社

東村、西村両むらの生土なり、徃古は三社にて有たる成へし。熊野權現は粟村の先祖勸請したるならん。風呂屋といへるアサ有。當むらに粟村一黨と云有、いつれの比にや有けん、都より當國へ流されたる人有、熊野へ詣る事七度に至り、感應の告有て富饒になりけれは信心彌增、年々詣けるか、熊野神子の美麗なるを倶して歸り妾とす。妻妬甚く浴室に入たるを外より戸をしめて焚殺す。其浴室の跡を今に至て風呂屋といふなり。姜死する時、叫ていひけるは、後世子孫末々に至て貧窮になすへしといひけるか、此一黨のものとも何れも豊なるハなし。しかれとも徃古より久しき家筋の者なれハ、一村のもの疎にハせさるとなり。

二宮　荒神　拾四社　太歳神　三社　疫神　壹社

若宮　壹社　太歳神　荒神

阿彌陀堂　藥師堂　地藏堂　辻堂七ヶ所

禰宜　立上隱岐守

庄屋吉郎右衛門ハ、新庄本郷の城主古志清左衛門か家臣井上大炊頭か子孫なり。先祖大炊頭ハ甚輕わさなりけるか、或時清左衛門鷹野に被出けるか、鷹鳥を取て井の内へ落けれハ、續て飛いり、井の内の有て今迄の家紋井けたの内にあまを入へしとて有けるゆへ、かくのことく紋を付る。

當村は九州の街道なり、秀吉公召呼清左殿へ御念を被入、御使者に預り過分之段即荅被仰けれとも不レ唯、宮敷鳴津龍伯和談調たる節の事にや、たのむと有ける時、某か主人は古志清左衛門と申候、御返答にて候者今一應可龍伯此所を通り給ひける時、被仰聞とにかり切て申けれハ、是は甚誤れり、清左衛門殿へ御念を被入、御使大炊頭使者に出て、是迄御堅勝者に預り、殊更御使者柄と申、一入忝と被仰けれハ、謹て承り罷立ける。龍伯、に御旅行被成、珍重奉存候段、大炊か後を見遣玉ひて甚感し給ひけるとなり。家系傳記なとも有けるならんか、主人古志清左衛門使者を以て申稍、日記計殘りて右の如くのことを記せり。上るとて演けれハ、大炊を近く被大町山　福田兵庫か城跡なりといふハ誤なり、兵庫ハ清左衛門が家臣にて貢米取立の役人なり、此所に納米藏并に兵庫役屋敷有て、納米を入置けるとそ。其節迄ハ年貢を催促する事もなくて、兵庫此山上に登りて百姓共米を收よと呼りけるとなり。

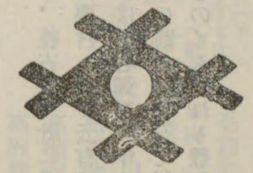

今津村

一、辻堂八ヶ所　西町　東町　東の端　下の堂　堂河内　寺河内　坪のもと　彌助か下

一、寺三ヶ所

眞言宗　新熊野山　西方院　蓮華寺

同　新熊野山　東方院　藥師寺

両寺ともに尾道西國寺の末寺なり。

淨土眞宗　善性寺　山号院号ともになし。山南寶光寺の末寺なり。

神社大小八ヶ所

劍大明神　社弐間　拝殿弐間　五間

當村庄屋　神主　河本宗四郎

禰宜　立上隱岐守

劍大明神の由來

古より申傳たるは、此浦へいつくともなく、うつほ船壹ツ流れきたる。漁父共是を見、いかなるものやらんと、彼舟を打割てみれハ其中に唐人三人まし〳〵けるか、御言葉をきゝ分る事なし。此間獵のひあへり。爰に此所の庄、田盛庄司見奉るに常の人とも見へさせたまわす、不思議におもひ料紙硯を奉り子細を承り、いそき供奉し、當浦の西の山上に御殿を建、移置奉りける。扨異國よりきたらせ玉ふ事いかなる事と尋申せは、新羅國の帝にて渡らせ給ふか、往古我朝にて素盞雄尊にてまし〳〵ける。又並の國の帝ハ八岐の大蛇なり、しかるに素盞雄、おろちを退治有し御報により、又彼みかとの爲に如此ならせ玉ふ由。偖異國より流來りたまふ所の島に宮居を建、劍大明神と可仰ふ。偖異國より流來りたまふ所の島に宮居を建、劍大明神と可仰と有、異國にて御心を寄られし山なるよし。同六月廿八日、彼島に一ツの石金輪際より出現して形、劍のことく、則御神躰と崇奉る。御山の内、嚴島の弁財天とて石有、空穗舟を此所まて守護したまふなり。王子の宮、臣下武の宮右の山に有、王子山と号す。庄司か廟所、前の山に有。社は傍に有。則爲二末社一田盛明神と号す。夫より毎歳三月廿八日、王子武の宮におゐて御神事を相務め、六月廿八日、御宮御祭禮にて、貴賤群をなし、汐間の市と号し、隣國の輩迄集り、日を逐て御繁昌にて、御利生揚て難計、筆にも及かたしと承傳へ申候事

天平六年六月

社僧　蓮華寺

劍大明神記

備之後州叡大明神者、素盞雄尊也、今津ノ之鎭坐第四十代天武白鳳丙子三月廿八日也、當于時海上有二暴風惡浪之異一、衆人愕然而曰、未下曾見上如二此惟異一、有二郡主田盛者一、見二海上三人乘一破船一而漂然、問曰君何國何里何姓名乎、雖レ有二舟人答一、和漢音異而不レ能レ知、見舟人形貌容儀非二凡庸一、以入二私宅一、獻二硯筆一、舟人書曰朕ハ新羅王、爲レ避二劉仁軌難一於日東一及レ此、敢問日域歟、田氏拜首曰、誰知天哉、異朝君王到二吾鄙一亭、則卜二西山之巓一、移レ之、達二天聞一、請二好隣之憙一、未下天勅上、丁丑六月崩、葬二前山一、戊寅六月廿七日夢中告二田氏一曰、吾晨（曩か）昔在二神世一号二素盞雄尊一、始降二新羅一、到二扶桑一、造國造二百種果樹一々林一者、今太子大貴（ヲホアナムチ）是也、未レ盡二新羅之神緣一、故暫時降二神魂於彼國一、今歸二扶桑一、此地可二居住一、經（ヘ）奏二營レ焉一、所レ

帶劍即吾神心之寶劍也、外無神覺告新羅太子、太子笑不答、然而後及太子崩、告田氏、吾欲歸宗源混元、子父王與朕並所從之僕可崇三社、守扶桑皇祚、增武臣之勇、退異國凶賊、令三韓自臣伏、若有亡神慮、凶惡起于國矣、太子崩而崇三社、太守稱劍宮、次名王子宮、三名武宮、以每歲六月廿八日祭之、寄庄田、爲朝家之崇神、田氏有難而祈、感夢中而得寶劍、寇退靈驗不遑毛擧、信而有餘、龍趣獻灯、況人類乎、小社又信、況我國無比靈神乎、爲知之以書之而已。

此両通、神主宗四郎所持す。右之記、文字置字などの文法宜からすとて、享保の比、伊藤長英再訂の述作あり、趣意同し事なる故不寫之。

神前に石塔のことき石あり、是右記す所の嚴嶋の明神也。又坂の下、山の傍にそひて梵字を彫たる大石の重りたるあり、其重たる石の間に守宮のこときもの現す、辨天の神靈なりと。花表の西の脇に枯(古)木茂りたる少(小か)き石山有、此所に田守の庄司か廟所有、その傍に小社有、枯木の荒神といふ。田盛明神社前の東の方に小社有、街道の北の方に古木茂りたる小山有、是則王子の宮、武の宮の社なり。又劍の拜殿の傍に鐘有。

銘曰

粤有天祠、號劍大明神、鎭押此所、年齡幾許、飢歲祈禱疫疾祭祀、靈應揭焉、猶如空谷呼應、以故爲神恩報賽、鑄銅鐘、以欲懸斯地、雖然貧道元無陶家之貯、正等憲室之乏日慈、御代官橘氏牧村重治、令奏達太守、蒙其尊旨、錫振于閭里、鉢乞于國郡、一器不日衆力早功也、予不勝凞悄率爲之銘詞、其銘曰。

劍社壇上　簞簋新成　浪音和響　霜氣發聲　龍天守護　佛陀證明　德遍隣里
功震魔榮　船客破夢　旅人跂行　百穀豊穰　民士昌平

于時寛文十三癸己載二月廿八日

備後沼隅(隈)郡今津村　藥師寺　阿闍梨成範
蓮華寺　阿闍梨賢意

御代官　橘氏牧村彌兵衛尉重治　撞初　後藤次郎兵衛蕃定　鑄工　森田庄九郎正次

當國に古き神社多しといへとも兵火の爲に烏有となり、或は社地を轉し或ハ神名を替、或は破壞して名のミ殘れり。然るに當社は白鳳の以來在て天平の古より千年におよふといへとも異變なくして當今に至り六月廿六日ゟ晦日に至て祭禮を行ひ、參詣の貴賤群をなし、芝居、遊女入つとひ、年々繁榮新なり。其社たる地幅より板を以て塞き、少の隙をあらせす、是御正躰金輪際より生せる石なれハなり。社地大山にあらされとも景趣目を極かたし、巖石崔屼として仙掌をさゝけ、枯(古か)木繁茂して尽く苔むし、社頭より花表まて壹丁餘、並木の松有て綠の色曦に映し、左右は田にて稻葉かせに聳き、南は遠干瀉渺々として南海、四國の地を見渡し、北は九州の街道にて行人、征馬道に絶す。寛保四年の夏、飛鳥井中將雅重朝臣、宇佐宮奉幣使として此所を通り給ひしか、暫、御駕をとゝめられ、御參詣有、逍遙し給ひしなり。

神主宗四郎ハ、田盛の庄司か後孫にて、代々當村の庄官也。氏を田盛と号し、住所は往昔よりの屋敷にて町家より壹丈餘も高き山屋敷なり。しかれ共、河本といふ。寛文の比まて、此邊は遠干潟にて、宗四郎屋敷の門前迄、入河也けるか、潟は田畠となり、河は町家建並ひ、九州往還の驛となりて河本といへる形もなし。後世に至り而は上古よりいひ傳へたるアザを失ん事を思ひて、曾祖父以來河本を氏とハしけるとなり。

大明神一社　荒神五社　枯(古)木荒神　若宮荒神　彌助荒神　中之荒神　西之荒神
辻堂八ケ所　西町　東町　東の端　下の堂　堂河内　寺河内　坪の堂　彌助下

陰陽石　街道より北、田の中にあり。陰石は西の方に有て、陽石東の方より相臨めり。天地自然の造物、本朝無類の名石なり。鳴岩、鸚鵡石などいへる名石有て、希有のものといへ共類有。今此陰陽石は外に有事をきかす。

長和村

神社三拾六ケ所
生土　福井八幡

神主　地頭分村　福成寺
同　佐波村　佐兵衛
社僧　當村　正光寺
禰宜　六人
社人　和泉

嚴嶋大明神　艮大明神　大明神　大明神　山王貳社　荒神拾三社　疫神三社　黄幡貳社　山神貳社
地主壹社　室神壹社　貴布禰貳社　同　越前
同　三河

辻堂三ヶ所　ひじや　茶ノ木の端　小路

目扳(スケ)堂の觀音　此觀音玉眼にてありけるか、いつの比にや玉眼ぬけたる故、斯名付ける。

藥師堂貳ヶ所　内壹ヶ所遍照寺の藥師と云。

觀音堂

寺壹ヶ所　眞言宗　草戸明王院末寺　正光寺

備之後州、沼隅(隈)郡、長和邑、施無畏山、正光蜜(密)寺、鐘名並序。

當寺先住舜海曾來而謂予曰、吾寺行基菩薩之創剏、本尊正觀音、則師之彫刻、靈驗猶揭焉、往元祿年中、檀家勠力、都斯新可謂周備矣、正德三癸巳年中冬、不圖羅烏有之變、一朝亡失、咨傷(シイカナ)、古刹終廢、歎蜜(シイカナ)(密)行斯歇、不忍感慨、飛錫於遠近、需嚫於貧富、徐茅窟(窩又は寓か)落慶矣、亦欲勸有信、懸梵鐘(テ)、不失晨誦夜禪、永爲般若之標幟、請撰幹緣之序、慇懃逮三、不能固讓、擬俚語其序越不倦寒暑、提疏於皂白水緣於貴賤、將鑄鳧鐘未成焉、去秋寢疾、金丹無驗、醫療尽術、初冬廿四日安然寂、世壽六十有八、噫(ア)惜哉、不借壽焉、其若身篤志堪感心、予兼檀家共圖舜海闍梨之嚫裕、命冶工鑄花鯨耳、是則舜海雖勵力未到時緣、今也時緣熟者歟、然則此功回法界、此德及群品焉。銘曰。因緣函蓋　霜乳出型　響通法界　德被顯冥　諸天擁護　轉福(禍か)延齡

國家饒益　如意安寧

享保十巳己十一月廿一日　中道山　現住　大阿闍梨觀意上人謹言

古城二ヶ所

片山　目扳堂の南に有　城主　三谿備前守　(此項中、城主以下は後に書入れた形跡がある)

的塲　正光寺の後に有。

二(一の誤りか)ヶ所ともに城主不知。

浦崎村

神社拾九ヶ所　當村の生土八幡、金見村に有。

生土　住吉大明神　本社壹間半四面　濱床半間　舞殿貳間梁三間

大師筆紺紙金泥ノ大般若五百卅九一卷有、誰人ノ奉納ト云コヲ不知、卷首般若會上ノ畫有(大師以下此行原本朱書)

神輿藏　神主　神原左京

鐘樓　禰宜　山根攝津守

備之後州、沼隈郡浦崎村、住吉大明神、鐘銘並序

欽惟當社大明神者、本地虛空藏大薩埵也、然則内祕大士威而被擁護於冥應之無私、外現神明儀而與福祐於禨感有祈、誠以黔有之像也、豈夫不宗恭哉、粤神原氏重久、同名喜明、與諸氏子等、發大願再鑄華鯨、掛寶前矣。

梵鐘遠響　聲震十方　旦催神樂　夕滅災殃　德功博々　利益洋々　社頭万歲

若流水長

元祿三年　三月十三日　施主　神原又左衛門重久　惣氏子中

庄屋　神原半左衛門重共　供養　導師　堯意　法主　光音寺　空圓

治工　備中小田郡矢掛住　撞初　同　久右衛門重信　宿　豊田茂兵衛

享保五年　二月晦日　庄屋　神原助四郎喜明　惣氏子中

撞初　法運寺隱居一外　宿　吉岡利兵衛正重

神主　神原左京　禰宜　山根兵部

治工　備中小田郡矢掛住　藤原朝臣高艸彦八郎盛次

(校訂者曰、鐘銘は一なるも、鐘は前後二回鑄造したものか)

神輿藏の脇に古き石塔有、シュの御前といふ。
石鳥居　元祿十三年　九月建
嚴島大明神　小社　前殿貳間　三間
滿越のはまに有。
太神宮壹社　ゑひ　王太子壹社　高尾　夷壹社　濱　權現壹社　戸崎
家廻り　寺の後　宮の尾　戸崎　上り谷　ほうせんな　東　ほさき
寺壹ヶ所　曹洞宗　萬年山　法運寺　分郡山手村三寶寺末寺
開山　三寶寺三世、天勢虎旭和尚。
弘法の腰掛松　滿越の濱、砂留と云所に有、根の高さ三間ほど土りたる松なり。
古城壹ヶ所　城主下見右近　貞享、延寶の末迄嫡流下見太郎右衛門と云者、當村戸崎と云所に住しけるか、奥州に事へ麁流のもの漁人となりて海老に住し、太刀、添差、唐銅の猫の香炉なと今に持傳侍り。下見か家來筋のものまゝ殘れり。
普賢堂　ほさきに有。圓丹山、西明寺といふ。法運寺一外和尚開基せらる。
藥師堂　おゐはやしに有。一外和尚の開基也。
右両所ともに法運寺の支配なり。
地藏堂貳ヶ所　櫛のはま　大土手
觀音堂七ヶ所　庄屋助四郎建立　戸崎　ひかし　ほうせんな　ゑひ　浦さき　しま　灘
元和五年大崎玄蕃、間嶋美作引渡の高辻帳ニは戸崎村といひて、貳百拾八石九升九合の高なりけるか、勝成公の御代より段々新涯を築せられ、戸崎は、アサとなり、浦崎を村名とせられ、松之烝公御逝去之節は六百四拾石餘の高となりて、□祿(元祿か)の撿地にて八百五拾四石餘の御高とは成侍りぬ。南浦海老より、ほさきの間三百六拾間の土手を築、貳百石餘の新涯有。

（寫眞は海老—ゑび—觀音の風景で、著者の自讃賛である）

右七ヶ所の觀音堂の内壹ヶ所海老といふ所に有。其地の風景態と掬たる假山に似たり、賦一章。（一七四頁寫眞版參照）
池大小貳拾八ヶ所　池の内　上り口　五郎田かいち　佐倉　もゝ谷貳ヶ所　小はやし　もちのうち　森屋　西坂　犬吠　鯉さこ
とう〳〵　大人谷　海老　西高尾　池之内　長坂　小佐倉　さくら　こさき　もちのうち　ほさき　なかいた　新庄　なかいた
船隱シ　しちやう

内常石村

神社六ヶ所　神主　九兵衛
生土八幡　社壹間四面キサハシ濱床迄半間　前殿五間貳間　禰宜　野島若狹守
貴布禰　一社　松尾に有　太神宮　同所に有　明神　長なり　同所に有
明見　寺壹ヶ所　淨土眞宗　白石山　高泉寺　山南光照寺末寺なり　同所に有
辻堂貳ヶ所　松尾　奥江　山神　同所に有
帳面にハ藥師堂貳か所と有之共、壹ヶ所ハ松熊の觀音堂なるへし。
藥師堂貳ヶ所　藥師ハ長と一所に有。
敷名番所　往古よりの關所にて、俊寛、康賴、成經、鬼界かしまへ流罪の時繫船したる所なり。
千年藤　嚴島の明神の下に有、近き比迄知る人も希なりける故、正襲公千年藤といふ札を立させたまふ。平家物語曰、治承四年三月廿六日鳥羽法皇安藝國嚴島へ御幸有。入道相國最愛の内侍か宿所ニ皇居になり、中二日御逗留有て、廿九日御出船有。折節波風はけしく、御ふねの漕もとさせ、其日は嚴島のうち、有の浦にとゝまらせ給ふ。上皇、大明神の御名殘惜みに、哥仕れと仰けれは高房少將。
立歸る名殘も有の浦なれは神も惠をかくるしら波
夜半計に風靜りて海上も穩なりけれハ、御船漕出させ、其日は備後國敷名の泊に着せ給ふ。この所は去、應保の比ほひ、一院御幸

神主　山根攝津守

の時、國司藤原の爲成か造たりける御所の有けるを、入道相國御まふけにしつらはれたりしかとも、上皇それへハ御幸もならす、けふは卯月朔日、衣更（コロモカヘ）と云事の有そかしとて、各々都の事を宮ひ出し詠やり玉ふほとに、岸に色ふかき藤の松の枝に咲かゝりけるを、上皇叡覽有て、あのはな折につかハせとおほせけれは、大宮の大納言隆季卿承て、さししよう仲原の保貞か、はしふねに乘て、おりふし御前を漕通りけるをめして折につかはす。藤の花を松のえたに付なから折て參らせたりけれは、心はせ有なと仰られて御感有けり。此花にて哥仕れと仰けれは、隆季の大納言。

千とせ經ん君かよはひに藤浪の松の枝にもかゝりぬるかな

二日の日は備前の兒島に着せたまふと云々。

信濃前司行長記曰、備後の國（シナ）重浪の泊の岸に藤のかゝりけるを

千年へん君かよはひに藤波の松の枝にも懸りぬる哉

無口泊　口なしの泊ときけハ身にしみていひもやられぬ物を社思へ　俊頼家集

敷名より能登原の間、南ハ田島、北は當石、草深の山を負て、難風の節、かゝりはよき所なり。草深の新涯出來さる以前は入海にて有たるなれは、嘸大きなる築り場にて有たるなるへし。今も山上より見渡せハ、出入の口見へさる所なれは、無口のとまりと昔よりいへるもむへなるかな。或人曰、無口泊と書てシキナとよませけるか、宗休公むつかしきよみなりと被仰、敷名と書替させられしと、慥成書ものありと語られしゆへ、敷名の藤の哥、口なしの泊の哥あり、是を以て考れは、敷名と無口の泊とハ別々なる事明らけしといひ侍れハ、いやたしかなる傳來の書有之といはれし。毛利の一族に敷名兵部丞といふ人有、是も無口泊兵部丞とかきたるならん、名字にレを付たるにてあらんか、口泊といふ字にシキと云唱有にや、五音の通しもなけれは、旁以不審なる説なり。無口泊とよむは、めつらしき讀なり。

大宮大納言高季

外常石村

一、神社九ヶ所

生土　八幡　社壹間半四面

太神宮　稻荷　山神　若宮　猿神　頭之大明神　辻之大明神　龍王

神主　九兵衛
禰宜　宮太夫

一、寺壹ヶ所　淨土眞宗　無量山　東本願寺末寺　寶田院

鐘銘

當寺開山明光上人、氏ハ藤矣、知レ文而剃レ髮、志レ學而登レ叡、鑽仰累宛傳佛果、臨ニ盛年一隱ニ相州一爾乃離レ市赴ニ菩提一、於是賴朝公建ニ蘭若一爲レ住也、雖レ然先傳難レ解、況時屬ニ澆季一也、唯有淨土得解迷、引遣範恨爲鬱翰絶推知終退レ彼而善師四道弘通、山南ニ建ニ蘭若一、居十餘祖、口決授ニ良誉一、冠ニ一流一、轉不レ錯單ニ教念一、而文祿壬辰臘月晦日、不レ圖罹逆火變而已爲烏有、凡爲有性無レ不ニ歎惜一焉、徒榮艸矣、後々明敎不發弘願焉、檀越橋本里光、法名明道、異可延行法名誓德相攸常石再建佛殿也、良淨國無哀變一立古今然華藏世界之風流也、此道場到者蔦嶋調達、不改殺逆三從五障、不脫垢殼、當位即妙、不改本位、當々位々即是佛果矣、加之欲鑄梵鐘以備晨昏鳥庫、哀哉不得成而終、明曆丁酉從仲春候膳背和送日涉旬、而首夏中六隱化焉、予奉三寶加乞勸十方於士女、營青鑄乍成寶器、而夫鐘備四智三身之功德矣、蒲牢一聲、上徹天宮、下震黃泉、空劍輪於梵救苦於唐三寶諸天擁護邪魔外道屈退三千、大哉鐘功德不無量矣、方冀。

天子万歲　台齡千秋　太守水野日向守子孫榮々　銘曰。

洪鐘新制　質形周全　此打一槌　聲震三千　雲上無色　地下黃泉　醒長夜夢　驚無明眠　法宣梵音　無舌眞詮　見聞得益

施受良緣　邑國繁榮　舍屋櫛連　塵劫寥々　大空平々

御代官　川崎彌三右衛門長勝　眞檀幷十方施主三千餘人

冶工　備中小田郡矢掛住　高艸五郎右衛門藤原盛房作　庄屋　橋本次郎兵衛里吉

當山十八世　直路明運誌之

于岩寛文二年五月日

一、觀音堂壹間半四面　往古海潮山長福寺と云眞言地なり。堂中に古き觀音の木像あまた有、いつれも佛工の刻たるにてハなく、ふつゝかなり。其內壹躰御首計、行基の作有、是を本尊とし侍る。當村の內に藥師寺、觀音院なとゝいへる寺ありけるか、何の世にか斷絶して今ハホノケに殘れり。

四ツ堂壹ヶ所

八幡の御旅所東の濱邊山上に有。其下の海邊に大石四ツ有、是を當石と云。いかなる所以有て如斯名つけしにや、知りたるものな